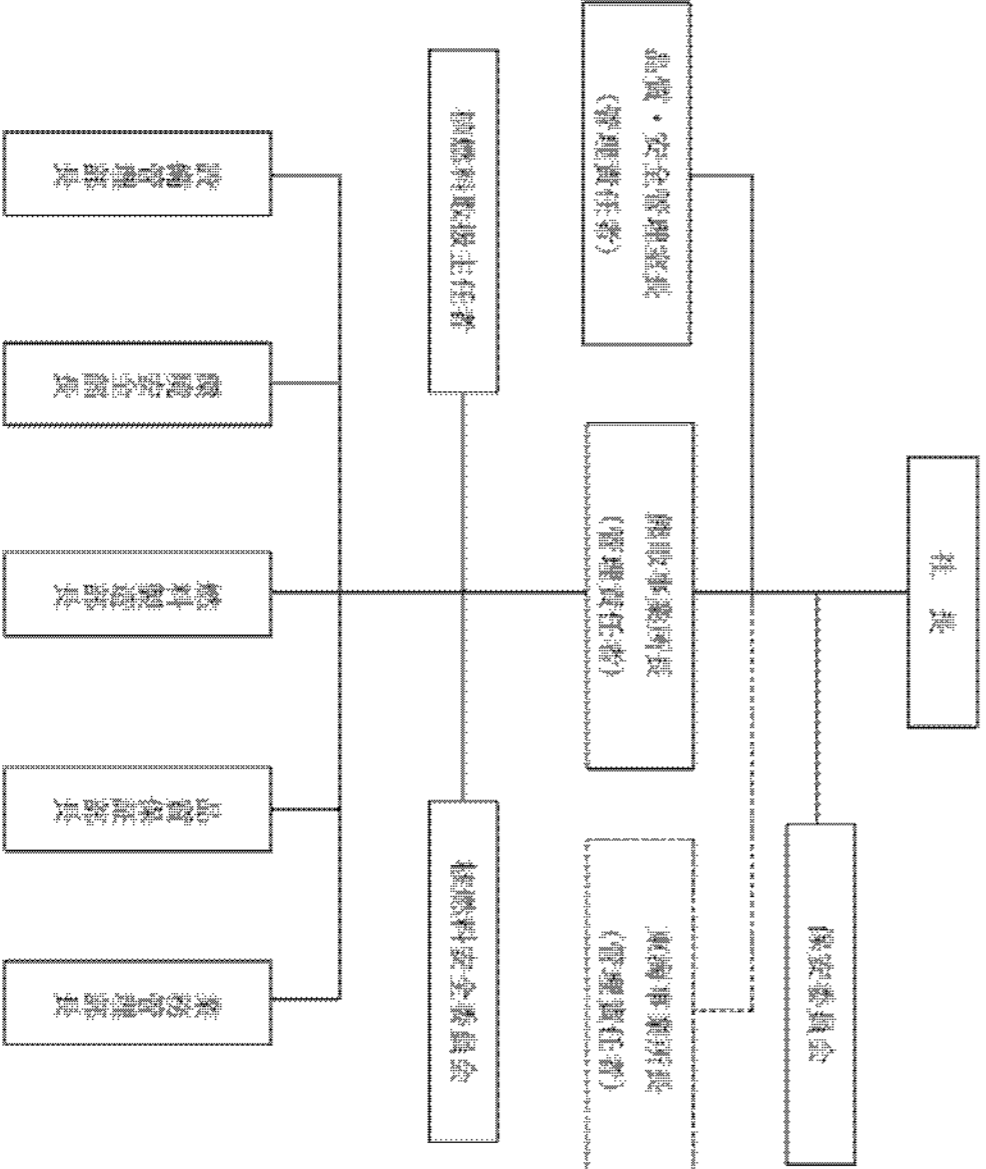
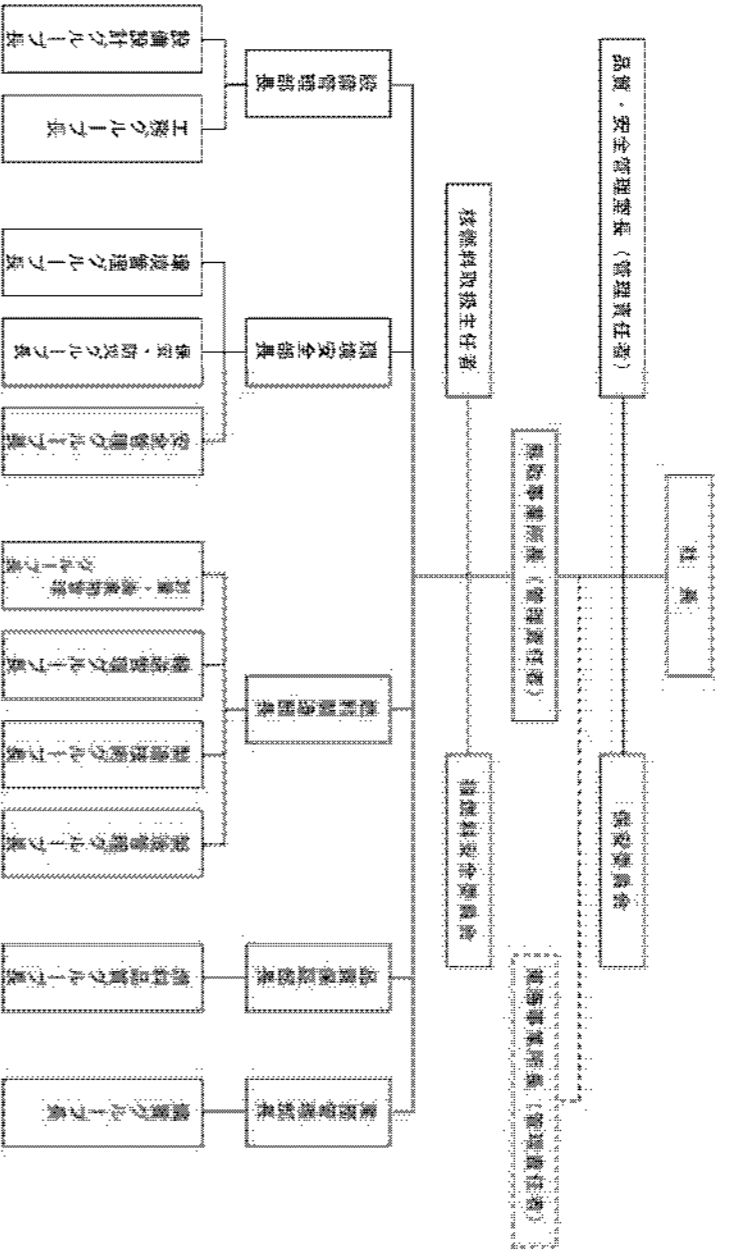


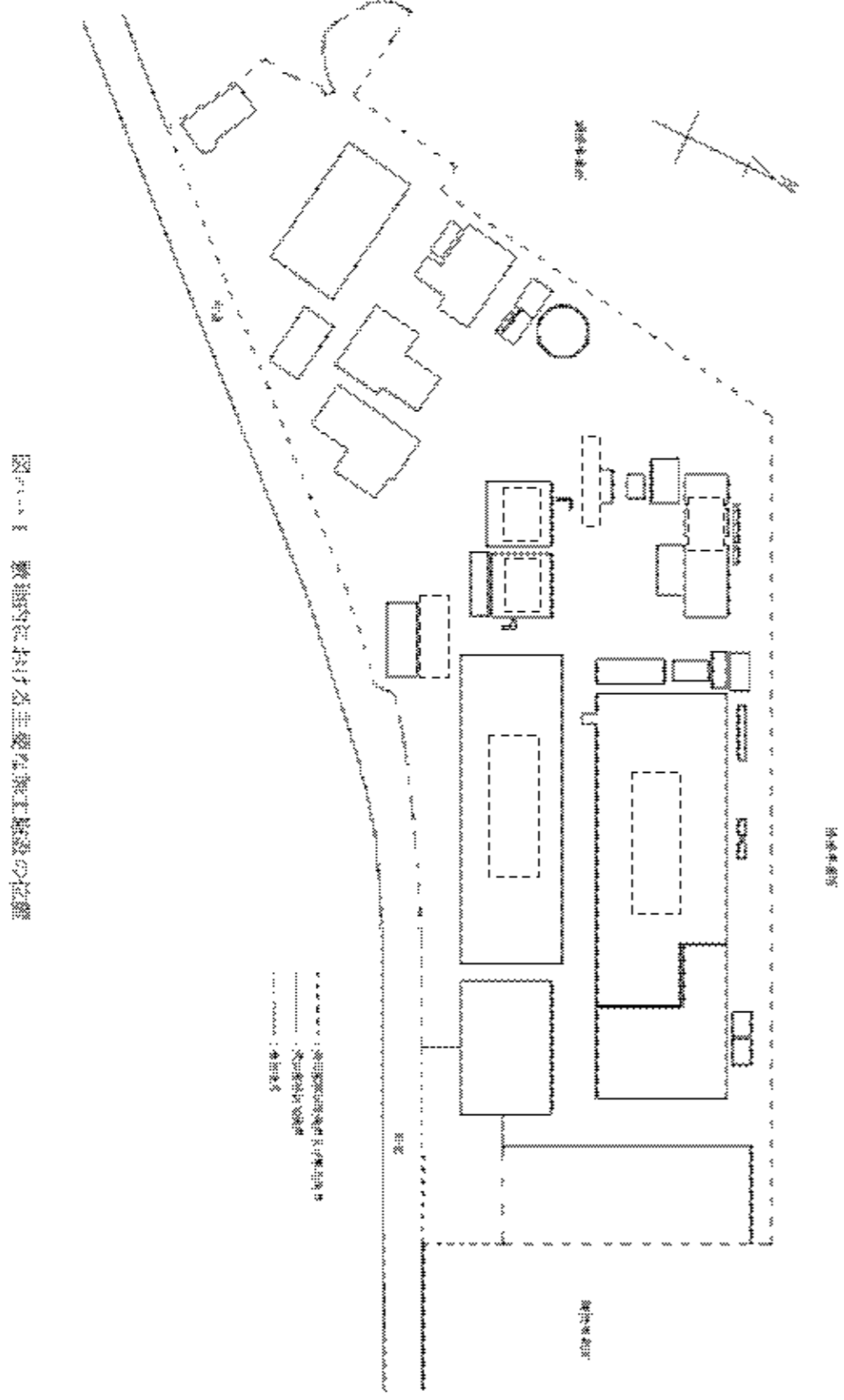
保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

保安規定変更申請 変更後の図表における凡例
 今後補正申請により記載を見直す箇所：
 表：赤字
 図：赤線又は赤枠

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>(加工事業変更許可申請書 p2-4)</p>  <p>添2ハ(4)の第1図 保安管理組織</p>	<p>別図1</p>  <p>別図1 保安管理組織</p> <p>※本規定の運用範囲内</p>	<p>別図1では、加工事業変更許可申請書に示したものと同一保安管理組織を示している。</p> <p>別図1では加工事業変更許可申請書に示す保安管理組織に加え、各部長の下にグループ長を置くことを明確化している。</p>

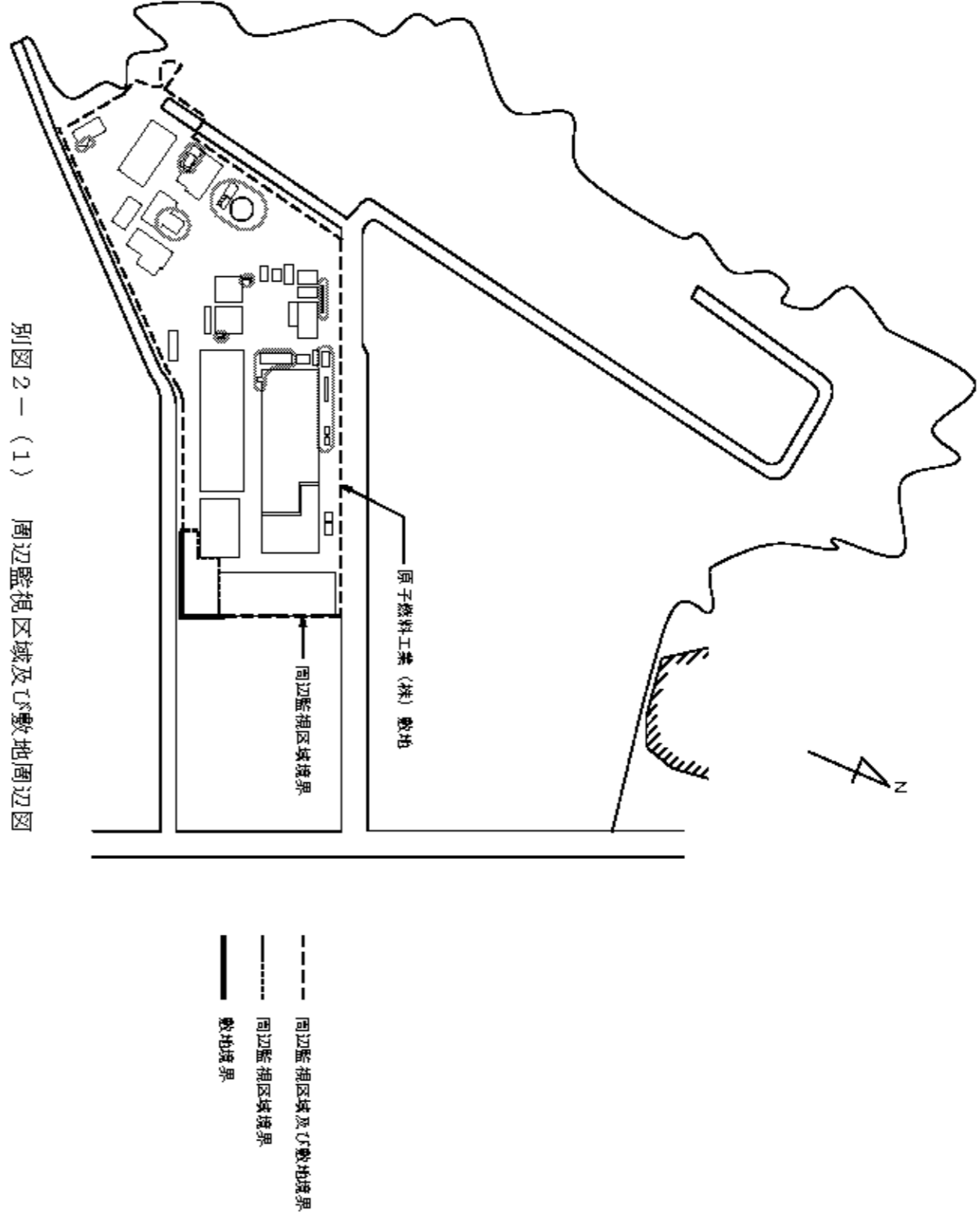
加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p273)



保安規定変更申請 変更後の図表

別図2-(1)



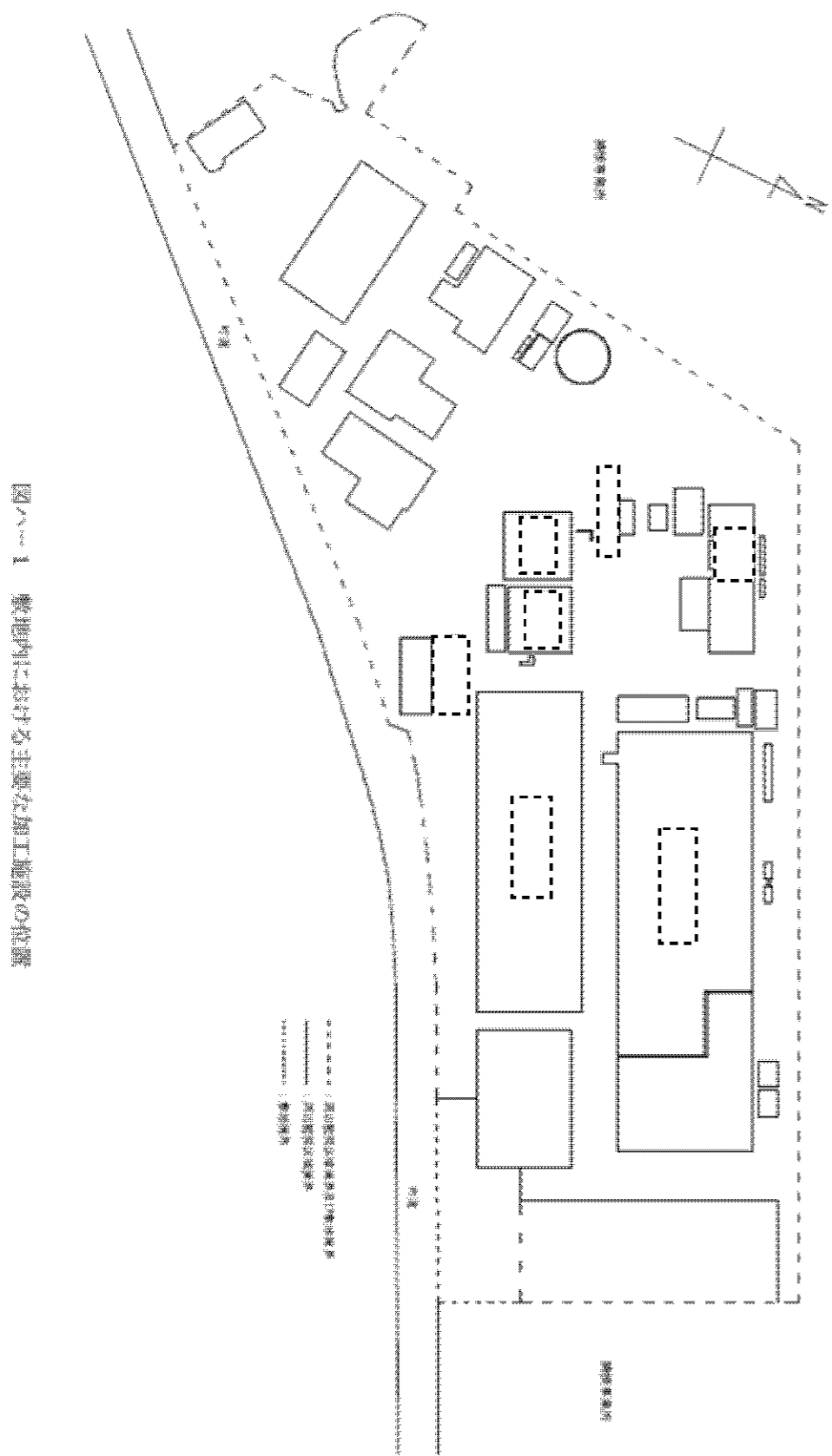
対応状況の説明

別図2-(1)では、設工認申請書に記載した敷地内における主要な加工施設の位置の図を基に周辺監視区域境界及び敷地周辺を示している。

設工認申請書において詳細化した敷地内の建物及び構築物の配置を反映するため、補正申請にて赤枠のとおりに変更を行う。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

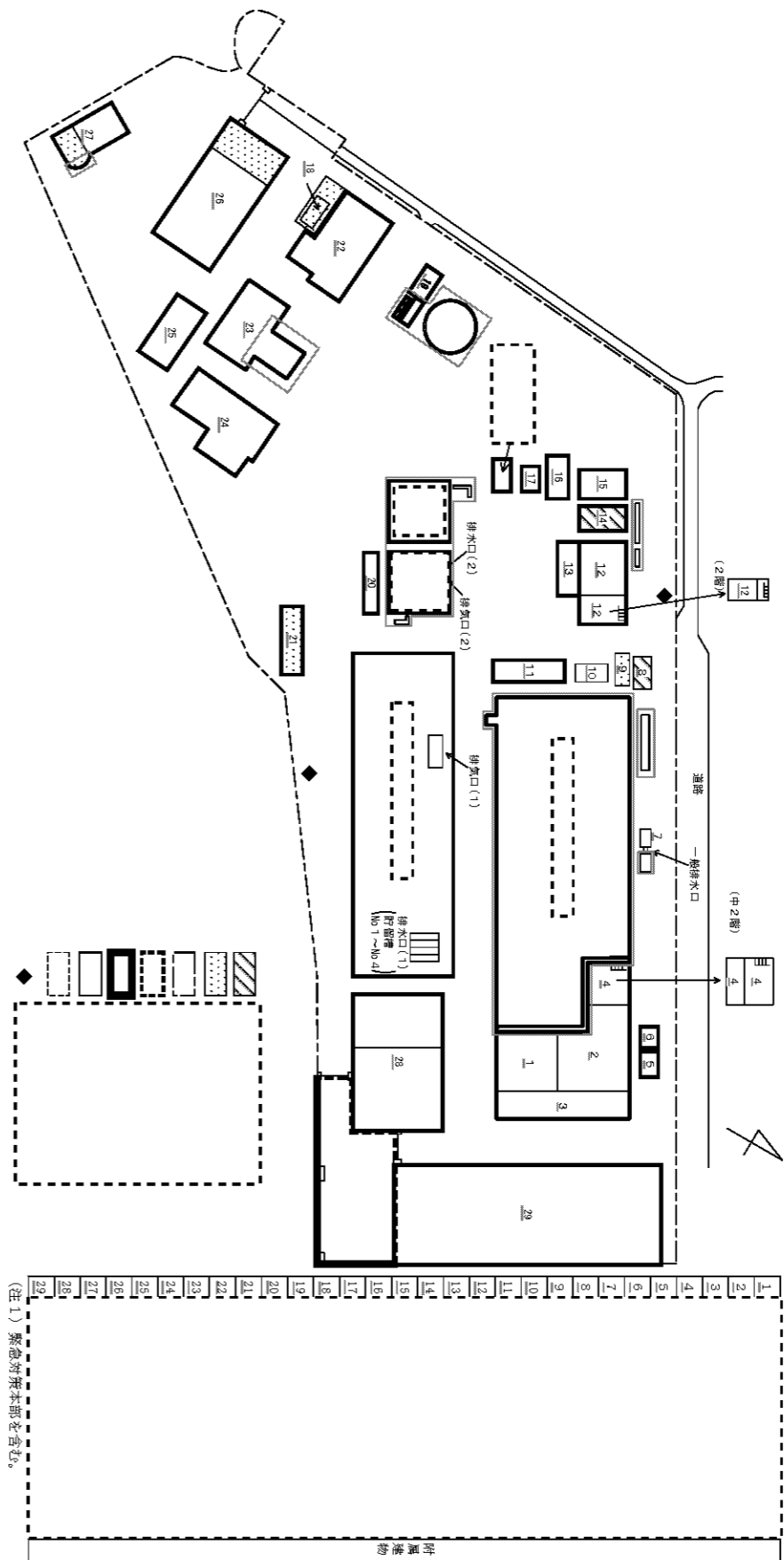
(第5次設工認申請書 p273)



図ハ…1 敷地内における主要な加工施設の位置

保安規定変更申請 変更後の図表

別図2-(2)



別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図

対応状況の説明

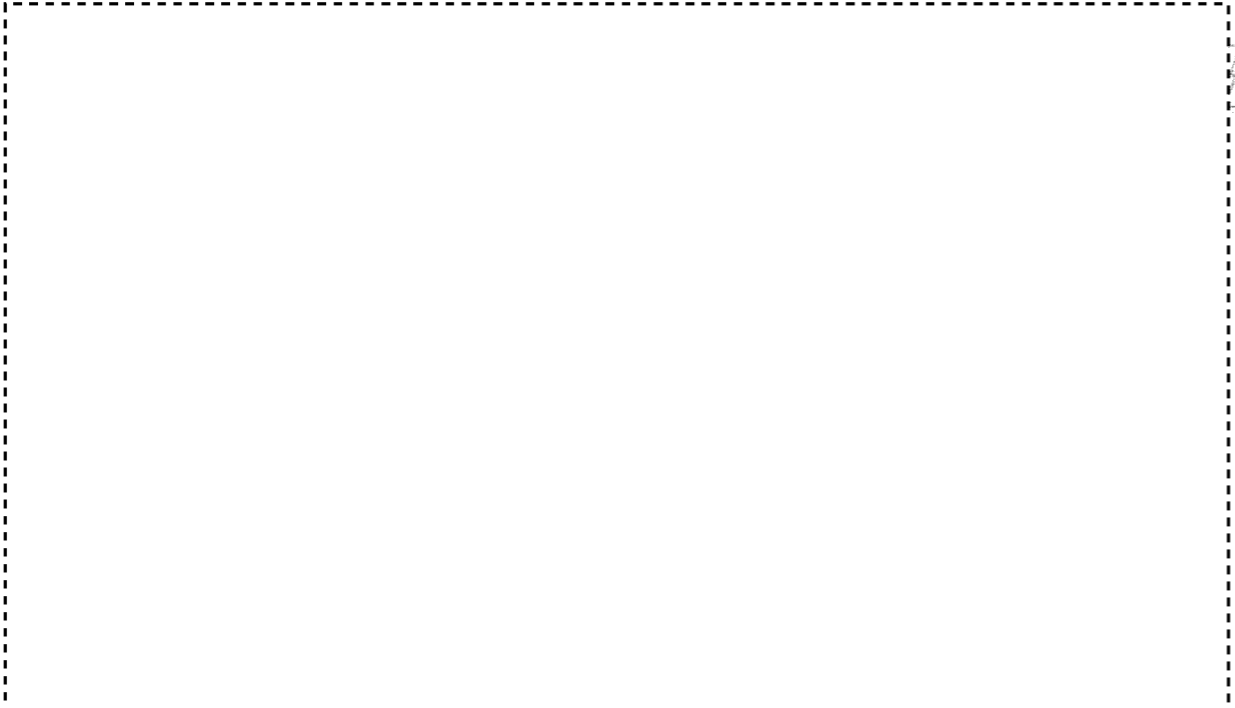
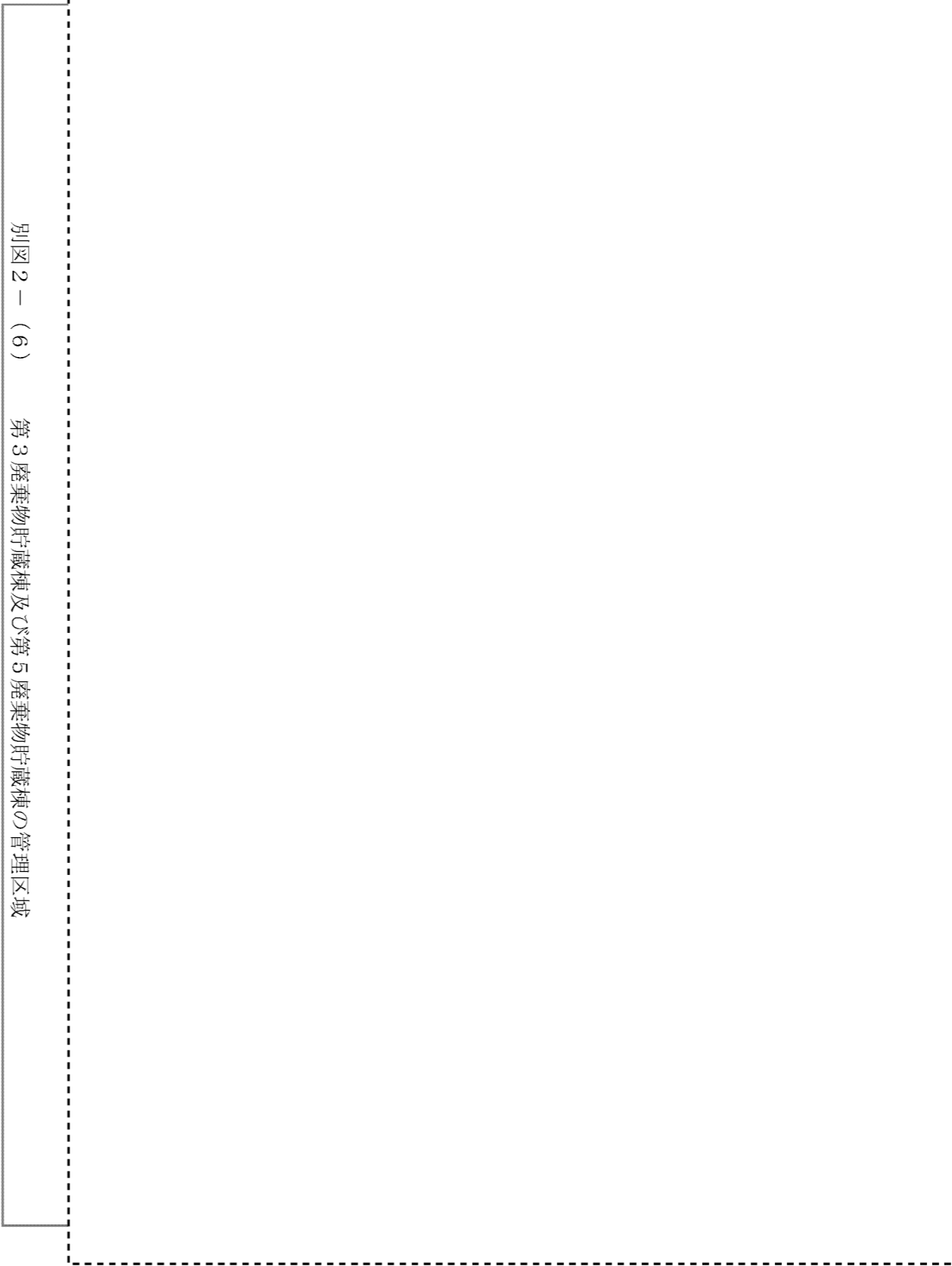

別図2-(2)では、設工認申請書に記載した敷地内における主要な加工施設の位置の図を基に保全区域及び周辺監視区域について示している。

設工認申請書において詳細化した敷地内の建物及び構築物の配置を反映するため、補正申請にて赤枠のとおりに変更を行う。
また、一部を除く建物内の管理区域区分の詳細を別図2-(3)以降に示すこととする。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p data-bbox="133 235 445 268">(第4次設工認申請書 p623)</p> <div data-bbox="201 296 1302 1877" style="border: 1px dashed black; height: 753px; width: 371px;"></div> <p data-bbox="172 764 210 1360" style="text-align: center;">図 2-1-1 (3) 第2加工棟 管理区域区分</p>	<p data-bbox="1350 235 1519 268">別図 2- (3)</p> <div data-bbox="1377 275 2546 1871" style="border: 1px dashed black; height: 760px; width: 394px;"></div> <p data-bbox="1377 680 1415 1402" style="text-align: center;">別図 2- (3) 第2加工棟の管理区域及び保安区域図</p>	<p data-bbox="2588 235 2873 445">別図 2- (3) では、設工認申請書に示した管理区域図に基づき、第2加工棟の管理区域を示している。</p> <p data-bbox="2588 506 2873 716">設工認申請書において詳細化した管理区域区分を示すため、補正申請書にて赤枠のとおり変更を行う。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p data-bbox="133 235 445 268">(第3次設工認申請書 p128)</p> <div data-bbox="184 296 1279 1877" style="border: 1px dashed black; height: 753px; width: 369px;"></div> <p data-bbox="142 743 184 1285" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 48px; top: 354px;">図へ～ 2～ 1～ 5 4 第1加工棟 管理区域区分</p>	<p data-bbox="1350 235 1519 268">別図2-(4)</p> <div data-bbox="1377 285 2540 1877" style="border: 1px dashed black; height: 758px; width: 392px;"></div> <p data-bbox="1389 768 1430 1457" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 468px; top: 366px;">別図2-(4) 第1加工棟の管理区域及び保安区域図</p>	<p data-bbox="2588 235 2878 533" style="writing-mode: vertical-rl;">設工認申請書において詳細化した管理区域区分を示すため、補正申請書にて赤枠のとおり第1加工棟の管理区域、保安区域図を別図2-(4)として追加する。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p data-bbox="130 233 457 264">(第5次設工認申請書 p1539)</p> <div data-bbox="172 281 1276 1927" style="border: 1px dashed black; height: 784px; width: 372px;"></div> <p data-bbox="142 716 181 1367" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 48px; top: 341px;">図1 W1建 第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図</p>	<p data-bbox="1347 233 1525 264">別図2-(5)</p> <div data-bbox="1406 281 2510 1927" style="border: 1px dashed black; height: 784px; width: 372px;"></div> <p data-bbox="1418 730 1457 1472" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 478px; top: 348px;">別図2-(5) 第1廃棄物貯蔵棟の管理区域及び保全区域図</p>	<p data-bbox="2591 233 2873 579">設工認申請書において詳細化した管理区域区分を示すため、補正申請書にて赤枠のとおり第1廃棄物貯蔵棟の管理区域、保全区域図を別図2-(5)として追加する。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>(第5次設工認申請書 p1735)</p>  <p>図ト-W3建-5 第3廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図</p>	<p>別図2-(6)</p>  <p>別図2-(6) 第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の管理区域</p>	<p>設工認申請書において詳細化した管理区域区分を示すため、補正申請書にて赤枠のとおり第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の管理区域、保全区域図を別図2-(6)として追加する。</p>
<p>(第4次設工認申請書 p623)</p>  <p>図ト-4-1-12 第5廃棄物貯蔵棟 管理区域区分</p>		

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

・再生濃縮ウランを含んだ放射性保管廃棄物の保管可能領域に係る記載
(加工事業変更許可申請書 p6-12)



添付資料中の別図3 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物の保管可能領域 (第1廃棄物貯蔵棟 2階)

(加工事業変更許可申請書 p6-7)

ロ. 放射線の被ばく管理

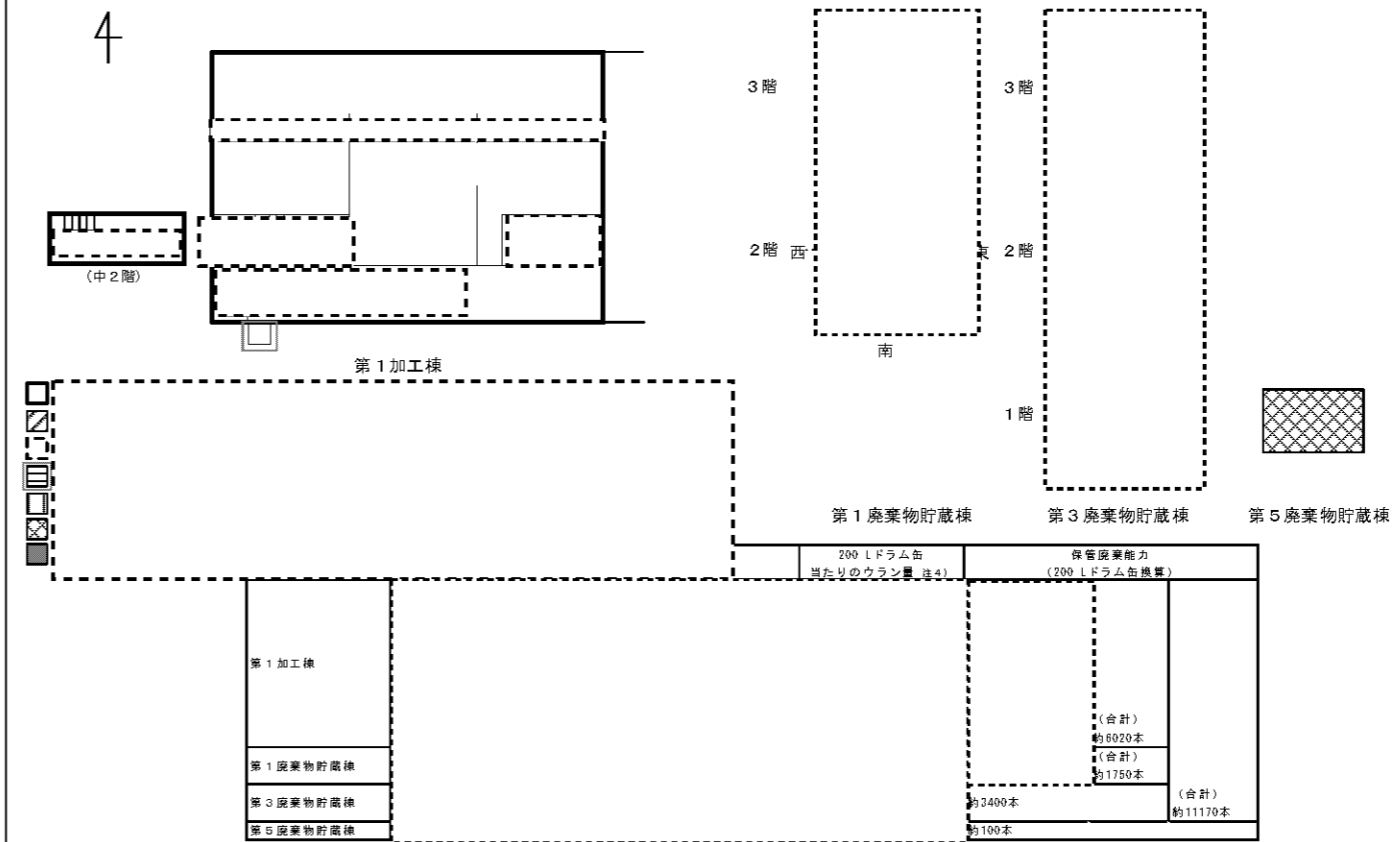
(ニ) 周辺環境における公衆の外部被ばく管理

(a) ガンマ線源



保安規定変更申請 変更後の図表

別図3



注1) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約200本を含む。
注2) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約30本を含む。
注3) ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、チェンブロック）を使用する。
注4) 保管廃棄する放射性固体廃棄物中に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。

別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備

対応状況の説明

別図3では、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき放射性廃棄物の保管廃棄設備に関する事項を定めている。

第1廃棄物貯蔵棟については、加工事業変更許可申請書に基づき再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管場所を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

・保管廃棄設備名称及び保管廃棄能力に係る記載

設工認申請書における仕様表の記載		
設置場所	設備・機器名称 機器名	その他の性能欄
<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>		

保安規定変更申請 変更後の図表

別図3より保管廃棄設備名称及び保管廃棄能力に係る箇所を抜粋

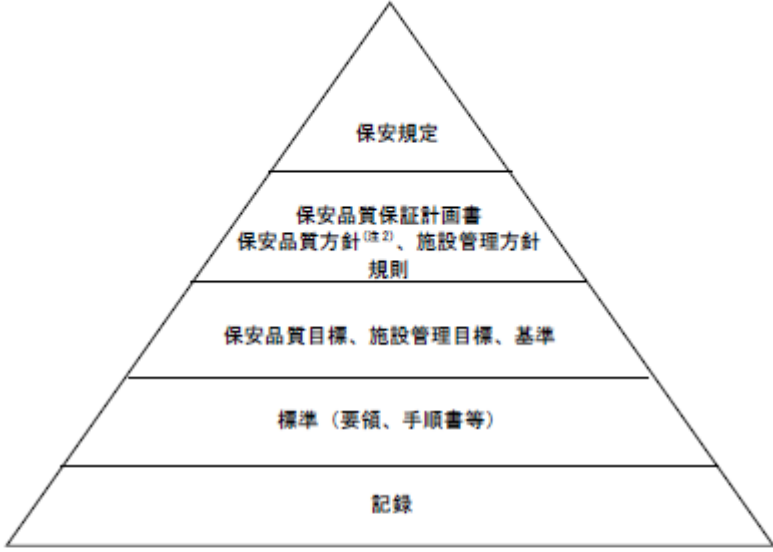
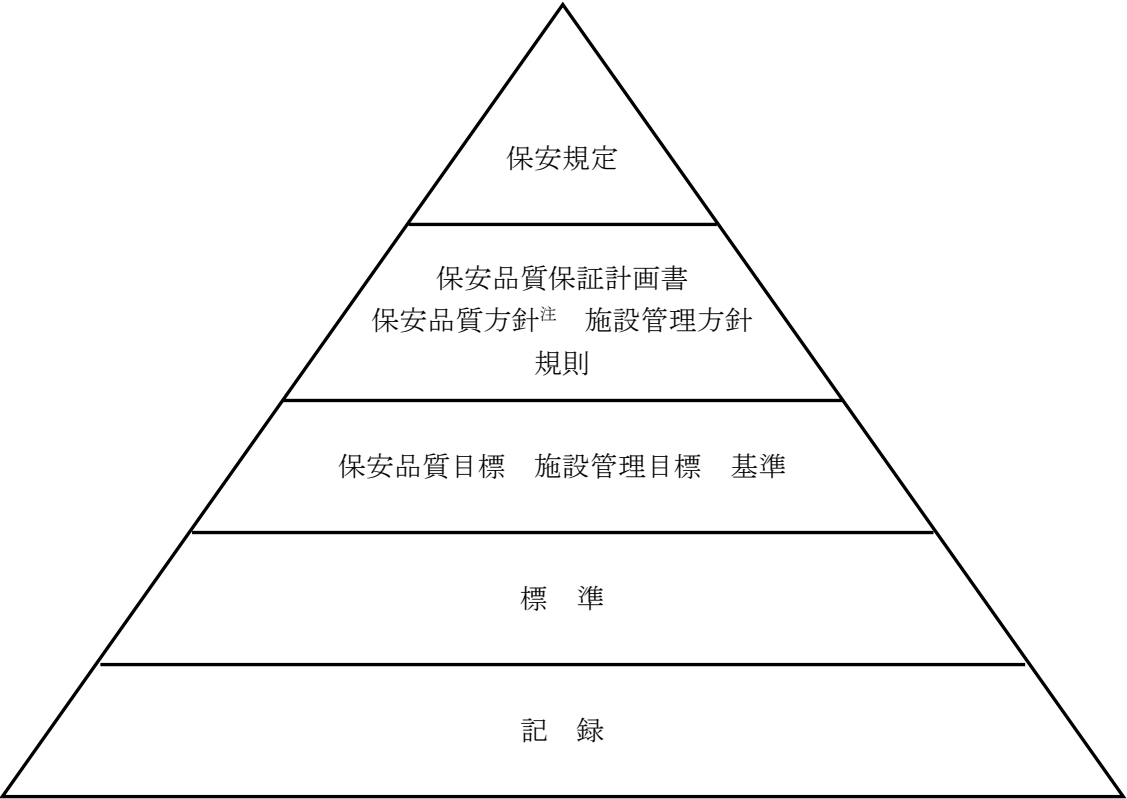
設置場所 注3)	保管廃棄設備名称	200Lドラム缶 当分のウラン量	保管廃棄能力 (200Lドラム缶換算)
第1加工棟			(合計) 約6020本
第1廃棄物貯蔵棟			(合計) 約1750本
第3廃棄物貯蔵棟		約3400本	(合計)
第5廃棄物貯蔵棟		約100本	約11170本

- 注1) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約300本を含む。
- 注2) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約30本を含む。
- 注3) ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、チェンブロック）を使用する。
- 注4) 保管廃棄する放射性固体廃棄物に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。

別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備

対応状況の説明

別図3の表には、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき保管廃棄設備ごとに200Lドラム缶当たりのウラン量、保管廃棄能力を示している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p data-bbox="133 231 519 262">(第5次設工認申請書 p2422 等)</p>  <p data-bbox="430 945 934 976">図2 保安品質マネジメントシステムの文書体系図^(注1)</p> <p data-bbox="281 1008 1083 1071">(注1) 本文書体系図は、文書の重要性を踏まえた序列を概念的に示すものであり、文書間の直接的な上下のつながりを示すものではない。</p> <p data-bbox="281 1102 905 1134">(注2) 保安品質方針には安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。</p>	<p data-bbox="1350 231 1439 262">別図4</p>  <p data-bbox="1914 1050 2522 1081">注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。</p> <p data-bbox="1795 1144 2211 1176">別図4 保安活動関連文書階層図</p>	<p data-bbox="2597 231 2893 441">別図4では、設工認申請書に添付した保安品質保証計画書に示すものと同じ文書階層図を示している。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第4次設工認申請書 p115)

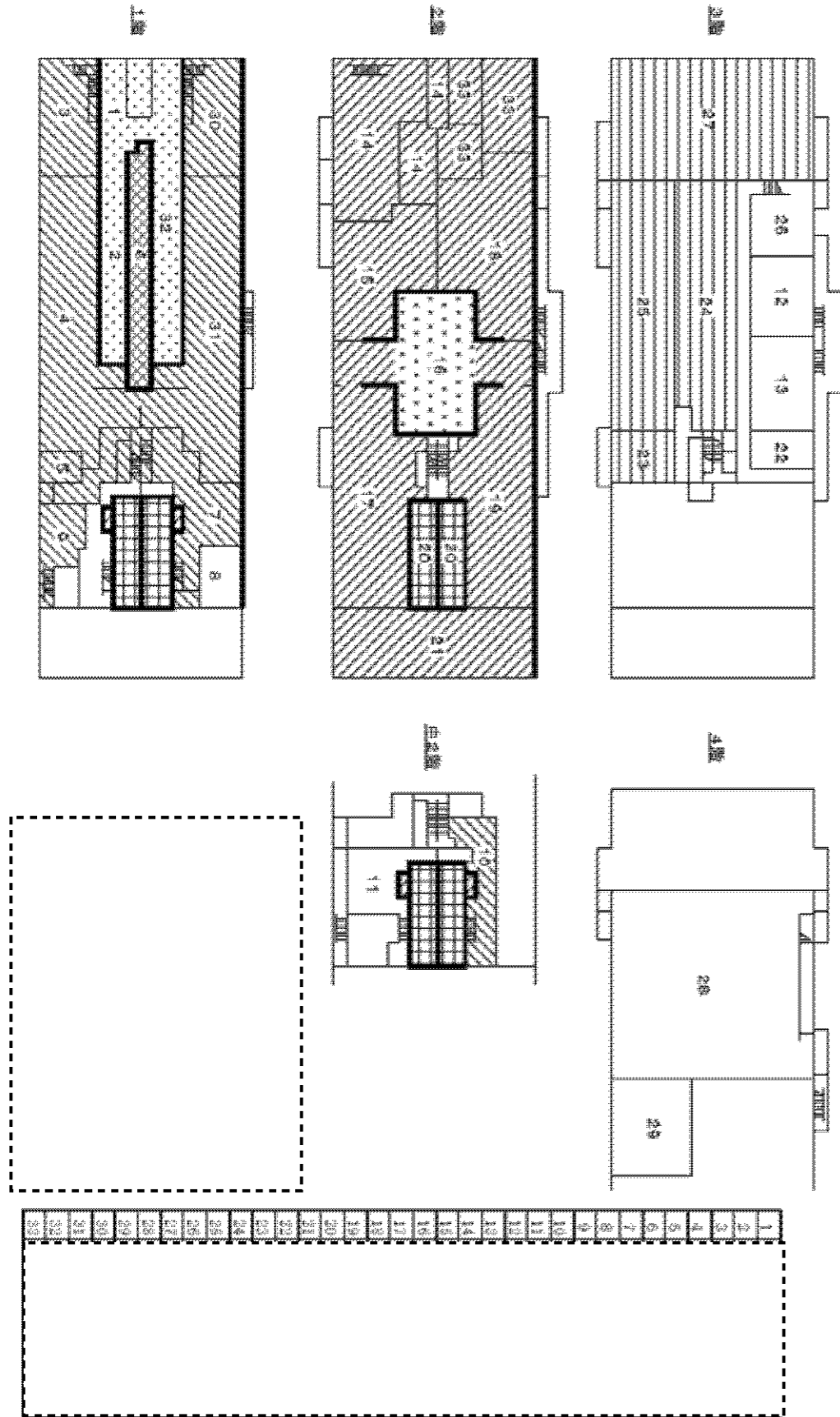
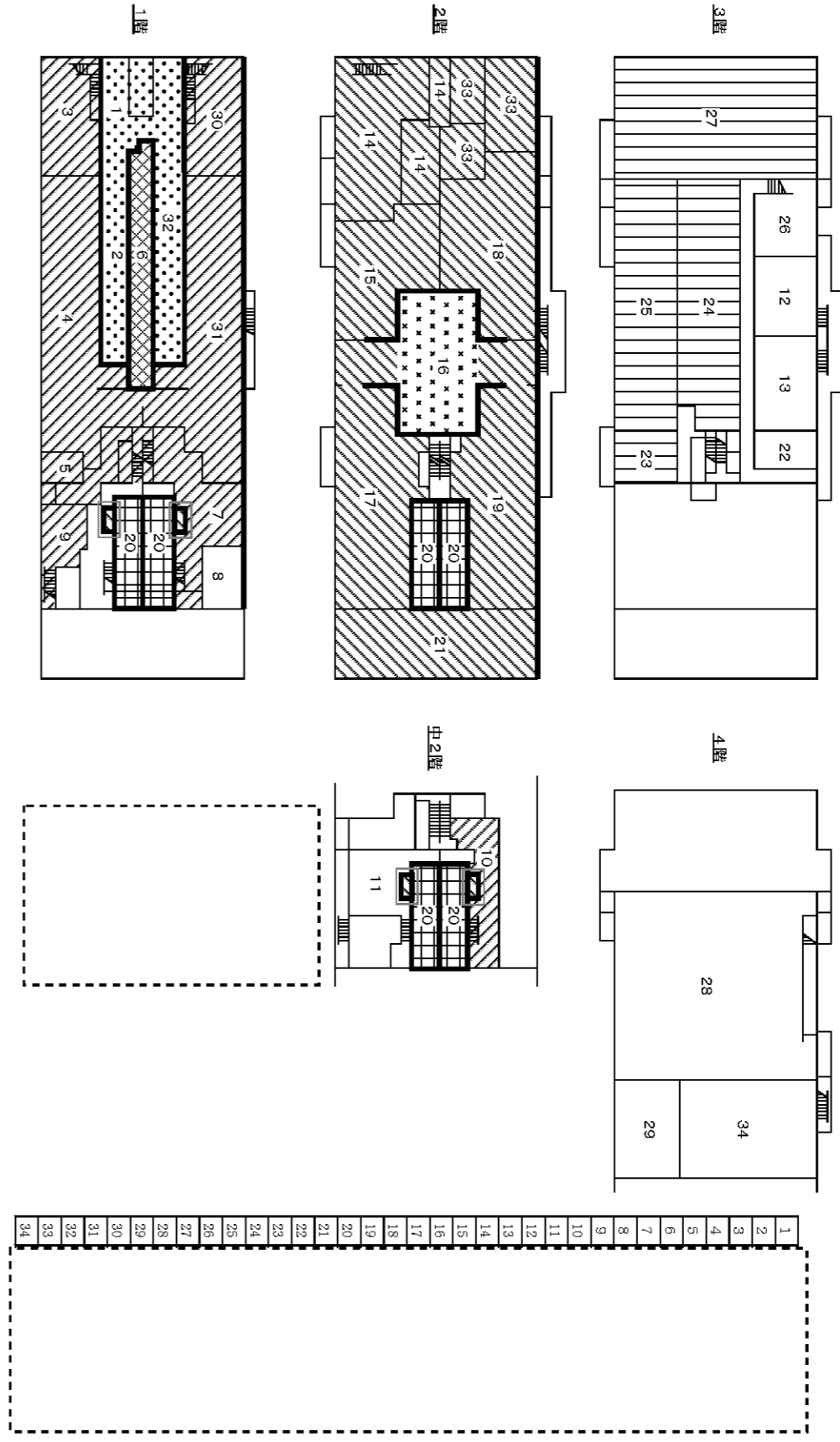


図1-2-1-1-1 (1)

燃焼材料物質の燃焼防止 臨界安全管理上の領域

保安規定変更申請 変更後の図表

別図5



別図5 臨界安全管理の領域

対応状況の説明

別図5では、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき臨界安全管理上の領域を示している。

保安規定変更申請にて「34 空調施設」を記載しているが、当該室は臨界安全管理の領域には含まれず建物内の室名称を明確化するものである。

設工認申請において臨界隔離壁の仕様に「(厚さ30.5 cm以上)のコンクリート」との記載があるが、建物の仕様を明確化するものである。

第2-4領域の一部について、記載を適正化する。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>(加工事業変更許可申請書 p128)</p> <p>(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。</p> <p>(i) 実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術支援の要員も含める。</p> <p>(ii) 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。</p> <p>(加工事業変更許可申請書 p. 7-21)</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故の拡大の防止</p> <p>また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p>	<p>別図6</p> <p>別図6 事業所防災組織</p> <p>※：所長及び核燃料取扱主任者を除く事業所防災組織要員のうち、夜間・休日の初期消火等のために早期に参集できることを考慮して選定した者。事業所防災組織の要員参集後は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。</p>	<p>別図6では、加工事業変更許可申請書に基づき事業所防災組織を定めている。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																																
(保安教育の項目、時間は保安規定において定めるものである。)	<p>別表1 保安教育項目（第23条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">保安教育項目</th> <th colspan="3">教育時間（注1）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">放射線業務従事者</th> <th rowspan="2">その他の 従業員等</th> </tr> <tr> <th>加工施設の操作員</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係法令及び保安 規定に関すること (注2)</td> <td>原子炉等規制法及び関係法令</td> <td>2時間以上</td> <td>2時間以上</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>加工施設保安規定及び下部規定、 許認可申請書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨界に関すること</td> <td>基礎知識</td> <td>0.5時間以上</td> <td>0.5時間以上</td> <td>(注4)</td> </tr> <tr> <td>臨界防止</td> <td></td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の構造、性能 及び操作に関する こと</td> <td>加工施設及び設備の構造及び性能</td> <td>1.5時間以上</td> <td>1.5時間以上</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作及び管理</td> <td>1時間以上</td> <td>(注3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理に関す ること</td> <td>基礎知識</td> <td>0.5時間以上</td> <td>0.5時間以上</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td>被ばく防止・低減</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質等の取 扱いに関すること</td> <td>核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び 廃棄の方法</td> <td>2時間以上</td> <td>2時間以上</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常の場合に採る べき処置に関する こと</td> <td>原子力防災</td> <td>0.5時間以上</td> <td>0.5時間以上</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急時に係るその他の事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質保証に関する こと</td> <td>品質保証に係る事項</td> <td>1時間以上</td> <td>1時間以上</td> <td>1時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 継続して教育を受け、十分な知識を有すると認められる者については、関係法令及び保安規定に関することを除き、教育時間を変更することができる。</p> <p>(注2) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。</p> <p>(注3) 加工施設・設備の補修、改造等の工事、又は試験、運転等の取扱い（核燃料物質等を取り扱う場合は除く）を行う場合は、関連する施設・設備に関して教育するものとする。 なお、必要な教育が実施されていれば、教育時間は任意でよいものとする。</p> <p>(注4) 教育時間は任意でよいものとする。</p>	保安教育項目		教育時間（注1）			放射線業務従事者		その他の 従業員等	加工施設の操作員	その他の者	関係法令及び保安 規定に関すること (注2)	原子炉等規制法及び関係法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上	加工施設保安規定及び下部規定、 許認可申請書				臨界に関すること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	(注4)	臨界防止			対象外	施設の構造、性能 及び操作に関する こと	加工施設及び設備の構造及び性能	1.5時間以上	1.5時間以上	対象外	加工施設の操作及び管理	1時間以上	(注3)	放射線管理に関す ること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	被ばく防止・低減				核燃料物質等の取 扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び 廃棄の方法	2時間以上	2時間以上	対象外	非常の場合に採る べき処置に関する こと	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	緊急時に係るその他の事項				品質保証に関する こと	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上	別表1に示す保安教育の項目、時間は関係法令に基づき保安教育において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。
保安教育項目				教育時間（注1）																																																														
				放射線業務従事者		その他の 従業員等																																																												
		加工施設の操作員	その他の者																																																															
関係法令及び保安 規定に関すること (注2)	原子炉等規制法及び関係法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上																																																														
	加工施設保安規定及び下部規定、 許認可申請書																																																																	
臨界に関すること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	(注4)																																																														
	臨界防止			対象外																																																														
施設の構造、性能 及び操作に関する こと	加工施設及び設備の構造及び性能	1.5時間以上	1.5時間以上	対象外																																																														
	加工施設の操作及び管理	1時間以上	(注3)																																																															
放射線管理に関す ること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上																																																														
	被ばく防止・低減																																																																	
核燃料物質等の取 扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び 廃棄の方法	2時間以上	2時間以上	対象外																																																														
非常の場合に採る べき処置に関する こと	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上																																																														
	緊急時に係るその他の事項																																																																	
品質保証に関する こと	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上																																																														

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																	
<p>(緊急作業についての教育・訓練の項目、時間は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表1の2 緊急作業についての教育・訓練 (第23条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1389 268 2436 989"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学科教育 (注1)</td> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線防護措置の教育含む。)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実技訓練 (注2)</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 要員として選定する前及び教育実施後に変更が生じた場合に随時、実施する。 (注2) 要員として選定する前及び毎年度1回以上、実施する。</p>	分類	項目	時間	学科教育 (注1)	緊急作業の方法に関する知識 (放射線防護措置の教育含む。)	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	実技訓練 (注2)	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上	<p>別表1の2に示す緊急作業についての教育・訓練の項目、時間は関係法令に基づき保安教育において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
分類	項目	時間																	
学科教育 (注1)	緊急作業の方法に関する知識 (放射線防護措置の教育含む。)	3時間以上																	
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																	
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																	
	関係法令	0.5時間以上																	
実技訓練 (注2)	緊急作業の方法	3時間以上																	
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上																	

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明								
<p>(加工事業変更許可申請書 p1)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ. 加工施設の位置</p> <p>(ロ) 敷地内における主要な加工施設の位置</p> <p>敷地内の北部に核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第1加工棟、南部に成形施設、被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設等からなる第2加工棟及びその他加工設備の附属施設からなる発電機・ポンプ棟が位置し、西部に核燃料物質の貯蔵施設からなる第1-3貯蔵棟、並びに放射性廃棄物の廃棄施設等からなる第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟が位置する。</p> <p>(加工事業変更許可申請書 p22)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(8) 放射線管理施設</p> <p>加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設を設ける。</p>	<p>別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設 (第27条、第62条の6第7項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1442 1203 2041 1581"> <thead> <tr> <th>核燃料物質等を取り扱う加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 成形施設</td></tr> <tr><td>(2) 被覆施設</td></tr> <tr><td>(3) 組立施設</td></tr> <tr><td>(4) 核燃料物質の貯蔵施設</td></tr> <tr><td>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設</td></tr> <tr><td>(6) 放射線管理施設</td></tr> <tr><td>(7) その他加工設備の附属施設</td></tr> </tbody> </table>	核燃料物質等を取り扱う加工施設	(1) 成形施設	(2) 被覆施設	(3) 組立施設	(4) 核燃料物質の貯蔵施設	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設	(6) 放射線管理施設	(7) その他加工設備の附属施設	<p>別表2では、加工事業変更許可申請書に基づき加工施設区分を示している。</p>
核燃料物質等を取り扱う加工施設										
(1) 成形施設										
(2) 被覆施設										
(3) 組立施設										
(4) 核燃料物質の貯蔵施設										
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設										
(6) 放射線管理施設										
(7) その他加工設備の附属施設										

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものである。)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係)

(1) 核的制限値を有する加工設備

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者		
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1混合室	粉末投入台※	燃料製造部長	
			第2-1混合室	焙焼炉 No. 1 グローブボックス No. 1※		
			第2-1ペレット室	セントレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置※		
			第2-1ペレット室	セントレス研削設備 No. 1 研磨屑乾燥機※		
			第2-1ペレット室	計量設備架台 No. 3※		
			第2-1混合室	焙焼炉 No. 1 焙焼炉※		
			第2-1混合室	計量設備架台 No. 1※		
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2※		
			第2-1ペレット室	運搬台車 No. 2※		
			第2-2ペレット室			
			第2-1混合室			
			第2-2混合室			
			第2ライン	第2-2混合室		粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機
				第2-2混合室		粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機
	第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶				
	第2-2ペレット室	計量設備架台 No. 7				
	第2-2ペレット室	セントレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置				
	第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機				
	第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機				
	第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破砕装置				
	第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード				
	第2-2混合室	計量設備架台 No. 4				
	第2-1ペレット室	焙焼炉 No. 2-1 運搬台車				
	第2-2ペレット室					
	第2-1混合室					
	第2-2混合室					
第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部					

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

対応状況の説明

別表3に示す保安特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。

設備名称は、設工認申請書に示したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものである。)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係) (続き)

(1) 核的制限値を有する加工設備 (続き)

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1	品質保証部長

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1	燃料製造部長
		第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.2	
		第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (B) 部	品質保証部長
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	
		第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5	
		第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.9	

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
被覆施設	第2加工棟	第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.10	燃料製造部長
		第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	
組立施設	第2加工棟	第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	品質保証部長
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部	

対応状況の説明

別表3に示す保安特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。

設備名称は、設工認申請書に示したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものである。)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係) (続き)

(1) 核的制限値を有する加工設備 (続き)

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者		
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵	第2加工棟	原料保管設備D型No.1	燃料製造部長		
			原料搬送設備No.2 粉末缶受台			
			原料保管設備E型No.1			
			原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4			
			粉末缶搬送コンベアNo.1			
			粉末缶搬送コンベアNo.2			
			輸送容器搬送コンベアNo.1-1			
			輸送容器搬送コンベアNo.1-2(注1)			
			輸送容器搬送コンベアNo.2-1			
			輸送容器搬送コンベアNo.2-2(注1)			
			粉末缶移載装置No.1-1			
			粉末缶移載装置No.1-2			
			粉末缶移載装置No.2-1			
			粉末缶移載装置No.2-2			
			ペレット保管ラックB型No.1			
			ペレット保管ラックE型リフター			
			開発試料保管棚		燃料製造部長	
			分析試料保管棚		品質保証部長	
			スクラップ保管ラックD型No.1※		燃料製造部長	
	スクラップ保管ラックD型No.2-1					
スクラップ保管ラックE型No.2-1						
その他加工設備の附属施設	一時保管	第2加工棟	ペレット一時保管台No.1※	燃料製造部長		
			第2開発室		燃料開発設備 スクラップ処理装置	
			第2開発室		燃料開発設備 試料調整用フード	
			第2開発室		燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	
			第2開発室		燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	
			第2開発室		燃料開発設備 粉末取扱フード	
			第2開発室		燃料開発設備 プレス	
			第2開発室		燃料開発設備 加熱炉	
			第2開発室		燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	
			第2分析室		分析設備 粉末取扱フードNo.1	品質保証部長
			第2分析室		分析設備 粉末取扱フードNo.2	
			第2分析室		分析設備 粉末取扱フードNo.3	
			第2分析室		分析設備 ドラフトチャンバNo.1	
第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.2					
第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.3					

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

(注1) 建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーの出入り扉付近(1箇所)に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により操作員に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッターを同時開放しない管理を行う。

対応状況の説明

別表3に示す保安上に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。

設備名称は、設工認申請書に示したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																																																											
<p>(保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <table border="1" data-bbox="1406 310 2537 478"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">成形施設</td> <td rowspan="2">第2加工棟</td> <td>第2-1ペレット室</td> <td>連続焼結炉 No. 1※</td> <td rowspan="2">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td>第2-2ペレット室</td> <td>連続焼結炉 No. 2-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備</p> <p>一 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <table border="1" data-bbox="1406 630 2537 1171"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性気体廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="8">第2加工棟</td> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）</td> <td rowspan="8">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>W1-1排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統1（部屋排気系統） No. 1 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-1排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統2（局所排気系統） No. 2 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 3 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 4 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 5 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 6 排風機</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <table border="1" data-bbox="1406 1243 2537 1894"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">放射性液体廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="18">第2加工棟</td> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1</td> <td rowspan="18">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> <td>第1廃液処理設備 配管</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者	成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	連続焼結炉 No. 1※	燃料製造部長	第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1	施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者	放射性気体廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	設備管理部長	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）	第1廃棄物貯蔵棟	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統1（部屋排気系統） No. 1 排風機	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統2（局所排気系統） No. 2 排風機	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 3 排風機	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 4 排風機	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 5 排風機	W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 6 排風機	施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者	放射性液体廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	燃料製造部長	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	<p>別表3に示す保安特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。</p> <p>設備名称は、設工認申請書に示したものとしている。</p>
施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者																																																																																									
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	連続焼結炉 No. 1※	燃料製造部長																																																																																									
		第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1																																																																																										
施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者																																																																																									
放射性気体廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	設備管理部長																																																																																									
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）																																																																																										
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）																																																																																										
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）																																																																																										
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）																																																																																										
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）																																																																																										
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）																																																																																										
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）																																																																																										
	第1廃棄物貯蔵棟	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統1（部屋排気系統） No. 1 排風機																																																																																										
		W1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統2（局所排気系統） No. 2 排風機																																																																																										
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 3 排風機																																																																																										
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統3（局所排気系統） No. 4 排風機																																																																																										
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 5 排風機																																																																																										
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統4（局所排気系統） No. 6 排風機																																																																																										
施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者																																																																																									
放射性液体廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	燃料製造部長																																																																																									
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4																																																																																										
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管																																																																																										

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																																																										
<p>(保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係) (続き)</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 (続き)</p> <p>二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (続き)</p> <table border="1" data-bbox="1409 357 2537 1806"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="20">第2加工棟</td> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 集水槽</td> <td rowspan="15">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 集水槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 凝集槽</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 タンク No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 タンク No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 加圧脱水機</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 受水槽 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備 配管</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4</td> </tr> <tr> <td>第2廃棄物処理室</td> <td>第2廃液処理設備貯留設備 配管</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td rowspan="7">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>第2分析室</td> <td>分析廃液処理設備 反応槽</td> <td rowspan="4">品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>第2分析室</td> <td>分析廃液処理設備 ろ過水貯槽</td> </tr> <tr> <td>第2分析室</td> <td>分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機</td> </tr> <tr> <td>第2分析室</td> <td>分析廃液処理設備 配管</td> </tr> <tr> <td>第2開発室</td> <td>開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽</td> <td rowspan="3">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td>第2開発室</td> <td>開発室廃液処理設備 遠心分離機</td> </tr> <tr> <td>第2開発室</td> <td>開発室廃液処理設備 貯槽</td> </tr> <tr> <td>第2開発室</td> <td>開発室廃液処理設備 配管</td> <td rowspan="11">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 蒸発乾固装置</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 凝集沈殿槽</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 タンク No. 1</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 タンク No. 2</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 タンク No. 3</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 ろ過機</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 圧搾脱水機</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 受水槽</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 貯留槽 No. 1</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 貯留槽 No. 2</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 貯留槽 No. 3</td> </tr> <tr> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>W1廃液処理設備 配管</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	環境安全部長	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 1	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 2	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	品質保証部長	第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	第2分析室	分析廃液処理設備 配管	第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	燃料製造部長	第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機	第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽	第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	燃料製造部長	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 1	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 2	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 3	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 ろ過機	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 圧搾脱水機	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 受水槽	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No. 1	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No. 2	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No. 3	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管	<p>別表3に示す保安特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。</p> <p>設備名称は、設工認申請書に示したものとしている。</p>
施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者																																																																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	環境安全部長																																																																																								
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 1																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 2																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4																																																																																									
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管																																																																																									
		第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	品質保証部長																																																																																						
				第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽																																																																																							
第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機																																																																																											
第2分析室	分析廃液処理設備 配管																																																																																											
第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽			燃料製造部長																																																																																								
第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機																																																																																											
第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽																																																																																											
第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	燃料製造部長																																																																																										
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 1																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 2																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 タンク No. 3																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 ろ過機																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 圧搾脱水機																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 受水槽																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No. 1																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No. 2																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 貯留槽 No. 3																																																																																											
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管																																																																																											

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																																							
<p>(保安上特に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <table border="1" data-bbox="1406 310 2549 499"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他加工設備 の附属施設</td> <td>発電機・ポンプ棟</td> <td>発電機室</td> <td>非常用電源設備 No.1 非常用発電機</td> <td rowspan="3">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外</td> <td>非常用電源設備 No.2 非常用発電機</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>非常用電源設備 A 非常用発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <table border="1" data-bbox="1406 569 2549 1885"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">第2加工棟</td> <td rowspan="2">第2フィルタ室</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）</td> <td rowspan="15">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ（換気用モニタ）</td> </tr> <tr> <td>第2放射線管理室</td> <td>放射線監視盤（ダストモニタ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>W1廃棄物処理室</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）</td> </tr> <tr> <td>W1出入管理室</td> <td>放射線監視盤（ダストモニタ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1加工棟</td> <td>第1-1輸送物保管室</td> <td rowspan="2">ガンマ線エリアモニタ 検出器</td> </tr> <tr> <td>第1-1輸送物搬出入室</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">第2加工棟</td> <td>第2粉末受入室</td> <td rowspan="13">ガンマ線エリアモニタ 検出器</td> </tr> <tr> <td>第2ペレット保管室</td> </tr> <tr> <td>第2-1混合室</td> </tr> <tr> <td>第2-1ペレット室</td> </tr> <tr> <td>第2-1燃料棒加工室</td> </tr> <tr> <td>第2-2混合室</td> </tr> <tr> <td>第2-2ペレット室</td> </tr> <tr> <td>第2-2燃料棒加工室</td> </tr> <tr> <td>第2分析室</td> </tr> <tr> <td>第2開発室</td> </tr> <tr> <td>第2燃料棒保管室</td> </tr> <tr> <td>第2-1組立室</td> </tr> <tr> <td>第2集合体保管室</td> </tr> <tr> <td>第2-1燃料棒検査室</td> </tr> <tr> <td>第2輸送容器保管室</td> </tr> <tr> <td>第2梱包室</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>第1-3貯蔵容器保管室</td> <td>ガンマ線エリアモニタ 検出器</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟</td> <td>第2出入管理室</td> <td>放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td></td> <td>モニタリングポスト No.1</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td></td> <td>モニタリングポスト No.2</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟</td> <td>第2出入管理室</td> <td>放射線監視盤（モニタリングポスト）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者	その他加工設備 の附属施設	発電機・ポンプ棟	発電機室	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	設備管理部長	屋外		非常用電源設備 No.2 非常用発電機			非常用電源設備 A 非常用発電機	施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者	放射線管理施設	第2加工棟	第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	環境安全部長	ダストモニタ（換気用モニタ）	第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）	W1出入管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	第1加工棟	第1-1輸送物保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	第1-1輸送物搬出入室	第2加工棟	第2粉末受入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	第2ペレット保管室	第2-1混合室	第2-1ペレット室	第2-1燃料棒加工室	第2-2混合室	第2-2ペレット室	第2-2燃料棒加工室	第2分析室	第2開発室	第2燃料棒保管室	第2-1組立室	第2集合体保管室	第2-1燃料棒検査室	第2輸送容器保管室	第2梱包室	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）	屋外		モニタリングポスト No.1	屋外		モニタリングポスト No.2	第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）	<p>別表3に示す保安上に管理を必要とする設備は、保安規定において定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。</p> <p>設備名称は、設工認申請書に示したものとしている。</p>
施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者																																																																					
その他加工設備 の附属施設	発電機・ポンプ棟	発電機室	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	設備管理部長																																																																					
	屋外		非常用電源設備 No.2 非常用発電機																																																																						
			非常用電源設備 A 非常用発電機																																																																						
施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者																																																																					
放射線管理施設	第2加工棟	第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	環境安全部長																																																																					
			ダストモニタ（換気用モニタ）																																																																						
		第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）																																																																						
	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）																																																																						
		W1出入管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）																																																																						
	第1加工棟	第1-1輸送物保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器																																																																						
		第1-1輸送物搬出入室																																																																							
	第2加工棟	第2粉末受入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器																																																																						
		第2ペレット保管室																																																																							
		第2-1混合室																																																																							
		第2-1ペレット室																																																																							
		第2-1燃料棒加工室																																																																							
		第2-2混合室																																																																							
		第2-2ペレット室																																																																							
		第2-2燃料棒加工室																																																																							
第2分析室																																																																									
第2開発室																																																																									
第2燃料棒保管室																																																																									
第2-1組立室																																																																									
第2集合体保管室																																																																									
第2-1燃料棒検査室																																																																									
第2輸送容器保管室																																																																									
第2梱包室																																																																									
第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器																																																																							
第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）																																																																							
屋外		モニタリングポスト No.1																																																																							
屋外		モニタリングポスト No.2																																																																							
第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）																																																																							

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明			
<p>「別表4 臨界安全管理に係る制限値」が、設工認申請書及び加工事業変更許可申請書に基づくものであることを示すため、下表に示す事項について設工認申請書又は加工事業変更許可申請書における記載を抽出する。</p>							<p>別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）</p>										
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
											項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設		第1-1輸送物保管区域	1	—	許可： (輸送容器の保管区域) 設工認： 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体(いずれも輸送容器に収納)	—	核燃料物質の臨界防止： — その他許可で求める仕様： [99-F4] 第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する設計。	核燃料物質の貯蔵施設	第1-1輸送物保管区域	1	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能 輸送容器数	—	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体(いずれも輸送容器に収納)	—	—	・第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 核燃料物質の状態を設工認申請書に基づく記載とする。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備	1	濃縮度5%以下の濃縮ウラン	許可：ペレット及び粉末 設工認：（後半申請設備のため、記載なし。）	H/U≤1.0 (粉末保管容器内)	臨界防止： 粉末保管容器の水密構造、幾何学的形状制限 核的制限値： 第1-3貯蔵容器保管設備 貯蔵容器：粉末・ペレット貯蔵容器I型 保管領域広さ：6.3 m×11 m以内 貯蔵容器の段数：3段以下 粉末・ペレット貯蔵容器I型 外径：48 cm以上 高さ：83 cm以上 粉末保管容器数：3個以下 粉末保管容器 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下 /粉末保管容器 中性子吸収板 幅：18 cm以上 厚さ：0.1 cm以上 材質：鈷素入りステンレス鋼 (鈷素の含有率1 wt%以上)	核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備	1	幾何学的形状制限 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	H/U≤1.0 (粉末保管容器F型内)	第1-3貯蔵容器保管区域	＜事業所外からの搬入＞ *1 ＜事業所内からの搬入＞ (a) 搬出入装置、第1-1貯蔵容器保管設備、原料保管設備D型及びE型、スクラップ保管ラックD型及びE型からの搬入 — (注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 *2 ・粉末保管容器は粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う。 ・粉末・ペレット貯蔵容器の段数は附属設備（鋼製ペレット、ストップ）を用いて1段で管理する。	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。 本設備の制限値を加工事業変更許可申請書に基づいた記載に補正する。
		第1-3貯蔵容器保管区域								粉末・ペレット貯蔵容器I型 外径：48 cm以上 高さ：83 cm以上 粉末保管容器（保管容器F型）数：3個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器 中性子吸収板 幅：18 cm以上 厚さ：0.1 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1 wt%以上)								
※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。																		
別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）																		
核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型	120個	濃縮度5%以下の濃縮ウラン	許可：ペレット及び粉末 設工認：（後半申請設備のため、記載なし。）	H/U≤1.0 (粉末保管容器内)	臨界防止： 粉末保管容器の水密構造、幾何学的形状制限（粉末保管容器数） 核的制限値： 粉末・ペレット貯蔵容器I型 外径：48 cm以上 高さ：83 cm以上 粉末保管容器数：3個以下 粉末保管容器 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下 /粉末保管容器 中性子吸収板 幅：18 cm以上 厚さ：0.1 cm以上 材質：鈷素入りステンレス鋼 (鈷素の含有率1 wt%以上)	核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型	120個	幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	H/U≤1.0 (粉末保管容器F型内)	粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。 粉末・ペレット貯蔵容器I型の核燃料物質の種類、核燃料物質の状態、減速条件及び臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様は、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域の同仕様のうち、本設備に係るものを記載している。
		第2加工棟								粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器 中性子吸収板 幅：18 cm以上 厚さ：0.1 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1 wt%以上)								
※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。																		

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末集塵機(粉末混合機)	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 直径：24.2 cm 以下	成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1混合室	粉末集塵機(粉末混合機)※	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	直径：24.2 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値を加工事業変更許可申請に基づき変更している。
	第2加工棟 第2-1混合室	粉末投入台	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	H/U≤1.0 (投入台内)	臨界防止： 水密構造、幾何学的形状制限(容積制限) 核的制限値： 幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)		第2-1混合室	粉末投入台※	1台	幾何学的形状制限(容積制限) 水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末投入台内)	幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)	投入部では H/U≤1.0 に管理されたウランを取り扱う。 (注2)	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1混合室	粉末混合機 No.1	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	H/U≤1.0 (粉末混合機内)	臨界防止： 水密構造、幾何学的形状制限(容積制限) 核的制限値： 幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)		第2-1混合室	粉末混合機 No.1※	1台	幾何学的形状制限(容積制限) 水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末混合機内)	幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)	— (注2)	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1混合室	大型供給瓶	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	H/U≤1.0 (大型供給瓶内)	臨界防止： 水密構造、幾何学的形状制限(容積制限)、 投入インターロック 核的制限値： 幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)		第2-1混合室	大型供給瓶※	1台	幾何学的形状制限(容積制限) 水密構造 投入インターロック	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (供給瓶内)	幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)	— (注2)	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1混合室	粉末取出し台	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	H/U≤1.0 (粉末取出し台内)	臨界防止： 水密構造、幾何学的形状制限(容積制限) 核的制限値： 幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)		第2-1混合室	粉末取出し台※	1台	幾何学的形状制限(容積制限) 水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末取出し台内)	幾何学的形状(容積)：800 L 以下 (質量：123 kgU235 以下)	— (注2)	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状 態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶リフター	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備 のため、記載な し。)	H/U ≤ 1.0 (粉末保管 容器内)	臨界防止： 粉末保管容器の水密構造、幾何学的形状制限 (パレ ット数) 核的制限値： 粉末缶リフターと粉末缶受台の粉末保管パレット 数：1個以下 1パレット当たりの粉末保管容器 個数：4個以下 粉末保管容器 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下 /粉末保管容器
	第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶受台	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備 のため、記載な し。)	H/U ≤ 1.0 (粉末保管 容器内)	臨界防止： 粉末保管容器の水密構造、幾何学的形状制限 (パレ ット数) 核的制限値： 粉末缶リフターと粉末缶受台の粉末保管パレット 数：1個以下 1パレット当たりの粉末保管容器 個数：4個以下 粉末保管容器 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下 /粉末保管容器
	第2加工棟 第2-1混合室	焙焼炉 No. 1 グローブボック ス No. 1	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： パレット及び粉 末 設工認： (後半申請設備 のため、記載な し。)	質量：0.65 kgU235 以 下	臨界防止： 質量制限 核的制限値： 質量：0.65 kgU235 以下

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	
成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1 混合室	粉末缶リフター※ 粉末缶受台※	1台 1台	幾何学的 形状制限 (パレ ット数) 粉末保管 容器(保管 容器F型) の水密構 造	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保 管容 器 (保管容 器F型) 内)	粉末缶リフターと粉末缶受台 の粉末保管パレット数:1個以 下 1パレット当たりの粉末保 管容器(保管容器F型)個数: 4個以下 粉末保管容器 (保管容器F 型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉 末保管容器 (保管容器F 型)	粉末缶リフター及び粉 末缶受台においてそれ ぞれ粉末保管容器 (保 管容器F型) 4個以下を 積載した粉末保管パレ ット1個で取り扱う。
		第2-1 混合室	焙焼炉 No. 1 グローブボッ クス No. 1※	1台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ン粉末 酸化ウラ ンパレ ット	—	質量：0.65 kgU235 以下

個別の対応状況の説明
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値を加工事業変更許可申請に基づき変更している。当該設備は核燃料物質の取扱い方法を踏まえ、両設備に同一の核的制限値を設定している。この整理を踏まえ、保安規定変更申請においては両設備をまとめた制限値としている。
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員 数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条 件	臨界防止に係る安全機能又は技術 基準に基づく仕様
成型 施設	第2加工棟 第2-1混合 室	粉末搬送配管(粉 末投入台～粉末 混合機間) —	1 式	(枝管の取 扱い)	許可： (枝管の取扱い) 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	同左	臨界防止： (枝管の取扱い) 核的制限値： (枝管の取扱い)
	第2加工棟 第2-1混合 室	粉末搬送配管(大 型供給瓶～プレ スNo.1間) —	1 式	(枝管の取 扱い)	許可： (枝管の取扱い) 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	同左	臨界防止： (枝管の取扱い) 核的制限値： (枝管の取扱い)
	第2加工棟 第2-1混合 室	粉末搬送配管(大 型供給瓶～粉末 取出し台間) —	1 式	(枝管の取 扱い)	許可： (枝管の取扱い) 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	同左	臨界防止： (枝管の取扱い) 核的制限値： (枝管の取扱い)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設 備 台 数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値		
成 形 施 設	第2加工棟 第1ライン	第2-1 混合室	1台	(枝管の 取扱い)	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ン粉末	—	—	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に 係る制限値は既認可から変更はない。 本設備は加工事業変更許可申請書に 示したとおり、酸化ウラン粉末を搬送 するため、核燃料物質の状態を酸化ウ ラン粉末としている。 また、本設備は枝管の取扱いに基づ く設計により、核燃料物質を取り扱う 構造とする。
		第2-1 混合室	1台	(枝管の 取扱い)	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ン粉末	—	—	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に 係る制限値は既認可から変更はない。 本設備は加工事業変更許可申請書に 示したとおり、酸化ウラン粉末を搬送 するため、核燃料物質の状態を酸化ウ ラン粉末としている。 また、本設備は枝管の取扱いに基づ く設計により、核燃料物質を取り扱う 構造とする。
		第2-1 混合室	1台	(枝管の 取扱い)	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ン粉末	—	—	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に 係る制限値は既認可から変更はない。 本設備は加工事業変更許可申請書に 示したとおり、酸化ウラン粉末を搬送 するため、核燃料物質の状態を酸化ウ ラン粉末としている。 また、本設備は枝管の取扱いに基づ く設計により、核燃料物質を取り扱う 構造とする。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き)

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術 基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	粉末供給機	1台	濃縮度5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 直径：24.2 cm 以下

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術 基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	粉末集塵機(プレス)	1台	濃縮度5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 直径：24.2 cm 以下

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術 基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	プレス No. 1	1台	濃縮度5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限、高さ制限棒 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1ペレット室	粉末供給機※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	直径：24.2 cm 以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1ペレット室	粉末集塵機(プレス)※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	直径：24.2 cm 以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1ペレット室	プレス No. 1※	1台	形状寸法制限 高さ制限棒	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

個別の対応状況の説明
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値を加工事業変更許可申請に基づき変更している。

個別の対応状況の説明
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値を加工事業変更許可申請に基づき変更している。

個別の対応状況の説明
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に 基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット抜取検査装置部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下	成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット抜取検査装置部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ラン粉末 酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。核燃料物質の状態は加工事業変更許可申請書に従い酸化ウラン粉末及び酸化ウランペレットとする。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ラン粉末 酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。核燃料物質の状態は加工事業変更許可申請書に従い酸化ウラン粉末及び酸化ウランペレットとする。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ラン粉末 酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。核燃料物質の状態は加工事業変更許可申請書に従い酸化ウラン粉末及び酸化ウランペレットとする。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ラン粉末 酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。核燃料物質の状態は加工事業変更許可申請書に従い酸化ウラン粉末及び酸化ウランペレットとする。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ボート搬送部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 ボート搬送部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 段積部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限、高さ制限棒 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 段積部※	1台	形状寸法 制限 高さ制限 棒	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 移載部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 ボート段積装置 移載部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)											
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に 基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
											項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値	
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレ ット室	連続焼結炉 No.1	1 台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載 なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下	成形施設	第2加工棟 第2-1ペレ ット室	連続焼結炉 No.1※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全 管理に係る制限値は既認可から 変更はない。
※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。																		

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載						
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件 臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 解体装置 解体部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	— 臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 解体装置 空ポート搬送部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	— 臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件 臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 ペレット供給機	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	— 臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下
	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	— 臨界防止： 形状寸法制限、研削個数超過防止 インターロック 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下
	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 ペレット洗浄部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	— 臨界防止： 形状寸法制限、研削個数超過防止 インターロック 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下

保安規定変更申請 変更後の図表											対応状況の説明
別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)											個別の対応状況の説明
施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法		
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値			
成型施設 第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。	
		第2-1ペレット室	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)											個別の対応状況の説明
施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法		
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値			
成型施設 第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。	
		第2-1ペレット室	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収のため、センタレス研削盤の運転期間は6時間以内とする。 ・センタレス研削盤の運転期間は、ペレット供給機の運転開始を起点とし、途中のペレット供給機の運転停止にかかわらず、酸化ウラン研磨屑の回収のためのペレット供給機の運転停止を終点とする。研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収した後、改めてペレット供給機の運転開始を運転期間の起点とする。 ・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、センタレス研削盤の運転期間を確認し、記録する。 (注3) (注4)	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。	
		第2-1ペレット室	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員 数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は 技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設 備 台 数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット乾燥機 No.1	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下	成 形 施 設 第 1 ラ イ ン 第 2 加 工 棟	第2-1 ペレット 室	ペレット乾燥 機 No.1※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 ペレッ ト移載装置 ペレット搬送部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2ペ レット移載装 置 ペレット 搬送部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 ペレッ ト移載装置 ペレット移載部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2ペ レット移載装 置 ペレット 移載部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 ペレッ ト移載装置 ペレット抜取検 査部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2ペ レット移載装 置 ペレット 抜取検査部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 波板搬 送装置 外観検査装置部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2波 板搬送装置 外観検査装置 部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 波板搬 送装置 波板搬入、搬出部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2波 板搬送装置 波板搬入、搬 出部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 波板搬 送装置 波板移載部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2波 板搬送装置 波板移載部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設 備 No.1-2 波板搬 送装置 波板移載装置部	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1-2波 板搬送装置 波板移載装置 部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明						
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速 条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準 に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値				
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削 設備 No.1 研磨屑回収装置	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 幾何学的形状制限（容積制限）、回転 数低下時研削停止インターロック 核的制限値： 幾何学的形状（容積）：19 L 以下	成型施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1 ペレット 室	センタレス研 削設備 No.1 研磨屑回収装 置※	1台	幾何学的 形状制限 (容積制 限)	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	酸化ウラ ン粉末	—	幾何学的形 状（容積）：19 L 以下	<ul style="list-style-type: none"> 核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置に流入することを防止するため、研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収は、センタレス研削盤の運転期間が6時間以内に行う。 ペレット供給機の運転開始前及び運転中に、研磨屑回収装置が所定の回転数（1,500 rpm 以上）を維持していることを確認する。 研磨屑回収装置の停止時には、ペレット供給機の運転を停止し、酸化ウラン研磨屑の研磨屑回収装置への流入がない状態とする。 作業シフト交代前には研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収することとし、センタレス研削盤の運転は、作業シフトをまたがない。 担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、研磨屑回収装置の回転数を確認し、記録する。 （注3）（注4）	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。		
	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削 設備 No.1 研磨屑乾燥機	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 質量制限 核的制限値： 質量：0.75 kgU235 以下		第2-1 ペレット 室	センタレス研 削設備 No.1 研磨屑乾燥機 ※	1台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	酸化ウラ ン粉末	—	質量：0.75 kgU235 以下			研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜1個（センタレス研削盤の運転期間は6時間以内）で酸化ウラン研磨屑を乾燥する。	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室	計量設備架台 No.3 —	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 質量制限 核的制限値： 質量：0.75 kgU235 以下		第2-1 ペレット 室	計量設備架台 No.3※	1台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	酸化ウラ ン粉末	—	質量：0.75 kgU235 以下			本装置では粉末保管容器（保管容器F型）1個（17 kg 酸化ウラン相当）で取り扱う。	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明								
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は 技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明					
									項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値									
	成型施設	第2加工棟 第2-1混合 室	焙焼炉 No.1 焙焼炉	1 台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—		臨界防止： 質量制限 核的制限値： 質量：0.65 kgU235 以下	成 形 施 設	第2加工棟 第1ライン	第2-1 混合室	焙焼炉 No.1 焙焼炉※	1 台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン		酸化ウラ ン粉末 酸化ウラ ンペレッ ト	—	質量：0.65 kgU235 以下	管理機器（秤量器）により事前計 量した単位保管容器の酸化ウラ ン質量の合計を 14.7 kg 以下に管 理する。	後半申請施設であり、臨界安全 管理に係る制限値は既認可から 変更はない。
		第2加工棟 第2-1混合 室	計量設備架台 No.1 —	1 台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット及び粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—		臨界防止： 質量制限 核的制限値： 質量：0.65 kgU235 以下		第2-1 混合室	計量設備架台 No.1※	1 台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ン粉末 酸化ウラ ンペレッ ト		—	質量：0.65 kgU235 以下	本装置では粉末保管容器（保管容 器F型）1個（14.7 kg 酸化ウラン 相当）又はペレット保管容器（保 管容器G型）1個（14.7 kg 酸化ウ ラン相当）で取り扱う。	後半申請施設であり、臨界安全 管理に係る制限値は既認可から 変更はない。	
	第2加工棟 第2-1ペレ ット室	ペレット搬送設 備 No.2 —	1 台	濃縮度 5% 以下の濃縮 ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.2※	1 台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置の計量部ではペレット保 管容器（保管容器G型）1段（高 さ 8 cm 以下）で取り扱う。	後半申請施設であり、臨界安全 管理に係る制限値は既認可から 変更はない。				
							※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。															

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明						
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)							個別の対応状況の説明					
								施設名	設置場所	設備名	設備台数	項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態		減速条件	核的制限値	運転管理方法		
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車 No. 1 —	1台	濃縮度5%以下の濃縮ウラン	許可： ペレット 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下	成 形 施 設	第 1 ラ イ ン	第 2 加 工 棟	第2-1ペレット室	運搬台車 No. 1※	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1段で取り扱う。 ・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、本運搬台車以外の運搬台車が使用されていないことを確認した上で、本運搬台車のみ使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。 ・上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。 (注5) 	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車 No. 2 —	1台	濃縮度5%以下の濃縮ウラン	許可： 粉末 設工認： (後半申請設備のため、記載なし。)	—	臨界防止： 質量制限 核的制限値： 質量：0.75 kgU235 以下				第2-1混合室	運搬台車 No. 2※	1台	質量制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量：0.75 kgU235 以下		

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 1 粉末混合機	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(26)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度：5 wt%以下 ・質量制限 質量：50 kgU235 以下 ({2044} 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機及び {2045} 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機を合わせた質量。粉末投入機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個分 (1.1 kgU235) を含む) ・水密構造 減速条件：H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内及び粉末混合機内) [4.1-F2] 質量制限値逸脱防止のため、質量インターロックを設ける。
	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 1 粉末投入機	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(26)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度：5 wt%以下 ・質量制限 質量：50 kgU235 以下 ({2044} 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機及び {2045} 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機を合わせた質量。粉末投入機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個分 (1.1 kgU235) を含む) ⁽²⁾ ・水密構造 減速条件：H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第2加工棟	第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	1台	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0	質量：50 kgU235 以下 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個分 (1.1 kgU235) を含む)	管理機器 (秤量器) により事前計量した単位保管容器の酸化ウランの合計を 1,130 kg 以下に管理するとともに監視機構 (投入バルブとロードセルのインターロック機構) により連続監視、確認する。
			粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	1台	水密構造 質量インターロック					

個別の対応状況の説明

加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。当該設備は核燃料物質の取扱い方法を踏まえ、両設備に同一の核的制限値を設定している。この整理を踏まえ、保安規定変更申請においては両設備をまとめた制限値としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表										対応状況の説明		
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)							運転管理方法	個別の対応状況の説明			
								施設名	設置場所	設備名	設備台数	項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態			減速条件	核的制限値	
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(26)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度：5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積)：50 L以下 ・粉末搬送容器の水密構造 減速条件：H/U≤1.0 (粉末搬送容器内)	成形成設	第2加工棟	第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	1台	幾何学的形状制限 (容積制限) 粉末搬送容器の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末搬送容器内)	幾何学的形状 (容積)：50 L以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(27)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度：5 wt%以下 ・本体の質量制限 供給瓶本体 質量：50 kgU235 以下 ・粉末取出配管の形状寸法 直径：20 cm 以下 長さ：100 cm 以下 ・本体の水密構造 減速条件：H/U≤1.0 (供給瓶本体内) [4.1-F2] 質量制限値逸脱防止のため、質量インターロックを設ける。	成形成設	第2加工棟	第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	1台	本体の質量制限 粉末取出配管の形状寸法 本体の水密構造 質量インターロック	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (供給瓶本体)	供給瓶本体 質量：50 kgU235 以下 粉末取出配管 直径：20 cm 以下 長さ：100 cm 以下	粉末混合機で管理した単位で酸化ウランを移送し、1,130 kg 以下に管理するとともに監視機構 (投入バルブとロードセルのインターロック機構) により連続監視、確認する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。
	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No. 2-1 —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末、酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(28)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ制限棒を設ける。 厚さ：5.0 cm 以下	成形成設	第2加工棟	第2-2混合室	プレス No. 2-1	1台	形状寸法制限 高さ制限棒	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：5.0 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(40)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	成形成設	第2加工棟	第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明
成型施設	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速 条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様						個別の対応状況の説明	
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(38)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ制限棒を設ける。 厚さ：9.8 cm以下							
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(38)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下							
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(38)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下							
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(39)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下							
第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 段積装置部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(39)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下								
別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)														
成型施設	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明				
	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	1台	形状寸法 制限 高さ制限 棒	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—		厚さ：9.8 cm以下	—		
	第2-2	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—		厚さ：9.8 cm以下	—		
	第2-2	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—		厚さ：9.8 cm以下	—		
	第2-2	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—		高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—		
第2-2	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 段積装置部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—				
別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)														
成型施設	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明				
第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 段積装置部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—	本設備の臨界安全管理に係る制限値は、記載の重複のため削除する。			

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明					
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速 条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明			
											項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値		
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(40)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	成型施設 第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	1 台	有軌道搬送装置	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ポート置台 焼結ポート置台 部	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(40)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	成型施設 第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	1 台	焼結ポート置台 焼結ポート置台 部	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ポート置台 焼結ポート解体 部	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(40)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	成型施設 第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	1 台	焼結ポート置台 焼結ポート解体 部	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(41)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成型施設 第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	1 台	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ搬送部	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(41)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成型施設 第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	1 台	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ搬送部	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ保管台 部	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(41)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成型施設 第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	1 台	ペレット搬送設備 No.2-1 SUSトレイ保管台 部	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット(No.2-2(47))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				核的制限値	運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
成型施設 第2ライン 第2加工棟	第2-2 ペレット室	計量設備架台 No.7	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1cm)又はペレット保管容器(保管容器G型)1段(高さ8cm以下)で取り扱う。

対応状況の説明

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明					
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明			
											項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値		
成型施設	第2加工棟	センタレス研削装置 No.2-1 ペレット供給機	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(41)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	成型施設 第2ライン 第2加工棟	第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 ペレット供給機	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。	
	第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(42)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下 [4.1-F2] {2087} 焙焼炉 No.2-1 運搬台車の質量制限値逸脱防止のため、{2071} センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤に研削個数超過防止インターロックを設ける。		第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤	1台	形状寸法制限 研削個数超過防止 インターロック	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収のため、センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数 (61000 個以下) に達するまでとする。 ・センタレス研削盤の運転期間は、ペレット供給機の運転開始を起点とし、途中のペレット供給機の運転停止にかかわらず、酸化ウラン研磨屑の回収のためのペレット供給機の運転停止を終点とする。研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収した後、改めてペレット供給機の運転開始を運転期間の起点とする。 ・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、センタレス研削盤の運転期間を確認し、記録する。 (注3) (注6)		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転期間に係る運転管理法を定めている。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン スラッジ	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) (研磨屑回収装置) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(44)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積)：19 L 以下 研磨屑を回収した研磨屑回収釜は、質量を制限する {2087} 焙焼炉 No.2-1 運搬台車に移動し、推定臨界下限濃度以下の研磨廃液は、{6099} 第1 廃液処理設備 配管に移送する。 [4.1-F2] 排出する廃水を推定臨界下限濃度以下とするため、回転数低下時研削停止インターロックを設ける。		第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	1台	幾何学的形状制限 (容積制限) 回転数低下時研削停止インターロック	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランスラッジ	—	幾何学的形状 (容積)：19 L 以下	・核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置に流入することを防止するため、研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収は、センタレス研削盤の運転期間が所定のペレット研削個数 (61000 個以下) に達するまでに行う。 ・ペレット供給機の運転開始前及び運転中に、研磨屑回収装置が所定の回転数 (1,500 rpm 以上) を維持していることを確認する。 ・研磨屑回収装置の停止時には、ペレット供給機の運転を停止し、酸化ウラン研磨屑の研磨屑回収装置への流入がない状態とする。 ・作業シフト交代前には研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収することとし、センタレス研削盤の運転は、作業シフトをまたがない。 ・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、研磨屑回収装置の回転数を確認し、記録する。 (注3) (注6)		

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員 数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
成型 施設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	センタレス研削 装置 No.2-1 研削液タンク	1 台	—	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン スラッジ	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) (研削液タンク) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(45)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (容積制限) 幾何学的形状 (容積) : 19 L以下	成 形 施 設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	センタレス研削 装置 No.2-1 研 削液タンク	1台	幾何学的形 状制限 (容積 制限)	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンスラッ ジ	—	幾何学的形状 (容積) : 19 L以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。設工認申請書に従い、核燃料物質の状態を酸化ウランスラッジとする。
	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	センタレス研削 装置 No.2-1 配管	1 台	—	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン スラッジ	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾ (1) 本設備は核的制限値を持たないため、単一ユニットの 臨界安全評価は不要である。 [4.2-F2] (枝管の取扱い) 核燃料物質を取り扱う部位の形状を枝管として考慮する ことにより、核的制限値を設けず複数ユニットとして臨界 防止上の影響はない。 ○枝管の仕様 ・枝管の直径 : 2.54 cm以下 ・主容器の直径及び枝管の本数 : 図ハ-2 P 設-1 6 -2 (1)、図ハ-2 P 設-1 9-1 (1)、図ハ-2 P 設-1 9-1 (2)、図ハ-2 P 設-1 9-2		第2加工棟 第2-2ペレ ット室	センタレス研削 装置 No.2-1 配 管	1式	(枝管の取 扱い)	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンスラッ ジ	—	—	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。設工認申請書に従い、核燃料物質の状態を酸化ウランスラッジとする。また、本設備は枝管の取扱いに基づき設計により、核燃料物質を取り扱う構造とする。
	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	センタレス研削 装置 No.2-1 ペレット乾燥機	1 台	—	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) — [4.2-F2] (枝管の取扱い) — ⁽¹⁾ (1) 本設備の核燃料物質を取り扱う部位の寸法は、搬送元 である {2071} センタレス研削装置 No.2-1 センタレス 研削盤の核的制限値 (厚さ) の範囲内であり、枝管の 取扱いにより臨界防止上の影響はないことを確認して いる。		第2加工棟 第2-2ペレ ット室	センタレス研削 装置 No.2-1 ペ レット乾燥機	1台	(枝管の取 扱い)	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	—	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表										対応状況の説明			
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値				
成型 施設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	ペレット搬送設 備 No.2-2ペレ ット移載装置 ペレット検査台 部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成 形 施 設	第 2 ラ イ ン	第 2 加 工 棟	第 2 - 2 ペ レ ット 室	ペレット搬送 設備 No.2-2 ペレット移載 装置 ペレ ット検査台 部	1 台	形状寸法制 限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置ではペレット1段 (高さ約1 cm) 又はペレット保管容器 (保管容器G型) 1段 (高さ8 cm以下) で取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値				
成型 施設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	ペレット搬送設 備 No.2-2ペレ ット移載装置 ペレット移載部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成 形 施 設	第 2 ラ イ ン	第 2 加 工 棟	第 2 - 2 ペ レ ット 室	ペレット搬送 設備 No.2-2 ペレット移載 装置 ペレ ット移載部	1 台	形状寸法制 限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
成型 施設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	ペレット搬送設 備 No.2-2ペレ ット移載装置 ペレット採取部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成 形 施 設	第 2 ラ イ ン	第 2 加 工 棟	第 2 - 2 ペ レ ット 室	ペレット搬送 設備 No.2-2 ペレット移載 装置 ペレ ット 採取部	1 台	形状寸法制 限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
成型 施設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	ペレット搬送設 備 No.2-2ペレ ット搬送装置 波板搬送コンベ ア No.1部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成 形 施 設	第 2 ラ イ ン	第 2 加 工 棟	第 2 - 2 ペ レ ット 室	ペレット搬送 設備 No.2-2 ペレット搬送 装置 波板 搬送コンベ ア No.1 部	1 台	形状寸法制 限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
成型 施設	第2加工棟 第2-2ペレ ット室	ペレット搬送設 備 No.2-2ペレ ット搬送装置 波板搬送コンベ ア No.2部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	成 形 施 設	第 2 ラ イ ン	第 2 加 工 棟	第 2 - 2 ペ レ ット 室	ペレット搬送 設備 No.2-2 ペレット搬送 装置 波板 搬送コンベ ア No.2 部	1 台	形状寸法制 限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
											項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値	
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置 目視検査部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	成型施設 第2ライン 第2加工棟	第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置 目視検査部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置 入庫前コンベア部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置 入庫前コンベア部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置 波板移載部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(43)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置 波板移載部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載								保安規定変更申請 変更後の図表								対応状況の説明												
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の状態	減速 条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明											
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値										
成型 施設	第2加工棟 第2-2混合 室	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末、 酸化ウランペレ ット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(33)) を構成す る。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	成 形 施 設	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	1 台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末 酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。										
	第2加工棟 第2-2混合 室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(32)) を構成す る。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.75 kgU235 以下												第2-2 混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	1 台	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末	—	質量：0.75 kgU235 以 下	管理機器 (秤量器) により事前計 量した単位保管容器の酸化ウラ ン質量の合計を 17 kg 以下に管理 する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。
	第2加工棟 第2-2混合 室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末、 酸化ウランペレ ット、酸化ウラン スラッジ	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(29)) を構成す る。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.75 kgU235 以下												第2-2 混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	1 台	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末 酸化ウラ ンペレ ット	—	質量：0.75 kgU235 以 下	研磨屑回収装置から回収した研 磨屑回収釜 1 個 (セントレス研削 盤の運転期間は所定のペレット 研削個数 (61000 個以下) に達す るまで) で酸化ウラン研磨屑を乾 燥する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。 本設備では酸化ウランペレット の乾燥は行わない。また、本設備 は焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉の前段 に位置する設備であり、焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉によって酸化ウ ランペレットを焙焼する際には 本設備を酸化ウランペレットが 通過する。このため、設工認申請 書においては核燃料物質の状態 に酸化ウランペレットを記載し ている。保安規定においては上 記を踏まえた制限値を設定す る。

(厚さ：9.8 cm 以下) 酸化ウランペレットを焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉へ搬送する場合には、核的制限値は焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉に従う。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載								保安規定変更申請 変更後の図表								対応状況の説明
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物 質の種類	核燃料物質の状態	減速 条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	運転管理方法	個別の対応状況の説明			
														員数	設備台数	制限値
成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(30)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 [4.1-F2] 質量制限値逸脱防止のため、供給制限機構を設ける。	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	質量：0.65 kgU235 以下	管理機器 (秤量器) により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の合計を 14.7 kg 以下に管理する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。		
	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(31)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.75 kgU235 以下 [4.1-F2] 質量制限値逸脱防止のため、供給制限機構を設ける。	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量：0.75 kgU235 以下	本装置の粉末取扱フード及び計量部では管理機器 (秤量器) により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の取扱いの合計を 17 kg 以下に管理する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。		
	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No. 4	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No. 2-2(34)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 [4.1-F2] 質量制限値逸脱防止のため、供給制限機構を設ける。	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	質量：0.65 kgU235 以下	本装置では粉末保管容器 (保管容器 F型) 1 個 (14.7 kg 酸化ウラン相当) 又はペレット保管容器 (保管容器 G型) 1 個 (14.7 kg 酸化ウラン相当) で取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。		
別表 4 臨界安全管理に係る制限値 (第 33 条関係) (続き)																

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
成型 施設	第2加工棟 第2-1ペレ ット検査室	ペレット検査台 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット(No.2-2(49))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下	成形 施設	第2加工棟	第2-1 ペレット 検査室 No.1	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm 以下	本装置のペレット検査台No.1及びペレット検査台No.1計量部ではペレット1段(高さ約1cm)又はペレット保管容器(保管容器G型)1段(高さ8cm以下)で取り扱うとともに高さが9.8cm以下であることを管理機器(高さ制限枠)により確認する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
成型 施設	第2加工棟 第2-1ペレ ット室、第2- 2ペレット室、 第2-1混合 室、第2-2混 合室	焙焼炉 No.2-1 運 搬台車	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン スラッジ	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット(No.2-2(44))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・質量制限 質量：0.75kgU235以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-2領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離：各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法：図ハ-2P設-1(58) ・単一ユニット間の立体角の総和：許容立体角以下 核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図ハ-2P設-1(66)に示す。	成形 施設	第2加工棟	第2-1 ペレット 室 第2-2 ペレット 室 第2-1 混合室 第2-2 混合室	1 台	質量制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンスラ ッジ	—	質量：0.75kgU235 以下	・本運搬台車の移動する通路を定め、研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜1個(センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数(61000個以下)に達するまで)で酸化ウラン研磨屑を取り扱う。 ・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。 ・上記の管理について、研磨屑回収装置から研磨屑乾燥機まで本運搬台車を使用する前に、担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより確認し、記録する。 (注5)	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。設工認申請書に従い、核燃料物質の状態を酸化ウランスラッジとする。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	スクラップ保管ラックF型運搬台車	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット(No.2-2(46))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-2領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離：各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法：図ハ-2P設-1(62) ・単一ユニット間の立体角の総和：許容立体角以下 核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図ハ-2P設-1(66)に示す。

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成型施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックF型運搬台車	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8cm以下	<ul style="list-style-type: none"> 本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器(保管容器G型)1段で取り扱う。 別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。 上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。(注5) 	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	ペレット運搬台車No.3	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット(No.2-2(49))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-2領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離：各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法：図ハ-2P設-1(65) ・単一ユニット間の立体角の総和：許容立体角以下 核的に隔離されている第2-2領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。 ウランの移動範囲を図ハ-2P設-1(66)に示す。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成型施設	第2加工棟	ペレット運搬台車No.3	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8cm以下	<ul style="list-style-type: none"> 本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器(保管容器G型)1段で取り扱う。 別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。 上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。(注5) 	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明					
							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)												
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	被覆施設 第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では酸化ウランペレットのみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウランペレットとしている。	
	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では酸化ウランペレットのみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウランペレットとしている。
	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では酸化ウランペレットのみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウランペレットとしている。
							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)												
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：酸化ウランペレット、燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	被覆施設 第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット 燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。	

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明					
							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)												
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値	
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	ペレット編成挿 入機 No.2-1 ペレット保管箱 搬送部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: ペレット及 び燃料棒 設工認: 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下	被覆施設	第2加工棟	第2-2 燃料棒加 入室	ペレット編成挿 入機 No.2-1 ペ レット保管箱搬 送部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ: 9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では酸化ウランペレットのみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウランペレットとしている。
							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)												
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値	
被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	ペレット編成挿 入機 No.2-1 ペレット編成挿 入部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: ペレット及 び燃料棒 設工認: 酸化ウラン ペレット、 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下	被覆施設	第2加工棟	第2-2 燃料棒加 入室	ペレット編成挿 入機 No.2-1 ペ レット編成挿入 部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト 燃料棒	—	厚さ: 9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明					
							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)												
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値	
被 覆 施 設	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	燃料棒トレイ置 台 —	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	被 覆 施 設	第2加工棟	第2-1 燃料棒加 工室	燃料棒トレイ置 台 —	1 台	形 状 寸 法 制 限	濃 縮 度 5 wt% 以 下 の 濃 縮 ウ ラ ン	燃 料 棒	—	燃 料 棒 装 荷 部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離:30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	被覆施設	第2加工棟	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	1 台	形状寸法 制限 形状寸法 制限(燃料 棒数)	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離:30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	燃料棒トレイ	20 個															
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	被覆施設	第2加工棟	脱ガス設備 No.1 運搬台車	1 台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離:30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2加工棟	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	1 台	形状寸法 制限 形状寸法 制限(燃料 棒数)	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離:30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2加工棟	脱ガス設備 No.1 運搬台車	1 台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離:30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
									項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値					
被 覆 施 設	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	第二端栓溶接設 備 No.1 燃料棒搬送 No.1- 1部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下	被 覆 施 設	第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 燃料棒 搬送 No.1-1部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	第二端栓溶接設 備 No.1 燃料棒搬送 No.1- 2部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下		第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 燃料棒 搬送 No.1-2部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
									項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値					
被 覆 施 設	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	第二端栓溶接設 備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部		(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下	被 覆 施 設	第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 第二端 栓溶接 No.1-1部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	第二端栓溶接設 備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部		(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下		第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 第二端 栓溶接 No.1-2部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
被 覆 施 設	第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 燃料棒 搬送 No.1-1部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
	第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 燃料棒 搬送 No.1-2部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
被 覆 施 設	第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 第二端 栓溶接 No.1-1部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
	第2-1 燃料棒加 工室	第二端栓溶接設 備 No.1 第二端 栓溶接 No.1-2部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—	

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載								保安規定変更申請 変更後の図表								対応状況の説明		
区分	設置場所	設備・機器名称機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下	被覆施設	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では燃料棒のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を燃料棒としている。
	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(1)及びNo. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では燃料棒のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を燃料棒としている。
	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット及び燃料棒 設工認：燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では燃料棒のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を燃料棒としている。
	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：燃料棒 設工認：燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下		第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2 —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下	被覆施設	第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置ではペレット 1 段 (高さ約 1 cm) 又はペレット保管容器 (保管容器 G型) 1 段 (高さ 8 cm 以下) で取り扱うとともに高さが 9.8 cm 以下であることを管理機器 (高さ制限枠) により確認する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では燃料棒のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を燃料棒としている。
	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では燃料棒のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を燃料棒としている。
	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び燃料棒としているが、本設備では燃料棒のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を燃料棒としている。
	第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置ではペレット 1 段 (高さ約 1 cm) 又はペレット保管容器 (保管容器 G型) 1 段 (高さ 8 cm 以下) で取り扱うとともに高さが 9.8 cm 以下であることを管理機器 (高さ制限枠) により確認する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
									項目	核燃料物質 の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値					
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	X線透過試験機 No.1 —	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	被覆施設	第2-1 燃料棒検 査室	X線透過試験機 No.1	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	ヘリウムリーク 試験機No.1 トレイ挿入部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下		第2-1 燃料棒検 査室	ヘリウムリーク試 験機No.1 トレ イ挿入部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
									項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値					
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	ヘリウムリーク 試験機No.1 ヘリウムリーク 試験部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	被覆施設	第2-1 燃料棒検 査室	ヘリウムリーク試 験機No.1 ヘリ ウムリーク試験部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベ ア(1)部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下		第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.4 ストックコ ンベア(1)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3) 部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載 (3)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。		

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件			核的制限値
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4) 部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	被覆施設 第2加工棟	第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載 (4)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1) 部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下		第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (1)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2) 部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下		第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (2)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (1)部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下		第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コン ベア(1)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料 棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (2)部	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	被覆施設 第2加工棟	第2-1 燃料棒検 査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コ ンベア(2)部	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明						
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)	被覆施設 第2加工棟	第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	個別の対応状況の説明 加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。	
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア(2)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下			第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア(2)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下			第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(B)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下			第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(B)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)	被覆施設 第2加工棟	第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm)で取り扱うとともに高さが9.8cm以下であることを管理機器(高さ制限棒)により確認する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。	
被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(C)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下	別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)	被覆施設 第2加工棟	第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(C)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8cm以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。	

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載								保安規定変更申請 変更後の図表								対応状況の説明			
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質の 状態	減速 条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明		
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値	
被 覆 施 設	第2加工棟 第2-1燃料 棒加工室	燃料棒解体装置 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット及び燃料 棒 設工認： 酸化ウランペレ ット、燃料棒	—	(単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下	被 覆 施 設	第2-1 燃料棒加 工室	燃料棒解体装置 No.1	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット 燃料棒	—	厚さ：9.8cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm) 又はペレット保管容器(保管容器G 型)1段(高さ8cm以下)で取り扱 うとともに高さが9.8cm以下であ ることを管理機器(高さ制限棒)に より確認する。	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。	
	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	燃料棒解体装置 No.2	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット及び燃料 棒 設工認： 酸化ウランペレ ット、燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(7))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下		第2-2 燃料棒加 工室	燃料棒解体装置 No.2	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット 燃料棒	—	厚さ：9.8cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm) 又はペレット保管容器1段(高さ8 cm以下)で取り扱うとともに高さが 9.8cm以下であることを管理機器 (高さ制限棒)により確認する。		加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。
	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	ペレット一時保 管台	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウランペレ ット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(4))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下		第2-2 燃料棒加 工室	ペレット一時保 管台	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置では、ペレット保管容器1段 (高さ8cm以下)で取り扱う。		加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。
	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	ペレット検査装 置No.5	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウランペレ ット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(5))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下		第2-2 燃料棒加 工室	ペレット検査装 置No.5	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1 cm)又はペレット保管容器1段(高 さ8cm以下)で取り扱う。		加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。
	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	計量設備架台 No.9	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウランペレ ット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(8))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下		第2-2 燃料棒加 工室	計量設備架台 No.9	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1 cm)又はペレット保管容器1段(高 さ8cm以下)で取り扱う。		加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。
被 覆 施 設	第2加工棟 第2-2燃料 棒加工室	計量設備架台 No.10	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(9))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm以下	被 覆 施 設	第2-2 燃料棒加 工室	計量設備架台 No.10	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット保管容器2段 以下で取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。	

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件		
被 覆 施 設	第2-1 燃料棒加 工室	燃料棒解体装置 No.1	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット 燃料棒	—	厚さ：9.8cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm) 又はペレット保管容器(保管容器G 型)1段(高さ8cm以下)で取り扱 うとともに高さが9.8cm以下であ ることを管理機器(高さ制限棒)に より確認する。
	第2-2 燃料棒加 工室	燃料棒解体装置 No.2	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット 燃料棒	—	厚さ：9.8cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm) 又はペレット保管容器1段(高さ8 cm以下)で取り扱うとともに高さが 9.8cm以下であることを管理機器 (高さ制限棒)により確認する。
	第2-2 燃料棒加 工室	ペレット一時保 管台	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置では、ペレット保管容器1段 (高さ8cm以下)で取り扱う。
	第2-2 燃料棒加 工室	ペレット検査装 置No.5	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1 cm)又はペレット保管容器1段(高 さ8cm以下)で取り扱う。
	第2-2 燃料棒加 工室	計量設備架台 No.9	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット1段(高さ約1 cm)又はペレット保管容器1段(高 さ8cm以下)で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件		
被 覆 施 設	第2-2 燃料棒加 工室	計量設備架台 No.10	1 台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレ ット	—	厚さ：9.8cm以下	本装置ではペレット保管容器2段 以下で取り扱う。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：燃料棒 設工認：燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(12)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下	組立施設 第2加工棟	第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1)	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：燃料棒 設工認：燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(13)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下		第2-1組立室	組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1)	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 組立定盤部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：燃料集合体 設工認：燃料棒、燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(14)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下		第2-1組立室	組立機 No.1 組立定盤部	1台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒 燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 本設備は燃料棒から燃料集合体の組み立てを行うため、設工認申請書においては核燃料物質の状態に燃料棒及び燃料集合体を記載している。保安規定においては、上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。
	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 組立定盤部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：燃料集合体 設工認：燃料棒、燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(15)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下		第2-1組立室	組立機 No.2 組立定盤部	1台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒 燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 本設備は燃料棒から燃料集合体の組み立てを行うため、設工認申請書においては核燃料物質の状態に燃料棒及び燃料集合体を記載している。保安規定においては、上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 スウェーピング部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 燃料集合体 設工認： 燃料棒、燃料集合体	— [4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(14)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 スウェーピング部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 燃料集合体 設工認： 燃料棒、燃料集合体	— [4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No. 2-4(15)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数：1 体以下

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.1 スウェーピング部	1台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒 燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No.2 スウェーピング部	1台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒 燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—

対応状況の説明

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。本設備は燃料棒から燃料集合体の組み立てを行うため、設工認申請書においては核燃料物質の状態に燃料棒及び燃料集合体を記載している。保安規定においては、上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。本設備は燃料棒から燃料集合体の組み立てを行うため、設工認申請書においては核燃料物質の状態に燃料棒及び燃料集合体を記載している。保安規定においては、上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱 機 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料集合体 設工認: 燃料集合体	— [4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(16)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下
	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料集合体 設工認: 燃料集合体	— [4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(17)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下
	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観 検査装置 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可: 燃料集合体 設工認: 燃料集合体	— [4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(18)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件	核的制限値	
組立施設 第2加工棟	第2-1 組立室	燃料集合体取扱 機 No.1	1 台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料集合 体	—	燃料集合体数: 1 体以下	—
	第2-1 組立室	堅型定盤 No.1	1 台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料集合 体	—	燃料集合体数: 1 体以下	—
	第2-1 組立室	燃料集合体外観 検査装置 No.1	1 台	体数制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料集合 体	—	燃料集合体数: 1 体以下	—

対応状況の説明

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明													
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明										
												項目	核燃料物質 の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値									
												別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)							別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)								
												項目	核燃料物質 の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値									
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(19)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下	組立施設	第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm)で取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。									
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(D)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(19)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(D)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒保管容器(保管容器H型)1段(燃料棒1段(高さ約1cm))で取り扱う。		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。								
	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(E)部	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料棒 設工認: 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(19)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8 cm以下		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(E)部	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ:9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段(高さ約1cm)で取り扱う。			加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。							
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明										
												項目	核燃料物質 の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値									
組立施設	第2加工棟 第2-1組立室、第2集合体保管室	2ton天井クレーン No.1 —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料集合体 設工認: 燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数:1体以下 (燃料集合体1体を搬送する本設備を組立施設と貯蔵施設(第2集合体保管室)の単一ユニット評価にて考慮しており、燃料集合体を輸送する際に影響のないことを確認している。)	組立施設	第2-1組立室 第2集合体保管室	2ton天井クレーン No.1 —	1台	体数制限 クレーン 2個の近接防止構造	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体数:1体以下	—(注7)	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。									
	第2加工棟 第2梱包室、第2集合体保管室	2.8ton天井クレーン —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 燃料集合体 設工認: 燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数:1体以下 (燃料集合体1体を搬送する本設備を組立施設と貯蔵施設(第2集合体保管室)の単一ユニット評価にて考慮しており、燃料集合体を輸送する際に影響のないことを確認している。)		第2梱包室 第2集合体保管室	2.8ton天井クレーン —	1台	体数制限 クレーン 2個の近接防止構造	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体数:1体以下	—(注7)		加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。								

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
組立 施設	第2加工棟 第2-1組立 室、第2-1燃 料棒検査室、第 2燃料棒保管 室、第2部品 室、第2梱包 室、第2輸送容 器保管室	燃料棒運搬台車 No.1	1 台	—	許可： (枝管の 取扱い) 設工認： 燃料棒	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾ [4.2-F2] (枝管の取扱い) 核燃料物質を取り扱う部位の形状を枝管として考慮する ことにより、核的制限値を設けず複数ユニットとして臨界 防止上の影響はない。 ○枝管の仕様 ・枝管の直径：2.54 cm以下 ・主容器の直径：19.0 cm以上 ・枝管の本数：1本 (1) 本設備は核的制限値を持たないため、単一ユニットの 臨界安全評価は不要である。	組立 施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	燃料棒運搬台車 No.1	1 台	(枝管の 取扱い)	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	—	本装置では燃料棒1本(高さ 約1cm)を超える装荷は行わ ない。	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。 本設備は枝管の取扱いにより加 工事業変更許可申請書では核燃 料物質の状態の記載がないが、 燃料棒を搬送するため、核燃料 物質の状態を燃料棒としてい る。 また、本設備は枝管の取扱いに 基づく設計により、核燃料物質 を取り扱う構造とする。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D 型No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラ ン粉末	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-1貯蔵室を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料搬送設備No.2 粉末スタッククレーン、原料搬送設備No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備No.2 粉末缶受台、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向：2列以下 面間距離：106 cm以上 上下方向：8段以下 中心間距離：44 cm以上 横方向：無限個 中心間距離：96 cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数：4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
	第2加工棟	粉末保管パレット	1 式				

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D 型No.1 粉末保管パレット	1台	幾何学的形状制限(棚配列) 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料搬送設備No.2 粉末スタッククレーン、原料搬送設備No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備No.2 粉末缶受台、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向：2列以下 面間距離：106 cm以上 上下方向：8段以下 中心間距離：44 cm以上 横方向：無限個 中心間距離：96 cm以上 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数：4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型)

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明
												項目	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	パレット上に粉末保管容器(保管容器F型)4個以下を載せて取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。
	第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-1貯蔵室を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)		第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	2台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-1貯蔵室を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)		第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	2台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室を含む)の各単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)		第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末缶台車	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	パレット上に粉末保管容器(保管容器F型)4個以下を載せて取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。
	第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-2貯蔵室を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)		第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-2貯蔵室を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)		第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラン 粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2-2貯蔵室を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)		第2加工棟	原料保管設備E型 原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	保管容器F型	13000個	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：粉末 設工認：酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室を含む)の各単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限 粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30cm以下 高さ：22cm以下 質量制限 質量：1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	保管容器F型	13000個	幾何学的形状制限 質量制限 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30cm以下 高さ：22cm以下 質量：1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型)	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	1800個	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：粉末 設工認：酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室を含む)の各単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限 粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30cm以下 高さ：22cm以下 質量制限 質量：1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) 中性子吸収板の吸収効果 ⁽²⁾ 中性子吸収板(中性子吸収板I型) 幅：18cm以上 厚さ：0.1cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1wt%以上) (2) 中性子吸収板I型は、保管容器F型内に固定され簡単に取外しできない構造としている。核的制限値としての中性子吸収板の吸収効果は、保管容器F型を粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵する場合にのみ適用し、それ以外の場合には適用しない。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	1800個	幾何学的形状制限 質量制限 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 直径：30cm以下 高さ：22cm以下 質量：1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 中性子吸収板 幅：18cm以上 厚さ：0.1cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1wt%以上)	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載 保安規定変更申請 変更後の図表 対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コン ベアNo.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 及び粉末 設工認： 酸化ウラ ン粉末	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「粉 末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(コンベア配列) 粉末保管容器(保管容器F型)を搬送するコンベアの配 列:1段×列数:2列以下 (粉末缶移載装置2台(粉末缶移載装置No.1-1、粉末缶 移載装置No.1-2)の粉末保管容器(保管容器F型)そ れぞれ1個を含む) 列の面間距離:10 cm以上 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器 F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コン ベアNo.1	1台	幾何学的形 状制限(コ ンベア配 列) 粉末保管容 器(保管容 器F型)の 水密構造	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末	H/U≤1.0 (粉末保 管容器 (保管容 器F型) 内)	粉末保管容器(保管容 器F型)を搬送するコ ンベアの配列:1段×列 数:2列以下 (粉末缶移載装置2台 (粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装 置No.1-2)の粉末保管 容器(保管容器F型)そ れぞれ1個を含む) 列の面間距離:10 cm 以上 粉末保管容器(保管 容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235 以下/粉末保管容 器(保管容器F型)	<事業所外からの搬入> *1 <事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コン ベアNo.1-2、粉末缶移載装 置No.1-1、粉末缶移載装 置No.1-2、第1-1輸送物保 管区域、第1-3貯蔵容器 保管区域、原料保管設備 D型No.1、原料保管設備E 型No.1、スクラップ保管ラ ックD型No.1、スクラップ 保管ラックD型No.2-1及び スクラップ保管ラックE型 No.2-1からの搬入 —(注1) (b) 上記を除く設備からの 搬入 *2

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コン ベアNo.2	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： ペレット 及び粉末 設工認： 酸化ウラ ン粉末	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「粉 末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(コンベア配列) 粉末保管容器(保管容器F型)を搬送するコンベアの配 列:1段×列数:2列以下 (粉末缶移載装置2台(粉末缶移載装置No.2-1、粉末缶 移載装置No.2-2)の粉末保管容器(保管容器F型)そ れぞれ1個を含む) 列の面間距離:10 cm以上 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以下/粉末保管容器(保管容器 F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2粉末 粉末缶搬送コン ベアNo.2	1台	幾何学的形 状制限(コ ンベア配 列) 粉末保管容 器(保管容 器F型)の 水密構造	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末	H/U≤1.0 (粉末保 管容器 (保管容 器F型) 内)	粉末保管容器(保管容 器F型)を搬送するコ ンベアの配列:1段×列数: 2列以下 (粉末缶移載装置2台 (粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装 置No.2-2)の粉末保管容 器(保管容器F型)そ れぞれ1個を含む) 列の面間距離:10 cm 以上 粉末保管容器(保管 容器F型) 直径:30 cm以下 高さ:22 cm以下 質量:1.1 kgU235以 下/粉末保管容 器(保管容器F型)	<事業所外からの搬入> *1 <事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コン ベアNo.2-2、粉末缶移載装 置No.2-1、粉末缶移載装 置No.2-2、第1-1輸送物保 管区域、第1-3貯蔵容器 保管区域、原料保管設備 D型No.1、原料保管設備E 型No.1、スクラップ保管ラ ックD型No.1、スクラップ 保管ラックD型No.2-1及び スクラップ保管ラックE型 No.2-1からの搬入 —(注1) (b) 上記を除く設備からの 搬入 *2

加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び粉末としているが、本設備では酸化ウラン粉末のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウラン粉末としている。

加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び粉末としているが、本設備では酸化ウラン粉末のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウラン粉末としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載) 許可： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 設工認： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) (2) 第2加工棟 第2粉末受入室に設置する輸送容器搬送コンベアNo.1-1と輸送容器搬送コンベアNo.1-2での取扱いの合計を制限する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				核的制限値	運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-1	1台	幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器F型内)	粉末輸送容器数:2個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下	<p><事業所外からの搬入></p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入元の計量結果により濃縮度5wt%以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり25kg以下であることを確認する。 搬入元の水素分析の結果によりH/U≤1.0であることを確認する。 <p><事業所内からの搬入></p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベアNo.1、粉末缶移載装置No.1-1、粉末缶移載装置No.1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型No.1、原料保管設備E型No.1、スクラップ保管ラックD型No.1、スクラップ保管ラックD型No.2-1及びスクラップ保管ラックE型No.2-1からの搬入</p> <p>—(注1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 粉末保管容器(保管容器F型)は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う。 輸送容器搬送コンベアNo.1-1と輸送容器搬送コンベアNo.1-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。核燃料物質の状態について、当該設備における取扱い状況を踏まえ設工認申請書において酸化ウラン粉末を記載しており、保安規定においては上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 設工認： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) (3) 第2加工棟 第2粉末受入室に設置する輸送容器搬送コンベアNo.1-1と輸送容器搬送コンベアNo.1-2での取扱いの合計を制限する。

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo.1-2	1台	幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末輸送容器数:2個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下	<p><事業所外からの搬入></p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入元の計量結果により濃縮度5wt%以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり25kg以下であることを確認する。 搬入元の水素分析の結果によりH/U≤1.0であることを確認する。 <p><事業所内からの搬入></p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベアNo.1、粉末缶移載装置No.1-1、粉末缶移載装置No.1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型No.1、原料保管設備E型No.1、スクラップ保管ラックD型No.1、スクラップ保管ラックD型No.2-1及びスクラップ保管ラックE型No.2-1からの搬入</p> <p>—(注1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 粉末保管容器(保管容器F型)は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う。 輸送容器搬送コンベアNo.1-1と輸送容器搬送コンベアNo.1-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 設工認： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(B-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) (2) 第2加工棟 第2粉末受入室に設置する輸送容器搬送コンベアNo. 2-1と輸送容器搬送コンベアNo. 2-2での取扱いの合計を制限する。

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-1	1台	幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末輸送容器数:2個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下	<p><事業所外からの搬入></p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入元の計量結果により濃縮度5wt%以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり25kg以下であることを確認する。 搬入元の水素分析の結果によりH/U≤1.0であることを確認する。 <p><事業所内からの搬入></p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベアNo. 2、粉末缶移載装置No. 2-1、粉末缶移載装置No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型No. 1、原料保管設備E型No. 1、スクラップ保管ラックD型No. 1、スクラップ保管ラックD型No. 2-1及びスクラップ保管ラックE型No. 2-1からの搬入</p> <p>—(注1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 粉末保管容器(保管容器F型)は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う。 輸送容器搬送コンベアNo. 2-1と輸送容器搬送コンベアNo. 2-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-2	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載) 許可： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 設工認： 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(B-1)」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内) (3) 第2加工棟 第2粉末受入室に設置する輸送容器搬送コンベアNo. 2-1 と輸送容器搬送コンベアNo. 2-2 での取扱いの合計を制限する。

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				核的制限値	運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-2	1台	幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型 酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末輸送容器数:2個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下	<p><事業所外からの搬入></p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入元の計量結果により濃縮度5 wt%以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり25 kg以下であることを確認する。 搬入元の水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。 <p><事業所内からの搬入></p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベアNo. 2、粉末缶移載装置No. 2-1、粉末缶移載装置No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備、第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型No. 1、原料保管設備E型No. 1、スクラップ保管ラックD型No. 1、スクラップ保管ラックD型No. 2-1及びスクラップ保管ラックE型No. 2-1からの搬入</p> <p>— (注1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p>*2</p> <ul style="list-style-type: none"> 粉末保管容器(保管容器F型)は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う。 輸送容器搬送コンベアNo. 2-1と輸送容器搬送コンベアNo. 2-2での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型の取扱いの合計を2個以下に制限する。 	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。核燃料物質の状態について、当該設備における取扱い状況を踏まえ設工認申請書において酸化ウラン粉末を記載しており、保安規定においては上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 1-1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 1-1	1台	幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。	<事業所外からの搬入> *1 <事業所内からの搬入> (a) 粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No.1、原料保管設備E型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1及びスクラップ保管ラックE型 No.2-1からの搬入 —(注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 *2 ・粉末保管容器(保管容器F型)を1個ずつ取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び粉末としているが、本設備では酸化ウラン粉末のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウラン粉末としている。

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 1-2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 1-2	1台	幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5 wt%以下 の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。	<事業所外からの搬入> *1 <事業所内からの搬入> (a) 粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No.1、原料保管設備E型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1及びスクラップ保管ラックE型 No.2-1からの搬入 —(注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 *2 ・粉末保管容器(保管容器F型)を1個ずつ取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び粉末としているが、本設備では酸化ウラン粉末のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウラン粉末としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-1	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-1	1 台	幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。	<事業所外からの搬入> * 1 <事業所内からの搬入> (a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1からの搬入 — (注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 * 2 ・粉末保管容器(保管容器F型)を1個ずつ取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び粉末としているが、本設備では酸化ウラン粉末のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウラン粉末としている。

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-2	1 台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット及び粉末 設工認： 酸化ウラン粉末	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(第2粉末受入室を含む)の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-2	1 台	幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 1個を移載する。	<事業所外からの搬入> * 1 <事業所内からの搬入> (a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1からの搬入 — (注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 * 2 ・粉末保管容器(保管容器F型)を1個ずつ取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。加工事業変更許可申請書においては、複数の設備を含めているため、核燃料物質の状態をペレット及び粉末としているが、本設備では酸化ウラン粉末のみを取り扱うため、核燃料物質の状態を酸化ウラン粉末としている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明			
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	核燃料物質の種類 員数	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
											項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域(第2ペレット保管室を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域の単一ユニット(No.2-3(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。		第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域の単一ユニット(No.2-3(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。		第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.2	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域の単一ユニット(No.2-3(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。		第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.2	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域の単一ユニット(No.2-3(1))及び第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。		第2加工棟	ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を取り扱う。		第2加工棟	ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を取り扱う。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1	1台	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域の単一ユニット(No.2-3(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(パレット数) ペレット保管パレット1個を搬送する。		第2加工棟	ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1	1台	形状寸法制限(パレット数)	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載								保安規定変更申請 変更後の図表								対応状況の説明		
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	保管容器G型	2438個	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: ペレット 設工認: 酸化ウラン ペレット	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域(第2ペレット保管室を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限 ペレット保管容器(保管容器G型)内寸 幅:23cm以下 長さ:27.5cm以下 高さ:8cm以下 ペレット層数:7層以下(ペレット保管ラックB型No.1に収納する場合)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	保管容器G型	2438個	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器(保管容器G型) 幅:23cm以下 長さ:27.5cm以下 高さ:8cm以下 ペレット層数:7層以下(ペレット保管ラックB型No.1に収納する場合)	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第1加工棟																	

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域(第2-2燃料棒加工室を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックE型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 棚のペレット保管容器列数：2列以下 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離：46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数：2段以下 棚収納部高さ：9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦：34 cm以下 横：34 cm以下 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	1台	形状寸法制限(棚配列) 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 棚のペレット保管容器列数：2列以下 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離：46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数：2段以下 棚収納部高さ：9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦：34 cm以下 横：34 cm以下 中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフト	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： ペレット 設工認： 酸化ウラン ペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No. 2-4(11))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm以下	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型リフト	1台	形状寸法制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置ではペレット保管容器2段以下で取り扱う。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No.1 —	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(第2燃料棒保管室を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向：2列 列間距離：400 cm以上 横方向：無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：48 cm以上 上下方向：24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅：37 cm以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅：40 cm以上 吸収板長さ：400 cm以上 吸収板厚さ：0.18 cm以上 吸収板配列：燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No.1	1台	形状寸法制限(棚配列)中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向：2列 列間距離：400 cm以上 横方向：無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：48 cm以上 上下方向：24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅：37 cm以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板 吸収板幅：40 cm以上 吸収板長さ：400 cm以上 吸収板厚さ：0.18 cm以上 吸収板配列：燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	—

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No. 2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：燃料棒 設工認：燃料棒	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(第2燃料棒保管室を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタックレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向：2列 列間距離：400 cm以上 横方向：無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：48 cm以上 上下方向：24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅：37 cm以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅：40 cm以上 吸収板長さ：400 cm以上 吸収板厚さ：0.18 cm以上 吸収板配列：燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型 No. 2	1台	形状寸法制限(棚配列) 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタックレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向：2列 列間距離：400 cm以上 横方向：無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：48 cm以上 上下方向：24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離：11.8 cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅：37 cm以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板 吸収板幅：40 cm以上 吸収板長さ：400 cm以上 吸収板厚さ：0.18 cm以上 吸収板配列：燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカ クレーン	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(第2燃料棒保管室を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(容器数) 燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。
	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコン ベア	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(第2燃料棒保管室を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(容器数) 燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。
	第2加工棟	保管容器H型 —	718個	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可： 燃料棒 設工認： 燃料棒	—	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(第2燃料棒保管室を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(燃料棒数) 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅：37cm以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカ クレーン	1台	形状寸法 制限(容器数)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。	—
		燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコン ベア	1台	形状寸法 制限(容器数)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。	—
		保管容器H型	718個	形状寸法 制限(燃料棒数)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅：37cm以下 燃料棒配列：25本以下/ 燃料棒保管容器(保管容器H型)	—

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管 ラックC型 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料集合体 設工認： 燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)の単一ユニット(No.2-6(1))を 構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含 む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管 ラックC型 No.1	1 台	形状寸法制 限(保管用 缶配列) 中性子吸収 板の吸収効 果	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料集合 体	—	燃料集合体1体を収納する保管用缶の 配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレ ーンを含む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。
	第2加工棟	燃料集合体保管 ラックC型 No.2	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 燃料集合体 設工認： 燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(北側)の単一ユニット(No.2-6(3))を構 成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含 む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管 ラックC型 No.2	1 台	形状寸法制 限(保管用 缶配列) 中性子吸収 板の吸収効 果	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料集合 体	—	燃料集合体1体を収納する保管用缶の 配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレ ーンを含む) 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	—	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管 ラックD型 No.1	1 台	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様 に記載)	許可： 燃料集合体 設工認： 燃料集合体	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域(南側)の単一ユニット(No.2-6(2))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限(保管用缶配列) 燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向：2列 横方向：無限個 保管用缶中心間距離：27.5 cm以上 各列に6個に1個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を1列目と2列目で3個ずつずらす。 上下方向：1個 ・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸：23.3 cm以下 横 内寸：23.3 cm以下 厚さ：0.5 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)

別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)(続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管 ラックD型 No.1	1 台	形状寸法制限(保管用缶配列) 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向：2列 横方向：無限個 保管用缶中心間距離：27.5 cm以上 各列に6個に1個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を1列目と2列目で3個ずつずらす。 上下方向：1個 保管用缶 縦 内寸：23.3 cm以下 横 内寸：23.3 cm以下 厚さ：0.5 cm以上 高さ：380 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	—

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No.1	1台	濃縮度 5%以下の濃縮ウラン	許可：粉末 設工認：（後半申請設備のため、記載なし。）	H/U≤1.0 (粉末保管容器内)	臨界防止： 粉末保管容器の水密構造、幾何学的形状制限（棚配列） 核的制限値： 粉末保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器の面間距離：30.5 cm 以上 粉末保管容器 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下 /粉末保管容器

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No.1※	1台	幾何学的形状制限（棚配列） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器内)	粉末保管容器（保管容器F型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器（保管容器F型）の面間距離：30.5 cm 以上 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容器（保管容器F型）	<p><事業所外からの搬入> *1</p> <p><事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-2、粉末缶搬送コンベア No.2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型No.1及び原料保管設備E型No.1、スクラップ保管ラックE型No.2-1からの搬入</p> <p>—（注1） (b) 上記を除く設備からの搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。 ・作業記録若しくは水素分析の結果により H/U≤1.0 であることを確認する。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No.2-1	1	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：粉末 設工認：酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器内)	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(36)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器F型) を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器の面間距離：30.5 cm以上 粉末保管容器 (保管容器F型) 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器 (保管容器F型) ・粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 H/U≤1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックD型 No.2-1	1	幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)	粉末保管容器 (保管容器F型) を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器 (保管容器F型) の面間距離：30.5 cm以上 粉末保管容器 (保管容器F型) 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器 (保管容器F型)	<事業所外からの搬入> *1 <事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶搬送装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-2、粉末缶搬送コンベア No.2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型No.1及び原料保管設備E型 No.1、スクラップ保管ラックE型 No.2-1からの搬入 — (注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 ・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり25 kg以下であることを確認する。 ・作業記録若しくは水素分析の結果により H/U≤1.0であることを確認する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員 数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管 ラック E型 No.2- 1	1	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	許可： 粉末 設工認： 酸化ウラ ン粉末	(臨界防止 に係る安全 機能又は技 術基準に基 づく仕様に 記載)	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-2領域の単一ユニット (No.2-2(37)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の面間距離： 10 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管 容器 F 型) ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管 ラック E 型 No.2-1	1	幾何学的 形状制限 (棚配列) 粉末保管 容器 (保管 容器 F 型) の水密構 造 中性子吸 収板の吸 収効果	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保 管容器 (保 管容器 F 型) 内)	粉末保管容器 (保管 容器 F 型) を収納す る棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器 (保 管容器 F 型) の面 間距離：10 cm 以上 粉末保管容器 (保管 容器 F 型) 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容 器 (保管容器 F 型) 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を配置す る。 材質：ホウ素入りス テンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0wt%以上)	<事業所外からの搬入> * 1 <事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1- 2、粉末缶搬送コンベア No.1、 輸送容器搬送コンベア No.2- 1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2- 1、粉末缶移載装置 No.2-2、粉 末缶搬送コンベア No.2、第1 -1 輸送物保管区域、第1- 3 貯蔵容器保管設備 第1- 3 貯蔵容器保管区域、原料保 管設備 D 型 No.1 及び原料保管 設備 E 型 No.1、スクラップ保 管ラック D 型 No.1、スクラッ プ保管ラック D 型 No.2-1 から の搬入 — (注1) (b) 上記を除く設備からの搬 入 ・事前計量により酸化ウラン 質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認 する。 ・作業記録若しくは水素分析 の結果により H/U ≤ 1.0 であ ることを確認する。

個別の対応状況の説明
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック C型 No.1	1台	濃縮度 5%以下の濃縮ウラン	許可：ペレット 設工認：（後半申請設備のため、記載なし。）	—	臨界防止： 形状寸法制限（棚配列） 核的制限値： ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離：30.5 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下
	第2加工棟	スクラップ保管ラック F型 No.2-1	1台	（臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載）	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-2領域の単一ユニット（No.2-2(35)）を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限（棚配列） ペレット保管容器（保管容器 G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器 G型）の面間距離：10 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット一時保管台 No.1	1台	濃縮度 5%以下の濃縮ウラン	許可：ペレット 設工認：（後半申請設備のため、記載なし。）	—	臨界防止： 形状寸法制限 核的制限値： 厚さ：9.8 cm 以下

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					核的制限値	運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック C型 No.1※	1台	形状寸法制限（棚配列）	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器 G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器 G型）の面間距離：30.5 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器（保管容器 G型） 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下	—	
		スクラップ保管ラック F型 No.2-1	1台	形状寸法制限（棚配列） 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器 G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器 G型）の面間距離：10 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器（保管容器 G型） 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	—	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					核的制限値	運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット一時保管台 No.1※	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	焼結ペレット（高さ約 1 cm）を 1 段積みにした焼結ポート 5 段積み以下で取り扱う。	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

対応状況の説明

個別の対応状況の説明
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

個別の対応状況の説明
後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックC型 No.1	1台	濃縮度 5% 以下の濃縮ウラン	許可：ペレット 設工認：（後半申請設備のため、記載なし。）	—	臨界防止： 形状寸法制限（棚配列） 核的制限値： ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の面間距離： 30.5 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックC型 No.1※	1台	形状寸法制限（棚配列）	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：30.5 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下	—	後半申請施設であり、臨界安全管理に係る制限値は既認可から変更はない。
※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。																		
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックD型 No.2-1	1台	（臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載）	許可：ペレット 設工認：酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-2領域の単一ユニット（No.2-2(48)）を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限（棚配列） ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：10 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックD型 No.2-1	1台	形状寸法制限（棚配列） 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：10 cm 以上 棚収納部高さ：9.5 cm 以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm 以下 横：27.5 cm 以下 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	—	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	開発試料保管棚	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：制限なし 設工認：酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(4)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下

区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	分析試料保管棚	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可：制限なし 設工認：酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下

保安規定変更申請 変更後の図表

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	開発試料保管棚	1台	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット 金属ウラン	—	質量：0.65 kgU235 以下	管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の開発試料保管棚での合計を左記核的制限値以下に管理する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	分析試料保管棚	1台	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット 金属ウラン	—	質量：0.65 kgU235 以下	管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の分析試料保管棚での合計を左記制限値以下に管理する。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明						
別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)																				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明			
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域	1	—	許可： (輸送容器の保管区域) 設工認： 燃料集合体(集合体輸送容器に収納)	—	核燃料物質の臨界防止： — その他許可で求める仕様： [99-F4] 第2-1燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体(集合体輸送容器に収納)	—	—	第2-1燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。核燃料物質の状態を設工認申請書に基づく記載とする。		
	第2加工棟	第2-2燃料集合体保管区域	1	—	許可： (輸送容器の保管区域) 設工認： 燃料集合体(集合体輸送容器に収納)	—	核燃料物質の臨界防止： — その他許可で求める仕様： [99-F4] 第2-2燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。												第2-2燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。核燃料物質の状態を設工認申請書に基づく記載とする。
	第2加工棟	第2-3燃料集合体保管区域	1	—	許可： (輸送容器の保管区域) 設工認： 燃料集合体(集合体輸送容器に収納)	—	核燃料物質の臨界防止： — その他許可で求める仕様： [99-F4] 第2-3燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。												第2-3燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。核燃料物質の状態を設工認申請書に基づく記載とする。
	第2加工棟	第2-4燃料集合体保管区域	1	—	許可： (輸送容器の保管区域) 設工認： 燃料集合体(集合体輸送容器に収納)	—	核燃料物質の臨界防止： — その他許可で求める仕様： [99-F4] 第2-4燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。												第2-4燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。核燃料物質の状態を設工認申請書に基づく記載とする。
別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)																				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明			
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値		
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	5 ton 天井クレーン	1台	—	許可： (輸送容器のみ取り扱う) 設工認： 燃料集合体(集合体輸送容器に収納)、酸化ウランペレット(ペレット輸送容器に収納)	—	核燃料物質の臨界防止： — その他許可で求める仕様： [99-F4] 5 ton 天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を取り扱うことで臨界防止する。	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	5 ton 天井クレーン	1台	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体(集合体輸送容器に収納)、酸化ウランペレット(ペレット輸送容器に収納)	—	—	5 ton 天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を取り扱うことで臨界防止する。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。核燃料物質の状態を設工認申請書に基づく記載とする。		

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件			核的制限値
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)	その他加工設備の附属施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1台	質量制限	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン	—	質量: 0.65 kgU235 以下	・第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を左記核的制限値以下に管理する。 ・上記の管理について、第2開発室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。 ・第2開発室に持ち込むウランの総量の内数には、少量の燃料開発又は試験検査で用いられる市販の機器を含める。	加工事業変更許可申請及び設工認を踏まえた臨界安全管理に係る制限値を設定している。保安規定において、当該設備の運転管理方法を定めている。核燃料物質の状態について、当該設備における取扱い状況を踏まえ設工認申請書において記載を明確化しており、保安規定においては上記を踏まえた核燃料物質の状態としている。
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 試料調整用フード	1台		酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン						
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	1台		酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン						
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	1台		酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン						
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 粉末取扱フード	1台		酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン						
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレス	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 プレス	1台		酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット						
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 加熱炉	1台		酸化ウランペレット						
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウランペレット	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2開発室に持ち込むウランの総量 $\frac{1}{2}$ を除く) を管理する。)		燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	1台		酸化ウランペレット						

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明				
区分	設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	核燃料物質 の種類	核燃料物質 の状態	減速条件	臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様	施設名	設置場所	設備名	設備 台数	制限値				運転管理方法	個別の対応状況の説明	
												項目	核燃料物 質の種類	核燃料物 質の状態	減速条件			核的制限値
その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量 () を除く) を管理する。)	その他加工棟 の附属施設	第2分析室	分析設備 粉末取扱フ ードNo.1	1台	質量制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ン粉末 酸化ウラ ンペレッ ト 金属ウラ ン	—	質量: 0.65 kgU235 以下	・第2分析室に持ち込むウ ランの総量 () を左記核的制限 値以下に管理する。 ・上記の管理について、第 2分析室にウランを持ち込 む前に、担当及び担当以外 の操作員は、ダブルチェッ クにより確認し、記録する。 ・第2分析室に持ち込むウ ランの総量の内数には、少 量の分析で用いられる市販 の機器を含める。	加工事業変更許可申請及び設工 認を踏まえた臨界安全管理に係 る制限値を設定している。 保安規定において、当該設備の 運転管理方法を定めている。 核燃料物質の状態について、当 該設備における取扱状況を踏 まえ設工認申請書において記載 を明確化しており、保安規定に おいては上記を踏まえた核燃料 物質の状態としている。
	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量 () を除く) を管理する。)		第2分析室	分析設備 粉末取扱フ ードNo.2	1台							
	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード No.3	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量 () を除く) を管理する。)		第2分析室	分析設備 粉末取扱フ ードNo.3	1台							
	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャン バNo.1	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量 () を除く) を管理する。)		第2分析室	分析設備 ドラフトチ ャンバNo.1	1台							
	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャン バNo.2	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量 () を除く) を管理する。)		第2分析室	分析設備 ドラフトチ ャンバNo.2	1台							
	第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャン バNo.3	1台	(臨界防止に係る安全機能又は技術基準に基づく仕様に記載)	許可: 制限なし 設工認: 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	—	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (第2分析室に持ち込むウランの総量 () を除く) を管理する。)		第2分析室	分析設備 ドラフトチ ャンバNo.3	1台							

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>[4.2-F1] (近接防止構造) 近接防止構造により、[4013] 2 ton 天井クレーンNo.1 及び[4014] 2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない。(2) (第5次申請、p753、p756)</p>	<p>別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)</p> <p>*1 当該設備では、粉末保管容器 (保管容器F型) を事業所外から直接搬入しない。</p> <p>*2 当該設備では、粉末保管容器 (保管容器F型) を以下に示す事業所内の設備以外の設備から直接搬入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.2、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2 ・第1-1輸送物保管区域 ・第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域 ・原料保管設備D型No.1 ・原料保管設備E型No.1 ・スクラップ保管ラックD型No.1、スクラップ保管ラックD型No.2-1 ・スクラップ保管ラックE型No.2-1 <p>(注1) 以下の設備間で相互に移動する粉末保管容器 (保管容器F型) は、酸化ウラン重量及びH/Uに係る臨界安全管理を既に行っているため、当該設備における運転管理を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.2、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2 ・第1-1輸送物保管区域 ・第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域 ・原料保管設備D型No.1 ・原料保管設備E型No.1 ・スクラップ保管ラックD型No.1、スクラップ保管ラックD型No.2-1 ・スクラップ保管ラックE型No.2-1 <p>(注2) 容積制限を満足する設備構造であり、核的制限値を超えるウラン量を装荷することはできない。</p> <p>(注3) 工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設けている研磨屑回収装置の研磨屑回収釜 (容積約1.1 m^3。酸化ウラン研磨屑を含んだ水が存在する範囲の容積であり、研磨屑回収釜の保有水量に相当する。) には、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑を収納できるため、センタレス研削盤の運転期間の制限を行うことにより、運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を管理する。上記により、酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置の研磨屑回収釜の容積を超えることはない。また、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うことにより、研磨屑回収装置の循環水タンクに流入する酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑える (約$1\text{ gU/L} < 11.5\text{ gU/L}$)。</p> <p>(注4) 加工事業変更許可申請書に基づき、最大処理能力193 tU、研磨工程から発生するスクラップ割合最大4%から求められる単位時間当たりの最大発生量は1.1 tとなる。</p> <p>(注5) 移動に対する考慮として、管理された所定の容器に核燃料物質を収納し、別図5に示す第2-2領域 (第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可申請書に基づく核的に隔離されている領域) 内の他の設備との間に核的に安全な配置を保持するように通路を定めるとともに、運搬台車の同時使用を2台に制限した評価を行った。評価結果に基づき、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うことにより、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持できる。</p> <p>(注6) 加工事業変更許可申請書に基づき、最大処理能力190 tU、研磨工程から発生するスクラップ割合最大4%から求められる単位時間当たりの最大発生量は1.1 tとなる。</p> <p>(注7) 近接防止構造により、2 ton 天井クレーンNo.1 及び2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない。</p>	<p>保安規定において定められている。</p> <p>加工事業変更許可申請及び設工認申請に基づき定めている。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																			
<p><熱的制限値></p> <ul style="list-style-type: none"> 連続焼結炉 No. 1 に係る記載（加工事業変更許可申請書 p54） <ul style="list-style-type: none"> ハ. 加工設備本体の構造及び設備 <ul style="list-style-type: none"> (ハ) 成型施設 <ul style="list-style-type: none"> (4) 主要な核的及び熱的制限値 <ul style="list-style-type: none"> (ii) 熱的制限値 <ul style="list-style-type: none"> (a) 第 2 加工棟 <table border="1" data-bbox="222 537 845 632"> <thead> <tr> <th>設備及び機器の種類</th> <th>制限温度 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉</td> <td>1,850</td> </tr> </tbody> </table> 連続焼結炉 No. 2-1 に係る記載（第 5 次設工認申請書 p124） <table border="1" data-bbox="222 722 845 863"> <thead> <tr> <th colspan="2">設工認申請書における仕様表の記載</th> </tr> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>その他の性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉 No. 2-1</td> <td>熱的制限値：1850 °C</td> </tr> </tbody> </table> 	設備及び機器の種類	制限温度 (°C)	連続焼結炉	1,850	設工認申請書における仕様表の記載		設備・機器名称 機器名	その他の性能	連続焼結炉 No. 2-1	熱的制限値：1850 °C	<p>別表 5 火災及び爆発の防止のための措置（第 35 条関係）</p> <p>1. 熱的制限値（第 35 条第 1 項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1466 338 2457 579"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>熱的制限値 (°C)</th> <th>運転管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉No. 1※</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850 °C以下に設定して運転する。</td> </tr> <tr> <td>連続焼結炉No. 2-1</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850 °C以下に設定して運転する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の、保管廃棄を行わないこと。</p>	設備名	熱的制限値 (°C)	運転管理方法	連続焼結炉No. 1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850 °C以下に設定して運転する。	連続焼結炉No. 2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850 °C以下に設定して運転する。	<p>別表 5 1. 熱的制限値では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、連続焼結炉の熱的制限値を定めている。また、設工認申請書に基づき、具体的な設備名を明確化している。</p>
設備及び機器の種類	制限温度 (°C)																				
連続焼結炉	1,850																				
設工認申請書における仕様表の記載																					
設備・機器名称 機器名	その他の性能																				
連続焼結炉 No. 2-1	熱的制限値：1850 °C																				
設備名	熱的制限値 (°C)	運転管理方法																			
連続焼結炉No. 1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850 °C以下に設定して運転する。																			
連続焼結炉No. 2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850 °C以下に設定して運転する。																			

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																										
<p><可燃性ガスの爆発防止></p> <ul style="list-style-type: none"> 連続焼結炉 No. 1 に係る記載（加工事業変更許可申請書 p5-113） <p>チ. 火災・爆発に対する安全設計</p> <p>(ロ) 火災等に対する安全設計</p> <p>(2) 爆発の発生防止に関する安全設計</p> <p>(iv) 漏えい時の爆発防止</p> <p>可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスを使用する設備・機器及び当該設備・機器へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺に可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。</p> <p style="text-align: center;">添 5 ち(ロ)の第 2 表 可燃性ガスを使用する設備・機器</p> <table border="1" data-bbox="192 718 1255 991"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>可燃性ガス</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">連続焼結炉 (2 台)</td> <td>第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室</td> <td>アンモニア分解ガス (水素 3 : 窒素 1)</td> <td>焼結炉内の還元雰囲気用</td> </tr> <tr> <td>第 2-2 ペレット室</td> <td>プロパンガス (ボンベ)</td> <td>焼結炉出入口及び水素・窒素混合ガス排出口における水素燃焼用の種火</td> </tr> </tbody> </table> <p>・設工認申請書において可燃性ガスの検出器を設置する設備の一覧</p> <table border="1" data-bbox="222 1125 1297 1444"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>該当する仕様表の記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉 No. 2-1</td> <td>[11. 5-F1]</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 加熱炉</td> <td>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 小型雰囲気可変炉</td> <td rowspan="2">当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。</td> </tr> <tr> <td>焼却設備 焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称	設置場所	可燃性ガス	備考	連続焼結炉 (2 台)	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	アンモニア分解ガス (水素 3 : 窒素 1)	焼結炉内の還元雰囲気用	第 2-2 ペレット室	プロパンガス (ボンベ)	焼結炉出入口及び水素・窒素混合ガス排出口における水素燃焼用の種火	設備・機器名称 機器名	該当する仕様表の記載	連続焼結炉 No. 2-1	[11. 5-F1]	燃料開発設備 加熱炉	○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。	焼却設備 焼却炉	<p>2. 可燃性ガスの爆発防止（第 35 条第 2 項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1475 268 2039 541"> <thead> <tr> <th>可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉 No. 1</td> </tr> <tr> <td>連続焼結炉 No. 2-1</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 加熱炉</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 小型雰囲気可変炉</td> </tr> <tr> <td>焼却設備 焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備	連続焼結炉 No. 1	連続焼結炉 No. 2-1	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	焼却設備 焼却炉	<p>別表 5 2. 可燃性ガスの爆発防止では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備を定めている。また、設工認申請書に基づき、具体的な設備名を明確化している。</p>
設備・機器名称	設置場所	可燃性ガス	備考																									
連続焼結炉 (2 台)	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	アンモニア分解ガス (水素 3 : 窒素 1)	焼結炉内の還元雰囲気用																									
	第 2-2 ペレット室	プロパンガス (ボンベ)	焼結炉出入口及び水素・窒素混合ガス排出口における水素燃焼用の種火																									
設備・機器名称 機器名	該当する仕様表の記載																											
連続焼結炉 No. 2-1	[11. 5-F1]																											
燃料開発設備 加熱炉	○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック																											
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。																											
焼却設備 焼却炉																												
可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備																												
連続焼結炉 No. 1																												
連続焼結炉 No. 2-1																												
燃料開発設備 加熱炉																												
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉																												
焼却設備 焼却炉																												

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明						
<p>(加工事業変更許可申請書 p6-3)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(㍑) 作業環境の管理</p> <p>(2) 線量の管理</p> <p>(略) 第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ等により身体表面及び搬出物品の表面密度を測定し、線量告示に定める表面密度限度の1/10を超えないように管理する。</p> <p>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) 第四条(表面密度限度)</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質：四ベクレル毎平方センチメートル</p> <p>アルファ線を放出しない放射性物質：四十ベクレル毎平方センチメートル</p>	<p>別表6 身体及び身体に着用している物の表面密度(第45条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1442 268 2291 499"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	<p>別表6では、加工事業変更許可申請書及び関係法令に基づき、第1種管理区域から退出する際の身体及び身体に着用している物の表面密度の管理値を定めている。</p>
区分	表面密度							
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²							
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²							

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																						
<p>(加工事業変更許可申請書 p7)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(㍑) 放射線の遮蔽に関する構造</p> <p>(3) 放射線業務従事者に対する放射線防護設計</p> <p>(略) 放射線業務従事者の線量限度が、100 mSv/5年間及び50 mSv/年以下となるよう被ばく管理を行い、必要な個人被ばく線量計を備えるものとする。また、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域への立入りの制限等の放射線防護上の措置を講じる。(略)</p>	<p>別表7 放射線業務従事者に係る線量限度(第48条、第91条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1442 982 2433 1444"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 mSv/5年 (注1)</td> <td rowspan="4">100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)</td> <td rowspan="4">500 mSv/年</td> <td rowspan="4">2 mSv/出産までの期間 (注4)</td> </tr> <tr> <td>50 mSv/年 (注2)</td> </tr> <tr> <td>女子</td> </tr> <tr> <td>5 mSv/3月 (注3)</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくで1 mSv/出産までの期間 (注4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表7の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者の実効線量が100 mSv(線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては250 mSv)、眼の水晶体の等価線量が300 mSv及び皮膚の等価線量が1 Svを超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>なお、この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。</p> <p>(注1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間。</p> <p>(注2) 4月1日を始期とする1年間。</p> <p>(注3) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を所長及び環境安全部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者については適用除外。</p> <p>(注4) 本人の申し出等により所長及び環境安全部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間。</p>	実効線量限度	等価線量限度			眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面	100 mSv/5年 (注1)	100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 (注4)	50 mSv/年 (注2)	女子	5 mSv/3月 (注3)	妊娠中である女子				内部被ばくで1 mSv/出産までの期間 (注4)				<p>別表7では、関係法令に基づき、放射線業務従事者に係る線量限度を定めている。このうち、放射線業務従事者の実効線量限度(100 mSv/5年間及び50 mSv/年)については、加工事業変更許可申請書における記載が整合している。</p>
実効線量限度	等価線量限度																							
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面																					
100 mSv/5年 (注1)	100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 (注4)																					
50 mSv/年 (注2)																								
女子																								
5 mSv/3月 (注3)																								
妊娠中である女子																								
内部被ばくで1 mSv/出産までの期間 (注4)																								

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明									
<p>(加工事業変更許可申請書 p6-3)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p> (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p> (2) 線量の管理</p> <p> (i) 外部被ばく線量</p> <p> 放射線業務従事者は蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、3月ごと（妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと）に外部被ばく線量を測定する。</p> <p> また、その他必要に応じてポケット線量計、電子式線量計、熱蛍光線量計（TLD）によって外部被ばく線量を測定する。</p> <p> (ii) 内部被ばく線量</p> <p> 内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごと（妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと）に算出する。また、必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中ウラン量の測定を行う。</p>	<p>別表8 線量の評価項目及び頻度（第49条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1439 268 2427 478"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>第1種管理区域に立入った放射線業務従事者</td> <td>1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	評価頻度	外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度	内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度	<p>別表8では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、放射線業務従事者の線量の評価頻度について、原則として1回/3月の頻度で行うことを定めている。</p> <p>妊娠中の女子について、出産するまでの期間につき1月ごとに評価すること及び必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため尿中ウラン量の測定を行うことについては、「その他、環境安全部長が必要と認めた都度」と記載している。</p>
項目	区分	評価頻度									
外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度									
内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度									

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明													
<p>(加工事業変更許可申請書 p6-3)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(㍑) 作業環境の管理</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量の測定</p> <p>第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を熱蛍光線量計 (TLD) 等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</p> <p>(2) 表面密度の測定</p> <p>第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマイヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</p> <p>(3) 空気中の放射性物質濃度の測定</p> <p>第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファにより採取し、その濃度を放射能測定装置により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。(略)</p> <p>(加工事業変更許可申請書 p6-31)</p> <p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>(ハ) 施設周辺環境の管理</p> <p>加工施設の敷地内及び敷地境界定点における線量を熱蛍光線量計 (TLD) 等により、また、空気中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を放射能測定装置により、それぞれ定期的に測定し、長期間にわたる環境の監視を行う。(略)</p>	<p>別表9 線量当量等の測定 (第52条、第74条、第75条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1448 268 2436 636"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度 (注1) ・空気中の放射性物質の濃度</td> <td>1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 (注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月	<p>別表9では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、第1種管理区域及び第2種管理区域における外部放射線に係る線量当量、第1種管理区域における表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定の測定頻度について定めている。</p> <p>なお、周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量並びに周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質濃度及び空気中の放射性物質の濃度の測定については、加工事業変更許可申請書に対応する記載はないが、別表9において、測定頻度を明確化している。</p> <p>また、周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質濃度の測定について、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行うことを明確化している。</p>
測定場所	測定項目	測定頻度													
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週													
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量														
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量														
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 (注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月													

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																											
<p><放射線業務従事者の線量> (加工事業変更許可申請書 p6-3) 添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ. 放射線の被ばく管理 (ハ) 放射線業務従事者の被ばく管理 (2) 線量の管理 (i) 外部被ばく線量 放射線業務従事者は蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、3月ごと（妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと）に外部被ばく線量を測定する。 また、その他必要に応じてポケット線量計、電子式線量計、熱蛍光線量計（TLD）によって外部被ばく線量を測定する。 (ii) 内部被ばく線量 内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごと（妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと）に算出する。また、必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中ウラン量の測定を行う。</p>	<p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1439 310 2487 1024"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th colspan="2">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td rowspan="2">第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法		放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	ダストモニタ（換気用モニタ）による測定		排気口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>別表10では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、放射線業務従事者の線量の測定方法について定めている。</p> <p>加工事業変更許可申請書に記載しているポケット線量計は電子式線量計と同様の機能・性能を有するものであるため、保安規定においては、ポケット線量計は電子式線量計に含まれるものとしている。また、これらは保安規定別表11に示す個人線量計に該当することから別表10では、「個人線量計（電子式線量計）」と記載している。</p> <p>内部被ばくによる線量の測定方法について、加工事業変更許可申請書に記載はないが、鼻腔スミヤアによる測定方法も備えているため、保安規定別表10においては、「尿中ウラン量測定法“等”」としている。</p>
測定項目	測定方法																												
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定																											
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定																											
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
		ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																											
	排気口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																											
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定																											
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																											

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																									
<p>＜表面密度、空気中の放射性物質濃度（第1種管理区域）＞ （加工事業変更許可申請書 p6-2） 添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理 (ロ) 作業環境の管理 (2) 表面密度の測定 第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。 (3) 空気中の放射性物質濃度の測定 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファにより採取し、その濃度を放射能測定装置により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。また、一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者が半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用して、放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンプラを用いて局所的な放射性物質濃度測定を行う。 なお、リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。</p> <p>＜空気中の放射性物質濃度（排気口）、水中の放射性物質濃度（排水口）＞ （加工事業変更許可申請書 p5-205） 添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>リ. その他の安全設計 (イ) 監視設備に対する考慮 (1) 放射性物質の濃度の監視及び測定 通常時における環境に放出する放射性気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした。 加工施設の第1種管理区域内からの排気は、排気口を通して環境に放出する。排気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、エアスニファ及びダストモニタを設けるとともに低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備える。気体廃棄物の廃棄設備によりろ過処理した排気に含まれる放射性物質を集塵してダストモニタにより連続的に測定し、異常の有無を監視する。 加工施設の第1種管理区域内で発生した排水は、排水口を通して環境に放出する。排水中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、低バックグラウンドカウンタを備える。液体廃棄物の廃棄設備により処理した後に貯槽に溜めた排水を採取して低バックグラウンドカウンタにより測定し、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認して管理区域外に放出することにより、異常の有無を監視する。</p>	<p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）（再掲）</p> <table border="1" data-bbox="1439 262 2463 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目		測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>別表10では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、表面密度、空気中の放射性物質濃度（第1種管理区域、排気口）、水中の放射性物質濃度（排水口）の測定方法について定めている。</p> <p>加工事業変更許可申請書に基づき、排気口における排気中の放射性物質濃度を監視するためにエアスニファにより集塵を行い低バックグラウンドカウンタにより測定する旨、補正申請にて明確化する。</p>
測定項目		測定方法																									
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定																									
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定																									
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																									
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																									
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																									
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																									
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定																									
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																									

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																									
<p><外部放射線に係る線量当量（管理区域）> （加工事業変更許可申請書 p6-2） 添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ロ．放射線の被ばく管理 (ロ) 作業環境の管理 (1) 外部放射線に係る線量の測定 第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を熱蛍光線量計（TLD）等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</p> <p><外部放射線に係る線量当量（周辺監視区域）> （加工事業変更許可申請書 p5-205） 添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 リ．その他の安全設計 (リ) 監視設備に対する考慮 (1) 放射性物質の濃度の監視及び測定 通常時における環境に放出する放射性気体・液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした。 (2) 空間線量率の監視及び測定 周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するため、モニタリングポスト2式を周辺監視区域境界付近に設けるとともに熱蛍光線量計（TLD）を備え、加工施設からの空間線量率を連続的に測定し、異常の有無を監視する。（略）</p> <p><風向・風速、降雨量及び大気温度> （加工事業変更許可申請書 p6-31） 添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ．放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (ハ) 施設周辺環境の管理 （略）また、風向、風速、降雨量及び大気温度の気象状況を気象観測装置により連続的に測定する。</p>	<p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）（再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速、降雨量及び大気温度</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目		測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定	風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>別表10では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、外部放射線に係る線量当量並びに風向、風速、降雨量及び大気温度の測定方法について定めている。</p> <p>加工事業変更許可申請書に基づき、気象観測装置による測定項目について、風向、風速、降雨量及び大気温度である旨、補正申請にて明確化する。</p>
測定項目		測定方法																									
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定																									
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定																									
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																									
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																									
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																									
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																									
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定																									
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定																									

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																																																																												
<p>(加工事業変更許可申請書 p87)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>へ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>屋内管理用の設備は、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設で構成する。放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="264 537 1184 1717"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>主要な設備の種類</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟</td> <td>ダストモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟</td> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>放射線監視盤</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>流し</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟</td> <td>放射線測定装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>個人線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>呼吸保護具</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	主要な設備の種類	個数	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	1式	第2加工棟	ダストモニタ	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	サーバイメータ	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	第1加工棟 第2加工棟	放射線測定装置	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	1式	<p>別表1-1 放射線測定器類 (第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1439 264 2534 1167"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> <td rowspan="10">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第2加工棟</td> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>放射線測定装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">屋外</td> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト (注)</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダストサンプリング装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>気象観測装置</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 第31条に定める監視用放射線測定器</p>	設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーバイメータ	1式	環境安全部長	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	第2加工棟	サーバイメータ	1式	ハンドフットクロスモニタ	1式	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	エアスニファ	1式	ダストモニタ (注)	1式	物品搬出モニタ	1式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	第1廃棄物貯蔵棟	放射線測定装置	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	サーバイメータ	1式	ハンドフットクロスモニタ	1式	低バックグラウンドカウンタ	1式	屋外	エアスニファ	1式	ダストモニタ (注)	1式	物品搬出モニタ	1式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	モニタリングポスト (注)	2式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	可搬式ダストサンプリング装置	1式	サーバイメータ	1式	気象観測装置	1式	<p>別表1-1には、加工事業変更許可申請書に示す放射線管理施設のうち、保安規定第53条の適用を受ける放射線測定器類について示している。</p> <p>なお、流し、呼吸保護具については、第53条の適用を受ける放射線測定器類には該当しないため、当該表に記載はないが、それぞれ保安規定第74条、第50条に管理を定めている。</p> <p>放射線監視盤については、ガンマ線エリアモニタ、ダストモニタ及びモニタリングポストに対応したものを設置するため、保安規定においてはそれらに含めることとしている。</p>
設置場所	主要な設備の種類	個数																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	1式																																																																																																												
第2加工棟	ダストモニタ	1式																																																																																																												
第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	1式																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	1式																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	1式																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	1式																																																																																																												
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																												
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	サーバイメータ	1式																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																												
第1加工棟 第2加工棟	放射線測定装置	1式																																																																																																												
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	1式																																																																																																												
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	1式																																																																																																												
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																																																																																																											
第1加工棟	サーバイメータ	1式	環境安全部長																																																																																																											
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																												
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																																																												
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																																																												
第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																																																												
第2加工棟	サーバイメータ	1式																																																																																																												
	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																																																												
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																												
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																																																												
	エアスニファ	1式																																																																																																												
	ダストモニタ (注)	1式																																																																																																												
	物品搬出モニタ	1式																																																																																																												
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																												
第1廃棄物貯蔵棟	放射線測定装置	1式																																																																																																												
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																																																												
	サーバイメータ	1式																																																																																																												
	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																																																												
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																												
屋外	エアスニファ	1式																																																																																																												
	ダストモニタ (注)	1式																																																																																																												
	物品搬出モニタ	1式																																																																																																												
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																												
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																																																												
	モニタリングポスト (注)	2式																																																																																																												
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																												
可搬式ダストサンプリング装置	1式																																																																																																													
サーバイメータ	1式																																																																																																													
気象観測装置	1式																																																																																																													

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載			保安規定変更申請 変更後の図表				対応状況の説明																																																																	
(第5次設工認申請書 p2080)			別表1-1 放射線測定器類 (第53条関係) (再掲)				別表1-1には、加工事業変更許可申請書に示す放射線管理施設のうち、保安規定第53条の適用を受ける放射線測定器類について示している。 第1加工棟の放射線測定装置については、第5次設工認において、固体廃棄物中に含まれるウラン量を管理するために設置する計量設備であると整理したことから放射線測定器類に該当しないため、別表1-1では、第2加工棟の放射線測定器類についてのみ示している。																																																																	
表リ-他-15 放射線測定装置 仕様																																																																								
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1803284号 (平成30年3月28日付け)																																																																						
	施設名称	計量設備 放射線測定装置																																																																						
設備・機器名称 機器名		{8068-2} 放射線測定装置 —																																																																						
変更内容		変更なし																																																																						
設置場所		第1加工棟 ⁽¹⁾																																																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> <td rowspan="6">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2加工棟</td> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外</td> <td>モニタリングポスト (注)</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダストサンブラ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>サーバイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>気象観測装置</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>				設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーバイメータ	1式	環境安全部長	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	第2加工棟	サーバイメータ	1式	ハンドフットクロスモニタ	1式	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	エアスニファ	1式	ダストモニタ (注)	1式	物品搬出モニタ	1式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	放射線測定装置	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	第1廃棄物貯蔵棟	サーバイメータ	1式	ハンドフットクロスモニタ	1式	低バックグラウンドカウンタ	1式	エアスニファ	1式	ダストモニタ (注)	1式	物品搬出モニタ	1式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	屋外	モニタリングポスト (注)	2式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	可搬式ダストサンブラ	1式	サーバイメータ	1式	気象観測装置	1式
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																																																																					
第1加工棟	サーバイメータ	1式	環境安全部長																																																																					
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																						
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																						
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																						
第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																						
第2加工棟	サーバイメータ	1式																																																																						
	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																						
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																						
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																						
	エアスニファ	1式																																																																						
	ダストモニタ (注)	1式																																																																						
	物品搬出モニタ	1式																																																																						
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																						
	放射線測定装置	1式																																																																						
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																						
第1廃棄物貯蔵棟	サーバイメータ	1式																																																																						
	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																						
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																						
	エアスニファ	1式																																																																						
	ダストモニタ (注)	1式																																																																						
	物品搬出モニタ	1式																																																																						
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																						
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																						
屋外	モニタリングポスト (注)	2式																																																																						
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																						
	可搬式ダストサンブラ	1式																																																																						
	サーバイメータ	1式																																																																						
	気象観測装置	1式																																																																						
			(注) 第31条に定める監視用放射線測定器																																																																					

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表				対応状況の説明																																																																																																						
<p>(加工事業変更許可申請書 p87)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>へ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>屋外管理用の設備は、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる監視設備で構成する。</p> <table border="1" data-bbox="261 718 1181 1764"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>主要な設備の種類</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>ダストモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>可搬式ダストサンプラ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟</td> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>気象観測装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>放射線監視盤</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外</td> <td>警報集中表示盤</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	主要な設備の種類	個数	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ	1式	屋外	モニタリングポスト	2式	屋外	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	1式	屋外	可搬式ダストサンプラ	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ	1式	屋外	気象観測装置	1式	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	1式	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	警報集中表示盤	1式	<p>別表1-1 放射線測定器類 (第53条関係) (再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1439 268 2537 1165"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> <td rowspan="10">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">第2加工棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>物品搬出モニタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋外</td> <td>モニタリングポスト (注)</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td>熱蛍光線量計 (TLD)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>可搬式ダストサンプラ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>気象観測装置</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 第31条に定める監視用放射線測定器</p>				設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	第2加工棟	サーベイメータ	1式	ハンドフットクロスモニタ	1式	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	エアスニファ	1式	ダストモニタ (注)	1式	物品搬出モニタ	1式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	放射線測定装置	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	第1廃棄物貯蔵棟	サーベイメータ	1式	ハンドフットクロスモニタ	1式	低バックグラウンドカウンタ	1式	エアスニファ	1式	ダストモニタ (注)	1式	物品搬出モニタ	1式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式	屋外	モニタリングポスト (注)	2式	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	可搬式ダストサンプラ	1式	サーベイメータ	1式	気象観測装置	1式	<p>別表1-1には、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、放射線管理施設のうち、保安規定第53条の適用を受ける放射線測定器類について当該表に示している。</p> <p>なお、警報集中表示盤については、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタの移報を発する設備であり、保安規定第53条の適用を受ける放射線測定器類に該当しない。</p>
設置場所	主要な設備の種類	個数																																																																																																									
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	1式																																																																																																									
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ	1式																																																																																																									
屋外	モニタリングポスト	2式																																																																																																									
屋外	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																									
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																									
屋外	可搬式ダストサンプラ	1式																																																																																																									
第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	1式																																																																																																									
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ	1式																																																																																																									
屋外	気象観測装置	1式																																																																																																									
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	1式																																																																																																									
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	警報集中表示盤	1式																																																																																																									
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																																																																																																								
第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長																																																																																																								
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																									
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																																																									
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																																																									
第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																																																									
第2加工棟	サーベイメータ	1式																																																																																																									
	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																																																									
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																									
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																																																																																																									
	エアスニファ	1式																																																																																																									
	ダストモニタ (注)	1式																																																																																																									
	物品搬出モニタ	1式																																																																																																									
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																									
	放射線測定装置	1式																																																																																																									
個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																																																										
第1廃棄物貯蔵棟	サーベイメータ	1式																																																																																																									
	ハンドフットクロスモニタ	1式																																																																																																									
	低バックグラウンドカウンタ	1式																																																																																																									
	エアスニファ	1式																																																																																																									
	ダストモニタ (注)	1式																																																																																																									
	物品搬出モニタ	1式																																																																																																									
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																									
個人線量計 (電子式線量計)	1式																																																																																																										
屋外	モニタリングポスト (注)	2式																																																																																																									
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式																																																																																																									
	可搬式ダストサンプラ	1式																																																																																																									
	サーベイメータ	1式																																																																																																									
	気象観測装置	1式																																																																																																									

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明								
<p><表面の放射性物質の密度> (加工事業変更許可申請書 p6-3)</p> <p>(ロ) 作業環境の管理</p> <p>(4) 管理区域の出入り管理及び退出時の表面汚染管理</p> <p>第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。</p> <p>第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ等により身体表面及び搬出物品の表面密度を測定し、線量告示に定める表面密度限度の1/10を超えないように管理する。</p> <p>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) 第四条 (表面密度限度)</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質：四ベクレル毎平方センチメートル</p> <p>アルファ線を放出しない放射性物質：四十ベクレル毎平方センチメートル</p>	<p>別表12 物品移動に係る限度値 (第54条、第55条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1439 405 2430 764"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面の放射性物質の密度</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>表面における線量当量率</td> <td>2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>表面から1 mにおける線量当量率</td> <td>100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	限度値	表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²	表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h	表面から1 mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。	<p>別表12では、物品移動に係る限度値のうち、表面の放射性物質の密度の限度値は、加工事業変更許可申請書及び関係法令に基づき、当該表に定めている。</p> <p>なお、表面における線量当量率の限度値及び表面から1 mにおける線量当量率の限度値については、関係法令に基づき定めるものであり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。</p>
項目	限度値									
表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²									
表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h									
表面から1 mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。									

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																																			
<p>(加工事業変更許可申請書 p53)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ハ. 加工設備本体の構造及び設備</p> <p>(ハ) 成形施設</p> <p>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>注1. 核燃料物質の受入仕様(湿式法(ピューレックス法)の再処理により得られたウランを濃縮度5%以下に再濃縮したウラン(以下「再生濃縮ウラン」という。)を除く。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="178 583 1202 863"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量(上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>0.1 ppb (U ベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44×10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 ppb (U ベース)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注2. 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="178 936 1202 1365"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量(上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>10 ppb (U ベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>3.3 ×10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>N p 2 3 7</td> <td>1 ×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (α)</td> <td>1 ×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>R u 1 0 6</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>S b 1 2 5</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量(上限値)	ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (U ベース)	U (α)	1.44×10 ⁵ Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (U ベース)	放射性物質区分	核種	含有量(上限値)	ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (U ベース)	U (α)	3.3 ×10 ⁵ Bq/gU	超ウラン元素	N p 2 3 7	1 ×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (α)	1 ×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (β)	3 Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU	R u 1 0 6	10 Bq/gU	S b 1 2 5	2 Bq/gU	<p>別表14 核燃料物質の受入仕様(第68条関係)</p> <p>1. 核燃料物質の受入仕様(再生濃縮ウランを除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1466 583 2457 863"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放射性物質区分</th> <th rowspan="2">核種</th> <th>含有量(上限値)</th> </tr> <tr> <th>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>0.1 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44×10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p> <table border="1" data-bbox="1466 936 2457 1365"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量(上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>3.3×10⁵ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>N p 2 3 7</td> <td>1×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (α)</td> <td>1×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>R u 1 0 6</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>S b 1 2 5</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量(上限値)	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン	ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)	U (α)	1.44×10 ⁵ Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (Uベース)	放射性物質区分	核種	含有量(上限値)	ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)	U (α)	3.3×10 ⁵ Bq/gU	超ウラン元素	N p 2 3 7	1×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (α)	1×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (β)	3 Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU	R u 1 0 6	10 Bq/gU	S b 1 2 5	2 Bq/gU	<p>別表14では、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、核燃料物質の受入仕様を定めている。</p>
放射性物質区分	核種	含有量(上限値)																																																																			
ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (U ベース)																																																																			
	U (α)	1.44×10 ⁵ Bq/gU																																																																			
核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (U ベース)																																																																			
放射性物質区分	核種	含有量(上限値)																																																																			
ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (U ベース)																																																																			
	U (α)	3.3 ×10 ⁵ Bq/gU																																																																			
超ウラン元素	N p 2 3 7	1 ×10 ⁻¹ Bq/gU																																																																			
	P u (α)	1 ×10 ⁻¹ Bq/gU																																																																			
	P u (β)	3 Bq/gU																																																																			
核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU																																																																			
	R u 1 0 6	10 Bq/gU																																																																			
	S b 1 2 5	2 Bq/gU																																																																			
放射性物質区分	核種	含有量(上限値)																																																																			
		濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン																																																																			
ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)																																																																			
	U (α)	1.44×10 ⁵ Bq/gU																																																																			
核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (Uベース)																																																																			
放射性物質区分	核種	含有量(上限値)																																																																			
ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)																																																																			
	U (α)	3.3×10 ⁵ Bq/gU																																																																			
超ウラン元素	N p 2 3 7	1×10 ⁻¹ Bq/gU																																																																			
	P u (α)	1×10 ⁻¹ Bq/gU																																																																			
	P u (β)	3 Bq/gU																																																																			
核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU																																																																			
	R u 1 0 6	10 Bq/gU																																																																			
	S b 1 2 5	2 Bq/gU																																																																			

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																												
<p>(加工事業変更許可申請書 p68)</p> <p>I. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力</p> <p>(1) 第1加工棟</p> <table border="1" data-bbox="142 464 1210 667"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1加工棟</td> <td>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体</td> <td>47.6 ton-U (注3、4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第1-3貯蔵棟</p> <table border="1" data-bbox="142 751 1210 1010"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ</td> <td>5.9 ton-U</td> </tr> </tbody> </table>	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	備考	第1加工棟	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体	47.6 ton-U (注3、4)	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	備考	第1-3貯蔵棟	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ	5.9 ton-U	<p>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70条関係)</p> <p>(1) 第1加工棟</p> <table border="1" data-bbox="1412 464 2555 667"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第1-3貯蔵棟</p> <table border="1" data-bbox="1412 751 2555 1010"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1-3貯蔵棟の [] に設置する第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域は、後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ	<p>別表15には、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書の記載に基づき、核燃料物質の最大貯蔵能力を示している。</p>
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	備考																											
第1加工棟	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体	47.6 ton-U (注3、4)																											
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	備考																											
第1-3貯蔵棟	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ	5.9 ton-U																											
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																												
	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体																												
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																												
	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ																												

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載				保安規定変更申請 変更後の図表				対応状況の説明
(加工事業変更許可申請書 p68)				別表 1 5 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第 70 条関係) (続き)				別表 1 5 には、加工事業変更許可申請書の記載に基づき、核燃料物質の最大貯蔵能力を示している。
I. 加工施設の位置、構造及び設備				(3) 第 2 加工棟				
ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備								
(ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力								
(3) 第 2 加工棟								
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		備考	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	
第 2 加工棟	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	37 ton-U		第 2 加工棟	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	37 ton-U
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)	酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	41.2 ton-U	(注5)		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	41.2 ton-U (注2)	
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウランペレット	0.35 ton-U			酸化ウランペレット	0.85 ton-U	
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.3 ton-U			酸化ウランペレット	0.45 ton-U (注1)	
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)	酸化ウランペレット	0.85 ton-U			酸化ウランペレット	0.35 ton-U	
		酸化ウランペレット	0.45 ton-U	(注6)		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.3 ton-U	
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.84 ton-U	(注6)		酸化ウランペレット	0.45 ton-U (注1)	
		酸化ウランペレット	0.45 ton-U	(注6)		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.84 ton-U (注1)	
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	酸化ウランペレット	38 ton-U	(注7)		酸化ウランペレット	38 ton-U (注3)	
		酸化ウランペレット	3.4 ton-U			酸化ウランペレット	3.4 ton-U (注13)(注14)(注27)(注28)(注29)	
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)	燃料棒	41 ton-U	(注8)		燃料棒	41 ton-U (注4)	
		燃料集合体	149 ton-U	(注9)		燃料集合体	149 ton-U (注5)	
	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)	燃料棒、燃料集合体	15.3 ton-U	(注6)		燃料集合体	15.3 ton-U (注1)(注15)(注16)(注17)(注18)(注19)(注20)(注27)(注28)(注29)	
						燃料集合体	19.2 ton-U (注21)(注22)(注23)(注24)(注25)(注26)(注27)(注28)(注29)	
濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン (注10)	0.083 ton-U		酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン (注6)	0.083 ton-U			
濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)		0.022 ton-U	(注6)		0.022 ton-U (注1)			

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>注6. [] (加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注5. [] (加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注7. [] (加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注8. [] (加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注9. [] (加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注10. 金属ウランは天然ウラン及び劣化ウランのみとする。(加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注3. []の第1-1輸送物保管区域では、粉末、ペレット、燃料棒又は燃料集合体を輸送容器にて貯蔵する。最大貯蔵能力は、[]とする。(加工事業変更許可申請書 p70)</p> <p>注4. [] (加工事業変更許可申請書 p70) 粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて180個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送容器5個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて180個以下とする。(第3次設工認申請書 p48)</p> <p>[99-F5] 第1-1輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置として、輸送容器は1段置きで管理。(第3次設工認申請書 p49)</p> <p>注3. 第1-3貯蔵容器保管設備では、粉末・ペレット貯蔵容器I型88個以下を貯蔵する。</p> <p>フォークリフトにより第1-3貯蔵棟の第2種管理区域の[]に搬送して、粉末・ペレット貯蔵容器を運搬車、パレットトラック、鋼製パレット、ストッパにより貯蔵容器保管設備に貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p101)</p> <p>併せて、第2-2燃料棒加工室にペレット輸送容器開梱区域を定めてペレット輸送容器を取り扱うことを保安規定で明確にする。(第5次設工認申請書 p2642)</p> <p>注7. ペレット輸送容器開梱区域では、輸送容器1個以下にて貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p67)</p> <p>最大貯蔵能力：[] (第5次設工認申請書 p830)</p> <p>同上 (第5次設工認申請書 p830)</p> <p>[99-F5] 第2-2燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置きとする。(第5次設工認申請書 p831)</p> <p>最大貯蔵能力：[] (第5次設工認申請書 p832)</p> <p>同上 (第5次設工認申請書 p832)</p> <p>[99-F5] 第2-3燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置きとする。(第5次設工認申請書 p833)</p> <p>最大貯蔵能力：[] (第5次設工認申請書 p834)</p> <p>同上 (第5次設工認申請書 p834)</p> <p>[99-F5] 第2-1燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置き又は2段積みとする。2段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床に[]を追加する。(第5次設工認申請書 p835)</p>	<p>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70条関係) (続き)</p> <p>(注1)</p> <p>(注2)</p> <p>(注3)</p> <p>(注4)</p> <p>(注5)</p> <p>(注6)</p> <p>(注7)</p> <p>(注8)</p> <p>(注9)</p> <p>(注10)</p> <p>(注11)</p> <p>(注12)</p> <p>(注13)</p> <p>(注14)</p> <p>(注15)</p> <p>(注16)</p> <p>(注17)</p> <p>(注18)</p> <p>(注19)</p> <p>(注20)</p> <p>(注21)</p> <p>(注22)</p>	<p>別表15の注釈では、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書の記載に基づき、再生濃縮ウランの貯蔵に関する事項、輸送容器又は貯蔵容器による貯蔵に関する事項、運搬設備の使用に関する事項等を定めるほか、設工認申請書において示した設計に基づく輸送容器の固定措置について定めている。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>最大貯蔵能力：(第5次設工認申請書 p836)</p> <p>同上 (第5次設工認申請書 p836)</p> <p>[99-F5] 第2-4燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置き又は2段積みとする。2段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床にを追加する。(第5次設工認申請書 p837)</p> <p>注2. 核燃料物質を原子炉等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p65)</p> <p>本施設は、保安規定に定めて管理する対象とし、事業所内で管理するに当たってはその承認の期限を確認することとする。(第5次設工認申請書 p12)</p> <p>(20) 輸送物貯蔵及びペレット搬入工程 燃料集合体を収納した集合体輸送容器を、パレットトラック、天井クレーンにより又はの燃料集合体保管区域に搬送し貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p97) 次に、の輸送物保管区域に貯蔵した集合体輸送容器を事業所外に搬出する場合には、集合体輸送容器搬送台車、集合体輸送容器牽引車、フォークリフト、天井クレーン、パレットトラックにより第2加工棟の又はに一時的に搬送する。(加工事業変更許可申請書 p98) 次に、第2部品室の移動式門型クレーンによりペレット輸送容器の外蓋を開け、パレットトラックにより第1種管理区域の第2-2燃料棒加工室に搬送し、ペレット輸送容器を開梱してペレット保管容器を取り出す。(加工事業変更許可申請書 p101)</p> <p>(21) ペレット搬出及び輸送物貯蔵工程 その後、ペレット保管容器をペレット輸送容器に梱包し、第2-2燃料棒加工室からペレット輸送容器をパレットトラックにより第2種管理区域の第2部品室に搬送し、移動式門型クレーンによりペレット輸送容器の外蓋を開める。次に、第2部品室からペレット輸送容器をパレットトラックによりに搬送し、天井クレーンにより吊り上げ、さらにフォークリフトにより第1加工棟の第2種管理区域のの輸送物保管区域に搬送して貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p102)</p> <p>(22) 輸送物貯蔵及び燃料棒搬入工程 の輸送物保管区域から集合体輸送容器をフォークリフト、集合体輸送容器搬送台車、集合体輸送容器牽引車により搬送し、天井クレーンにより第2加工棟の第2種管理区域のに吊り上げて、パレットトラックにより第2梱包室に搬送する。の燃料集合体保管区域又はの燃料集合体保管区域に集合体輸送容器を貯蔵する場合には、車両から集合体輸送容器を天井クレーンにより吊り上げてに荷降ろしし、天井クレーン、パレットトラックによりの燃料集合体保管区域又はの燃料集合体保管区域に集合体輸送容器を搬送して貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p102)</p> <p>(23) 燃料棒搬出及び輸送物貯蔵工程 次に、燃料棒組立を第2梱包室において集合体輸送容器に梱包し、集合体輸送容器をパレットトラック、天井クレーンにより又はの燃料集合体保管区域に貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p103)</p> <p>(24) 輸送物貯蔵及び燃料集合体搬入工程 の輸送物保管区域から集合体輸送容器をフォークリフト、集合体輸送容器搬送台車、集合体輸送容器牽引車により搬送し、天井クレーンにより第2加工棟の第2種管理区域のに吊り上げて、パレットトラックにより第2梱包室に搬送する。の燃料集合体保管区域又は第2の燃料集合体保管区域に集合体輸送容器を貯蔵する場合には、車両から集合体輸送容器を天井クレーンにより吊り上げてに荷降ろしし、天井クレーン、パレットトラックによりの燃料集合体保管区域又はの燃料集合体保管区域に搬送して貯蔵する。(加工事業変更許可申請書 p104)</p>	<p>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第70条関係) (続き)</p> <p>(注24)</p> <p>(注25)</p> <p>(注26)</p> <p>(注27)</p> <p>(注28)</p> <p>(注29)</p> <p>ただし、再生濃縮ウランの受入仕様値は別表14のとおりとする。</p>	<p>別表15の注釈では、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書の記載に基づき、再生濃縮ウランの貯蔵に関する事項、輸送容器又は貯蔵容器による貯蔵に関する事項、運搬設備の使用に関する事項等を定めるほか、設工認申請書において示した設計に基づく輸送容器の固定措置について定めている。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																															
<p><空気中の3月間についての平均値> (加工事業変更許可申請書 p116)</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物は、本加工施設の高性能エアフィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して、排気口から施設外へ放出する。放出に当たっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。</p> <p>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) 第八条(周辺監視区域外の濃度)及び別表第一より</p> <table border="1" data-bbox="121 852 1148 1083"> <thead> <tr> <th colspan="2">第一欄</th> <th>第五欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">放射性物質の種類</td> <td rowspan="2">周辺管理区域外の空气中の濃度限度 (Bq/cm³)</td> </tr> <tr> <td>核種</td> <td>化学形等</td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物</td> <td>1 × 1 0⁻⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加工事業変更許可申請書 p116)</p> <p>(ロ) 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。</p> <p>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号) 第八条(周辺監視区域外の濃度)及び別表第一より</p> <table border="1" data-bbox="121 1486 1148 1761"> <thead> <tr> <th colspan="2">第一欄</th> <th>第六欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">放射性物質の種類</td> <td rowspan="2">周辺監視区域外の水中の濃度限度 (Bq/cm³)</td> </tr> <tr> <td>核種</td> <td>化学形等</td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四ふっ化ウラン等の四価の化合物 〔経口摂取〕</td> <td>2 × 1 0⁻²</td> </tr> </tbody> </table>	第一欄		第五欄	放射性物質の種類		周辺管理区域外の空气中の濃度限度 (Bq/cm ³)	核種	化学形等	²³⁴ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	1 × 1 0 ⁻⁸	第一欄		第六欄	放射性物質の種類		周辺監視区域外の水中の濃度限度 (Bq/cm ³)	核種	化学形等	²³⁴ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四ふっ化ウラン等の四価の化合物 〔経口摂取〕	2 × 1 0 ⁻²	<p>別表 1 6 周辺監視区域の外側の境界における空气中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条、第98条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1442 359 2291 646"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間についての平均値</td> <td>1 × 10⁻⁸ Bq/cm³</td> <td>1.5 × 10⁻⁹ Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間についての平均値</td> <td>2 × 10⁻² Bq/cm³</td> <td>8 × 10⁻³ Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 1 6 では、加工事業変更許可申請書及び関係法令に基づき、周辺監視区域の外側の境界における空气中又は水中の放射性物質の濃度限度を定めている。</p> <p>なお、上記の濃度限度を超えないように定める管理目標値については、保安規定において明確化するものであるため、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>	項目	限度	管理目標値	空気中の3月間についての平均値	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	水中の3月間についての平均値	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³	
第一欄		第五欄																															
放射性物質の種類		周辺管理区域外の空气中の濃度限度 (Bq/cm ³)																															
核種	化学形等																																
²³⁴ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性の化合物	1 × 1 0 ⁻⁸																															
第一欄		第六欄																															
放射性物質の種類		周辺監視区域外の水中の濃度限度 (Bq/cm ³)																															
核種	化学形等																																
²³⁴ U	二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四ふっ化ウラン等の四価の化合物 〔経口摂取〕	2 × 1 0 ⁻²																															
項目	限度	管理目標値																															
空気中の3月間についての平均値	1 × 10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5 × 10 ⁻⁹ Bq/cm ³																															
水中の3月間についての平均値	2 × 10 ⁻² Bq/cm ³	8 × 10 ⁻³ Bq/cm ³																															

別表 1 7

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明						
<p>(加工事業変更許可申請書 p116)</p> <p>ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(イ) 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性気体廃棄物は、本加工施設の高性能エアフィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して、排気口から施設外へ放出する。放出に当たっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。</p> <p>(ロ) 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。</p>	<p>別表 1 7 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度 (第 74 条、第 75 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1439 359 2288 646"> <thead> <tr> <th data-bbox="1439 359 2006 432">測定項目</th> <th data-bbox="2006 359 2288 432">測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1439 432 2006 537">排水口における排水中の放射性物質濃度</td> <td data-bbox="2006 432 2288 537">放出の都度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1439 537 2006 646">排気口における排気中の放射性物質濃度</td> <td data-bbox="2006 537 2288 646">1 回/日 (連続)</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定頻度	排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度	排気口における排気中の放射性物質濃度	1 回/日 (連続)	<p>加工事業変更許可申請書の記載に基づき、排水口における排水中の放射性物質濃度及び排気口における排気中の放射性物質濃度の測定頻度を定めている。</p> <p>なお、排気口における排気中の放射性物質濃度については、加工事業変更許可申請書に基づき、連続的に測定することに加え、保安規定別表 1 8 において 1 日間の平均濃度を毎日 1 回記録すべきとしていることから、1 回/日の頻度で測定を行うことを併記している。</p>
測定項目	測定頻度							
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度							
排気口における排気中の放射性物質濃度	1 回/日 (連続)							

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1389 338 2499 1276"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注4)</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>(注4)に示す担当部長</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注3)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1日間の平均濃度</td> <td>毎日1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td> 3月間の平均濃度</td> <td>3月ごと1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 (注2) 施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 (注3) 評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間。 (注4) 施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。(括弧内は保管責任者を示す。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設工認申請書(環境安全部長) (2) 補修等の工事を実施した記録(設備管理部長) (3) 巡視の結果の記録(設備を所管する担当部長) (4) 定期点検等の年間計画及び実績(設備を所管する担当部長) (5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績(設備を所管する担当部長) 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録				イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	(注1)	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注4)	施設管理の実施の都度	(注4)に示す担当部長	(注2)	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	(注3)	2. 放射線管理記録				イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度				1日間の平均濃度	毎日1回	環境安全部長	10年間	3月間の平均濃度	3月ごと1回	環境安全部長	10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	環境安全部長	10年間	並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間	及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10年間	<p>別表18に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																															
1. 加工施設の施設管理に係る記録																																																		
イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	(注1)																																															
ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注4)	施設管理の実施の都度	(注4)に示す担当部長	(注2)																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	(注3)																																															
2. 放射線管理記録																																																		
イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度																																																		
1日間の平均濃度	毎日1回	環境安全部長	10年間																																															
3月間の平均濃度	3月ごと1回	環境安全部長	10年間																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	環境安全部長	10年間																																															
並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																															
及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																															

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表				対応状況の説明
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係)(続き)				<p>別表18に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
	1. 加工規則第7条に基づく記録(続き)				
	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	
ハ	放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 ただし、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	(注5)	
ニ	4月1日を始期とする1年間の線量が20 mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	(注5)	
ホ	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	(注5)	
ヘ	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	(注5)	
ト	工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	燃料製造部長	1年間	
チ	廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	燃料製造部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
リ	放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	燃料製造部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
<p>(注5)「その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。</p>					

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																																
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係)(続き)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1389 338 2502 1614"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量</td> <td>挿入の都度 (連続式にあつては連続して)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値(注6)</td> <td>連続して</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度 (注7)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>4. 加工施設の事故記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ニ 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注6) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。 (注7) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。</p>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録				イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値(注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (注7)	設備を所管する担当部長	1年間	4. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	<p>別表18に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																															
3. 操作記録																																																		
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間																																															
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値(注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																															
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1年間																																															
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間																																															
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (注7)	設備を所管する担当部長	1年間																																															
4. 加工施設の事故記録																																																		
イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																															
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																															
ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																															
ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																															

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																								
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係)(続き)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1389 338 2496 1276"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 気象記録 イ 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長 (第10条第2項及び第13条に係る記録)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>8. 定期評価の結果 イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に準じた期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>燃料製造部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注8) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安委員会の記録(第10条第2項) (2) 教育・訓練の記録(第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条) (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録(第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7) (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録(第62条の5) (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録(第62条の6第6項) (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価(第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10) (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録(第63条及び第64条) (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録(第12条の8) (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録(第11条、第11条の3及び第12条の12) (10) トレーサビリティの記録(第12条の14) (11) 組織外の所有物に関する記録(第12条の15) (12) 計量標準の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条) (15) 不適合の処置の結果の記録(第14条) (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録(第15条及び第15条の2) 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間	ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間	ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	環境安全部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	環境安全部長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	環境安全部長	3年間	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長 (第10条第2項及び第13条に係る記録)	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	8. 定期評価の結果 イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長		<p>別表18に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																							
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間																																							
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間																																							
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間																																							
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	環境安全部長	3年間																																							
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	環境安全部長	3年間																																							
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	環境安全部長	3年間																																							
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(注8) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長 (第10条第2項及び第13条に係る記録)	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																							
8. 定期評価の結果 イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に準じた期間																																							
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長																																								

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明												
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表18 保安に関する記録(第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係)(続き)</p> <p>2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1389 338 2502 1430"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td> 2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<p>別表18に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間											
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間											
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間											

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）（続き）</p> <p>3. その他保安に係る記録</p> <table border="1" data-bbox="1389 338 2499 718"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)管理区域の設定、解除の状況</td> <td>設定、解除の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>(3)核燃料安全委員会の議事録</td> <td>開催の都度</td> <td>保安・防災グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3)核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	保安・防災グループ長	5年間	<p>別表18に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間															
(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間															
(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間															
(3)核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	保安・防災グループ長	5年間															

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																				
<p>(保安に関する記録に係る事項は保安規定において定めるものである。)</p>	<p>別表 18 保安に関する記録 (第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係) (続き)</p> <p>4. 整備規則^(注9) 附則 (経過措置) 第 7 条に基づき加工規則第 7 条第 1 項に定める期間を読み替えて従前の別表 18 を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="1383 384 2496 1266"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注 1 0)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注 1 1)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第 7 条の 4 の 2 の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注 1 2)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日 1 回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>8. 旧加工規則第 7 条の 2 の 2 の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (注 1 3) (他の号に掲げるものを除く。)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>9. 旧加工規則第 7 条の 8 の 2 の規定による加工施設の定期的な評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画</td> <td>計画策定の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 9) 原子力規制委員会規則第 1 2 号 令和 2 年 3 月 17 日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則 (令和 2 年 4 月 1 日施行)</p> <p>(注 1 0) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注 1 1) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注 1 2) 検査終了後 5 年が経過するまでの期間。</p> <p>(注 1 3) 旧加工規則第 7 条の 2 の 2 の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安委員会の記録 (2) 教育・訓練の記録 (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録 (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録 (5) 設計変更及びそのレビューの記録 (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録 (7) 組織外の所有物に関する記録 (8) 計量標準の記録 (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録 (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録 (11) 不適合の処置の結果の記録 (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注 1 0)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注 1 1)	ハ 旧加工規則第 7 条の 4 の 2 の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注 1 2)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	設備を所管する担当部長	1 年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1 年間	8. 旧加工規則第 7 条の 2 の 2 の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (注 1 3) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間	9. 旧加工規則第 7 条の 8 の 2 の規定による加工施設の定期的な評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間	ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間	<p>別表 1 8 に示す保安に関する記録に係る事項は、関係法令に基づき保安において定めるものであり、加工事業変更許可申請書に対応する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																			
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注 1 0)																																			
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注 1 1)																																			
ハ 旧加工規則第 7 条の 4 の 2 の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注 1 2)																																			
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	設備を所管する担当部長	1 年間																																			
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1 年間																																			
8. 旧加工規則第 7 条の 2 の 2 の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (注 1 3) (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間																																			
9. 旧加工規則第 7 条の 8 の 2 の規定による加工施設の定期的な評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間																																			
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間																																			

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(当該図表は保安規定記載条項と規則、基準の関係を示したものである。)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表 1 9 保安規定条項と規則、基準の関係 (第 4 条の 2、第 10 条の 2、第 11 条、第 19 条、第 21 条 関係)

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号
QMS	第 4 条の 3	第 4 条、第 4 条の 2、第 7 条の 2、第 11 条の 4、第 12 条の 13、第 12 条の 14	保安品質保証計画書	保社-1001
規則	第 4 条	第 5 条、第 5 条の 2、第 7 条の 3～第 7 条の 5、第 16 条～第 20 条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
	第 4 条	第 7 条の 6、第 8 条～第 10 条、第 12 条の 18、第 12 条の 19、第 13 条の 2、第 14 条の 2、第 14 条の 3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
	第 4 条	第 7 条の 3～第 7 条の 5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
	第 4 条の 2、第 6 条	第 5 条、第 5 条の 2、第 7 条、第 62 条の 2	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004
	第 4 条の 2	第 4 条の 4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
	—	第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 7 条の 4、第 7 条の 5、第 9 条、第 10 条、第 12 条の 9、第 15 条	安全文化醸成実施規則	保社-2006
基準	第 4 条の 4	第 4 条の 2、第 4 条の 5、第 10 条、第 13 条、第 97 条	保安に係わる文書管理基準(品質・安全管理室)	安管-200003
	第 4 条の 4	第 4 条の 2	保安文書管理基準	基保-025
	第 12 条	第 12 条の 2～第 12 条の 7、第 12 条の 12	設計管理基準	基保-021
	第 12 条の 8	第 3 条、第 12 条の 9、第 12 条の 10、第 12 条の 16	調達管理基準	基保-022
	第 13 条	—	保安内部監査基準	安管-200002
	第 14 条～第 15 条の 3	第 12 条の 18、第 12 条の 19、第 13 条の 2、第 62 条の 9	評価・改善基準	基保-023
	第 21 条	第 7 条の 6、第 22 条	核燃料安全委員会基準	基保-004
	第 23 条	第 10 条の 3、第 24 条	教育訓練基準	基保-007
	第 11 条、第 25 条、第 26 条、第 66 条、第 67 条	第 10 条の 2、第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 12 条の 15、第 27 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 56 条、第 69 条、第 70 条	加工施設の操作基準 (燃料製造部)	基保-003
			加工施設の操作基準 (設備管理部)	基保-026
			加工施設の操作基準 (環境安全部)	基保-028
			加工施設の操作基準 (品質保証部)	基保-032
	第 25 条、第 26 条	第 33 条	臨界安全管理基準	基保-037
	第 25 条、第 26 条	第 32 条、第 34 条、第 36 条、第 37 条	異常時の措置基準	基保-012
	第 11 条、第 38 条、第 39 条、第 71 条、第 72 条	第 10 条の 2、第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 40 条～第 45 条、第 47 条～第 55 条、第 74 条、第 75 条、第 75 条の 2	放射線管理基準	基保-001
	第 38 条、第 39 条	第 45 条の 2、第 46 条、第 46 条の 2	周辺監視区域管理基準	基保-035
	第 11 条、第 38 条、第 39 条、第 66 条、第 67 条	第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 56 条、第 57 条、第 68 条	核燃料物質等運搬基準	基保-008
	第 11 条、第 58 条、第 59 条	第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 12 条の 17、第 13 条の 3、第 30 条の 3、第 32 条、第 34 条、第 46 条の 2、第 53 条、第 59 条の 2～第 59 条の 5、第 62 条の 2～第 65 条の 3、第 85 条	補修及び改造基準	基保-018
	第 11 条、第 71 条、第 72 条	第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 72 条の 2、第 73 条、第 74 条	放射性廃棄物管理基準	基保-009
	第 11 条、第 24 条、第 81 条、第 82 条	第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条の 11、第 12 条の 12、第 17 条、第 83 条～第 93 条、第 98 条	非常時の措置基準	基保-006
第 11 条、第 94 条、第 95 条	第 96 条	定期評価基準	基保-024	
第 4 条の 5、第 97 条	第 4 条の 2、第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3	記録管理基準	基保-016	
第 24 条、第 25 条、第 26 条	第 30 条の 3、第 30 条の 4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039	

対応状況の説明

別表 1 9 は、保安規定記載条項と規則、基準の関係を示した表であり、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に対応する記載はない。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明																																						
<p>(加工事業変更許可申請書 p7-38)</p> <p>添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故</p> <p>(ハ) 事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>体制としては、添7ロ(ロ)の第1図に示すとおり、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。</p> <p>(i) 実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。</p> <p>(ii) 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。</p> <p>(iii) 各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。</p> <p>(iv) 施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。工務係は施設設備の応急復旧等を実施する。除染係は放射性物質の汚染除去等を実施する。放管係は被ばく管理・汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。</p> <p>(v) 情報1係は各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は事業所内の警備等を実施する。</p>	<p>別表20 緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務(第84条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1353 268 2561 1953"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 268 1620 317">組織</th> <th data-bbox="1620 268 2561 317">任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 317 1620 365">本部長</td> <td data-bbox="1620 317 2561 365">緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 365 1406 455">緊急対策本部</td> <td data-bbox="1406 365 2561 455">副本部長 緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 455 1406 497">本部長付</td> <td data-bbox="1406 455 2561 497">緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 497 1406 539">核燃料取扱主任者</td> <td data-bbox="1406 497 2561 539">緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 539 1406 581">核物質防護管理者</td> <td data-bbox="1406 539 2561 581">特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 581 1406 623">防火管理者</td> <td data-bbox="1406 581 2561 623">消火活動、防火活動について、助言を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 623 1406 680">各係長</td> <td data-bbox="1406 623 2561 680">本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 680 1406 770">実施組織</td> <td data-bbox="1406 680 2561 770">施設責任者 加工施設等の点検及び点検に際して必要な措置を行い、得られた結果を本部長及び工務係に報告する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 770 1406 812">技術係</td> <td data-bbox="1406 770 2561 812">非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 812 1406 953">放管係</td> <td data-bbox="1406 812 2561 953">事故現場等の必要箇所の放射線量、汚染の程度を測定するとともに、防護活動全般について放射線防護上必要な測定を行い、被ばく管理・汚染管理を行う。また、警備誘導係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域を設定・管理を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 953 1406 1043">工務係</td> <td data-bbox="1406 953 2561 1043">構内諸施設、建物、資材、事故現場に対する防護措置(電源切断、ガス置換並びに遮断等)及び物品持出し、復旧時の施設設備の整備・点検・応急措置を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1043 1406 1092">除染係</td> <td data-bbox="1406 1043 2561 1092">汚染区域のウラン回収及び除染並びに負傷者・救助者等の除染を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1092 1406 1407">救護消火係</td> <td data-bbox="1406 1092 2561 1407">救護班は負傷者の応急処置、看護を行うとともに、適切な医療機関への移送を担当する。 第1種管理区域での要救助者の救助に当たってはできる限り従業員が行うものとし、やむを得ず外部(消防署等)の援助を受ける場合は、必要な情報を伝達するとともに可能な限り当該救助者の被ばく並びに身体汚染を防止する措置を採る。 被ばく又は身体汚染した負傷者を医療機関へ搬送する場合は、除染係及び放管係の協力の下、除染及び二次汚染防止等の措置を講じた上で、放管係担当者が同行する。 消火班は消火活動等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1407 1406 1497">支援組織</td> <td data-bbox="1406 1407 2561 1497">情報1係 非常事態が発生した場合における当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡及び国・自治体等社外関係機関への通報・連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1497 1406 1673">情報2係</td> <td data-bbox="1406 1497 2561 1673">非常事態が発生した場合は、当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡を行い、情報1係を支援する。 原災法事象に進展するおそれのある場合を含めて、原災法に対応する場合は、熊取オフサイトセンターへ出向き、関係機関と情報交換・相互協力を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1673 1406 1764">総務広報係</td> <td data-bbox="1406 1673 2561 1764">非常事態が発生した場合における当該事象に関する事業所内への周知、要員の呼集、広報及び他の係に属さない事項を行うとともに総務広報係長は外部機関への連絡責任者となる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1764 1406 1812">調達係</td> <td data-bbox="1406 1764 2561 1812">非常事態の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1812 1406 1953">警備誘導係</td> <td data-bbox="1406 1812 2561 1953">外来者を含む施設からの退避者の誘導、公設消防等への助言・誘導、負傷者の救出等への支援を行う。また、放管係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域の縄張り、表示、構内通路の遮断等及び監視警戒を行うとともに出入管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	任務	本部長	緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。	緊急対策本部	副本部長 緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。	本部長付	緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。	核燃料取扱主任者	緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。	核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。	防火管理者	消火活動、防火活動について、助言を行う。	各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。	実施組織	施設責任者 加工施設等の点検及び点検に際して必要な措置を行い、得られた結果を本部長及び工務係に報告する。	技術係	非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を行う。	放管係	事故現場等の必要箇所の放射線量、汚染の程度を測定するとともに、防護活動全般について放射線防護上必要な測定を行い、被ばく管理・汚染管理を行う。また、警備誘導係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域を設定・管理を行う。	工務係	構内諸施設、建物、資材、事故現場に対する防護措置(電源切断、ガス置換並びに遮断等)及び物品持出し、復旧時の施設設備の整備・点検・応急措置を行う。	除染係	汚染区域のウラン回収及び除染並びに負傷者・救助者等の除染を行う。	救護消火係	救護班は負傷者の応急処置、看護を行うとともに、適切な医療機関への移送を担当する。 第1種管理区域での要救助者の救助に当たってはできる限り従業員が行うものとし、やむを得ず外部(消防署等)の援助を受ける場合は、必要な情報を伝達するとともに可能な限り当該救助者の被ばく並びに身体汚染を防止する措置を採る。 被ばく又は身体汚染した負傷者を医療機関へ搬送する場合は、除染係及び放管係の協力の下、除染及び二次汚染防止等の措置を講じた上で、放管係担当者が同行する。 消火班は消火活動等を行う。	支援組織	情報1係 非常事態が発生した場合における当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡及び国・自治体等社外関係機関への通報・連絡を行う。	情報2係	非常事態が発生した場合は、当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡を行い、情報1係を支援する。 原災法事象に進展するおそれのある場合を含めて、原災法に対応する場合は、熊取オフサイトセンターへ出向き、関係機関と情報交換・相互協力を行う。	総務広報係	非常事態が発生した場合における当該事象に関する事業所内への周知、要員の呼集、広報及び他の係に属さない事項を行うとともに総務広報係長は外部機関への連絡責任者となる。	調達係	非常事態の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送を行う。	警備誘導係	外来者を含む施設からの退避者の誘導、公設消防等への助言・誘導、負傷者の救出等への支援を行う。また、放管係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域の縄張り、表示、構内通路の遮断等及び監視警戒を行うとともに出入管理を行う。	<p>別表20では、加工事業変更許可申請書の記載に基づく緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務について定めている。</p>
組織	任務																																							
本部長	緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。																																							
緊急対策本部	副本部長 緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。																																							
本部長付	緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。																																							
核燃料取扱主任者	緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。																																							
核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。																																							
防火管理者	消火活動、防火活動について、助言を行う。																																							
各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。																																							
実施組織	施設責任者 加工施設等の点検及び点検に際して必要な措置を行い、得られた結果を本部長及び工務係に報告する。																																							
技術係	非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を行う。																																							
放管係	事故現場等の必要箇所の放射線量、汚染の程度を測定するとともに、防護活動全般について放射線防護上必要な測定を行い、被ばく管理・汚染管理を行う。また、警備誘導係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域を設定・管理を行う。																																							
工務係	構内諸施設、建物、資材、事故現場に対する防護措置(電源切断、ガス置換並びに遮断等)及び物品持出し、復旧時の施設設備の整備・点検・応急措置を行う。																																							
除染係	汚染区域のウラン回収及び除染並びに負傷者・救助者等の除染を行う。																																							
救護消火係	救護班は負傷者の応急処置、看護を行うとともに、適切な医療機関への移送を担当する。 第1種管理区域での要救助者の救助に当たってはできる限り従業員が行うものとし、やむを得ず外部(消防署等)の援助を受ける場合は、必要な情報を伝達するとともに可能な限り当該救助者の被ばく並びに身体汚染を防止する措置を採る。 被ばく又は身体汚染した負傷者を医療機関へ搬送する場合は、除染係及び放管係の協力の下、除染及び二次汚染防止等の措置を講じた上で、放管係担当者が同行する。 消火班は消火活動等を行う。																																							
支援組織	情報1係 非常事態が発生した場合における当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡及び国・自治体等社外関係機関への通報・連絡を行う。																																							
情報2係	非常事態が発生した場合は、当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡を行い、情報1係を支援する。 原災法事象に進展するおそれのある場合を含めて、原災法に対応する場合は、熊取オフサイトセンターへ出向き、関係機関と情報交換・相互協力を行う。																																							
総務広報係	非常事態が発生した場合における当該事象に関する事業所内への周知、要員の呼集、広報及び他の係に属さない事項を行うとともに総務広報係長は外部機関への連絡責任者となる。																																							
調達係	非常事態の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送を行う。																																							
警備誘導係	外来者を含む施設からの退避者の誘導、公設消防等への助言・誘導、負傷者の救出等への支援を行う。また、放管係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域の縄張り、表示、構内通路の遮断等及び監視警戒を行うとともに出入管理を行う。																																							

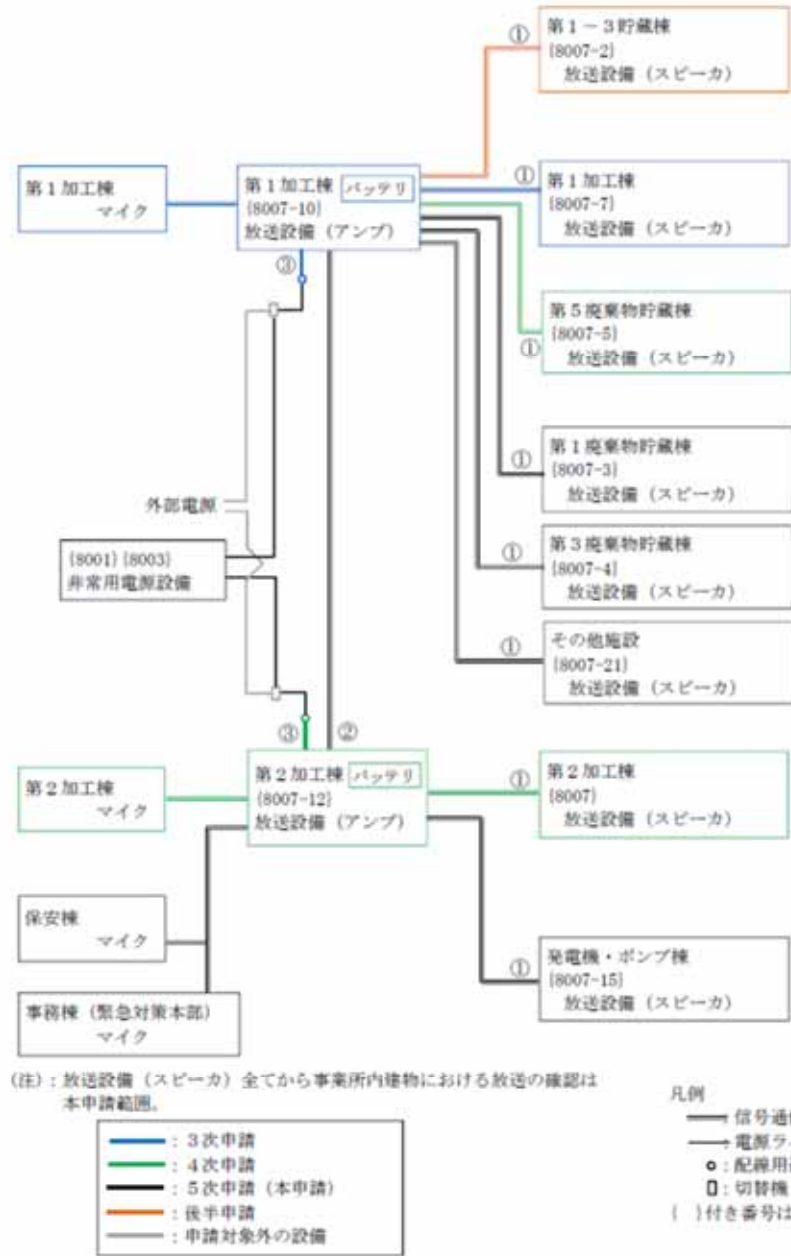
加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載						保安規定変更申請 変更後の図表						対応状況の説明						
添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧 (加工事業変更許可申請書 p7-27)						別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係)						別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。						
分類	資機材の種類		数量の考え方*	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	分類	資機材の種類		資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者			
放射線障害 防護器具	汚染防護服		A	各36組以上 計72組以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1年毎	放射線障害 防護器具	汚染防護服		汚染防護服	A	各36組以上 計72組以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長			
	呼吸用ボンベマスク		A	各2式以上 計15式	事務棟、第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 6ヶ月毎		放射線障害 防護器具	呼吸用ボンベマスク		呼吸用ボンベマスク	A	各2式以上 計15式	事務棟、第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長		
	フィルタ付防護マスク	半面マスク	A	各36式以上 計72式以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1年毎			放射線障害 防護器具	フィルタ付防護マスク		半面マスク	A	各36式以上 計72式以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長	
全面マスク		全面マスク		A			各36式以上 計72式以上	事務棟、敷地内		外観・員数 1回/年	環境安全部長							
非常用通信 機器 ^(*)	緊急時優先電話 (専用電話回線)		C	1回線	保安棟	員数・動作 6ヶ月毎	非常用通信 機器 ^(*)	緊急時優先電話 (専用電話回線)		所外通信連絡設備 緊急時優先電話 (専用電話回線) (注10)	C	1台	保安棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長			
	ファクシミリ		B	各1台以上 計3台	事務棟、保安棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎		非常用通信 機器 ^(*)	ファクシミリ		所外通信連絡設備 ファクシミリ (注10)	B	各1台 計3台	事務棟、保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長		
	携帯電話等		C	7台	事務棟	員数・動作 6ヶ月毎			非常用通信 機器 ^(*)	携帯電話等		所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHSアンテナ)) に付属する所内携帯電話機 (PHS) (注3) (注10)	C	7台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
										携帯電話等		所内通信連絡設備 (固定電話機) (注4) (注10)	C	25台	事務棟、保安棟、第2加工棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
										携帯電話等		所内通信連絡設備 (無線機) (注5) (注10)	C	12台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
										携帯電話等		所外通信連絡設備 一般回線 (注6) (注10)	C	1式	事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
										携帯電話等		所外通信連絡設備 携帯電話 (注7) (注10)	C	1式	緊急対策本部員	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
										携帯電話等		所外通信連絡設備 IP電話 (注10)	C	3台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	衛星電話		B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・動作 6ヶ月毎				非常用通信 機器 ^(*)	衛星電話		所外通信連絡設備 衛星携帯電話 (注10)	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
携帯型無線 (消防専用回線)		C	1台	保安棟	外観・動作 6ヶ月毎	非常用通信 機器 ^(*)	携帯型無線 (消防専用回線)				所外通信連絡設備 携帯型無線 (消防専用回線) (注10)	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長		
緊急呼出装置		C	1台	保安棟	外観・動作 6ヶ月毎		非常用通信 機器 ^(*)	緊急呼出装置		緊急呼出装置	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長			
事業所内放送設備		C	1式	保安棟、第1加工棟、第2加工棟	外観・動作 6ヶ月毎			非常用通信 機器 ^(*)	事業所内放送設備		所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイク (注9) (注10)	C	1式	保安棟、第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長		
計測器等 ^(*)	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ (α線排気モニタ)	C	2台	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	動作 6ヶ月毎	計測器等 ^(*)		排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ (α線排気モニタ)	ダストモニタ (排気用モニタ) (注10)	C	2台	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	動作 1回/6月	環境安全部長		
	ガンマ線測定用サーベイメータ		B	各2台 計4台	事務棟、保安棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎		計測器等 ^(*)	ガンマ線測定用サーベイメータ	ガンマ線測定用サーベイメータ	ガンマ線測定用サーベイメータ	B	各2台 計4台	事務棟、保安棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長		
	中性子線測定用サーベイメータ		B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎			計測器等 ^(*)	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定用サーベイメータ	B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	空間放射線積算線量計		C	4個	事務棟	員数 1年毎				計測器等 ^(*)	空間放射線積算線量計	熱蛍光線量計 (TLD)	熱蛍光線量計 (TLD)	C	4個	事務棟	員数 1回/年	環境安全部長
	同上リーダ			1台	第1加工棟	動作 6ヶ月毎					計測器等 ^(*)	同上リーダ	熱蛍光線量計 (TLD) リーダ	熱蛍光線量計 (TLD) リーダ	C	1台	第1加工棟	動作 1回/6月
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		C	2台	保安棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎				計測器等 ^(*)		表面汚染密度測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	2台	保安棟	外観・員数・動作 1回/6月
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎					計測器等 ^(*)	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	可搬式ダストサンブラ	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月
		測定器	C	2台	事務棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎				計測器等 ^(*)		可搬式ダスト測定関連機器	測定器	表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	2台	事務棟	外観・員数・動作 1回/6月
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎					計測器等 ^(*)	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ (可搬式ダスト測定関連機器のサンブラ兼用)	可搬式ヨウ素サンブラ	B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月
		測定器	C	1台	事務棟					表面汚染密度測定用サーベイメータ		C	1台	事務棟	表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	1台	事務棟
個人用外部被ばく線量測定器		A	各10個以上 計40個以上	事務棟、第2加工棟、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎	計測器等 ^(*)	個人用外部被ばく線量測定器	個人線量計 (電子式線量計)	個人線量計 (電子式線量計)	A	各10個以上 計40個以上	事務棟、第2加工棟、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長				

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載							保安規定変更申請 変更後の図表							対応状況の説明					
添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧(つづき) (加工事業変更許可申請書 p7-28)							別表2-1 非常時用資機材(第85条関係)(続き)							別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。					
分類	資機材の種類		数量の考え方*	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	分類	資機材の種類		資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者		
消火用資機材 ⁽⁶¹⁾	防火衣	簡易防火衣	B	各6式	計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1年毎	消火用資機材 (注2)	防火衣	簡易防火衣	簡易防火衣	B	各6式	計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長		
		耐熱防護服	B	各2式	計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1年毎			耐熱防護服	耐熱防護服		B	各2式	計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長	
	粉末消火器		C	1式		敷地内	外観・員数 6ヶ月毎		粉末消火器	粉末消火器	粉末消火器	C	1式	敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長			
	屋外消火栓		C	1式		敷地内	外観・員数・動作 6ヶ月毎		屋外消火栓	屋外消火栓	屋外消火栓	C	3台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長			
	屋内消火栓		C	1式		第2加工棟	外観・員数・動作 6ヶ月毎			消火設備 屋外消火栓(注10)	消火設備 屋外消火栓(注10)	C	6台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長			
	可搬消防ポンプ		B	各1式	計2式	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 6ヶ月毎		屋内消火栓	消火設備 屋内消火栓(注10)	消火設備 屋内消火栓(注10)	C	13台	第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長			
	消火栓ポンプ		C	2式		発電機・ポンプ棟、敷地内	外観・員数・動作 6ヶ月毎		可搬消防ポンプ	消火設備 可搬消防ポンプ(注10)	消火設備 可搬消防ポンプ(注10)	B	各1台	計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長		
	消火栓水槽		C	2式		発電機・ポンプ棟、敷地内	外観・員数 1年毎		消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	C	1台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長			
	貯水槽		C	2式		敷地内	外観・員数 1年毎			消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓水槽(注10)	消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓水槽(注10)	C	1台	発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長			
										消火設備 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽(注10)	消火設備 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽(注10)	C	1基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長			
その他資機材	ヨウ化カリウム製剤		A	1,000錠		事務棟、保安棟	員数 1年毎	その他資機材	貯水槽	消火設備 可搬消防ポンプに付属する貯水槽(注10)	消火設備 可搬消防ポンプに付属する貯水槽(注10)	C	2基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長			
	担架		B	各1台	計5台	保安棟、第2加工棟、第1加工棟、発電機・ポンプ棟、敷地内	外観・員数 1年毎		ヨウ化カリウム製剤	ヨウ化カリウム製剤	ヨウ化カリウム製剤	A	1,000錠	事務棟、保安棟	員数 1回/年	環境安全部長			
	除染用具		B	各1式	計3式	事務棟、第2加工棟	員数 1年毎		担架	担架	担架	B	各1台	計5台	保安棟、第2加工棟、第1加工棟、発電機・ポンプ棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長		
	被ばく者輸送のために使用可能な車両		C	1台		敷地内	外観・員数・動作 6ヶ月毎		除染用具	除染用具	除染用具	B	各1式	計3式	事務棟、第2加工棟	員数 1回/年	環境安全部長		
	可搬式発電機		B	各1台	計4台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 6ヶ月毎		被ばく者輸送のために使用可能な車両	被ばく者輸送のために使用可能な車両	被ばく者輸送のために使用可能な車両	C	1台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長			
	照明具類 ⁽⁶¹⁾	投光器		B	各1台	計2台	保安棟、第2加工棟		外観・動作 6ヶ月毎	可搬式発電機	可搬式エンジン駆動照明に付属するエンジン駆動発電機(注10)	可搬式エンジン駆動照明に付属するエンジン駆動発電機(注10)	B	各1台	計2台	保安棟、第2加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	
			携帯用照明	A	30台以上		事務棟、保安棟		外観・動作 6ヶ月毎	可搬式2800VAガンリン発電機(注10)	可搬式2800VAガンリン発電機(注10)	可搬式2800VAガンリン発電機(注10)	B	各1台	計3台	事務棟、保安棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	
		携帯用照明	可搬型照明 ヘッドライト	A	20個		部品検査設備棟		外観・動作 1回/6月	照明具類(注2)	投光器	可搬型照明 可搬型エンジン駆動照明(注10)	可搬型照明 可搬型エンジン駆動照明(注10)	B	各1台	計2台	保安棟、第2加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
			可搬型照明 手動発電ライト	A	2個		部品検査設備棟		外観・動作 1回/6月	携帯用照明	携帯用照明	携帯用照明	A	30台以上	事務棟、保安棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長		
			可搬型照明 可搬型ライト	A	10個		部品検査設備棟		外観・動作 1回/6月	可搬型照明 ヘッドライト	可搬型照明 ヘッドライト	可搬型照明 ヘッドライト	A	20個	部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長		
可搬型照明 懐中電灯(注10)	A	20個		事業所内各所(事務棟、保安棟、第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟)	外観・動作 1回/6月	可搬型照明 手動発電ライト	可搬型照明 手動発電ライト	可搬型照明 手動発電ライト	A	2個	部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長						
外扉等の目張り用資機材		B	各1式	計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1年毎	可搬型照明 可搬型ライト	可搬型照明 可搬型ライト	可搬型照明 可搬型ライト	A	10個	部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長					
建物、設備損傷時の養生用資機材		B	各1式	計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1年毎	可搬型照明 懐中電灯(注10)	可搬型照明 懐中電灯(注10)	可搬型照明 懐中電灯(注10)	A	20個	事業所内各所(事務棟、保安棟、第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長					
飛散ウラン回収用資機材		B	各1式	計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1年毎	外扉等の目張り用資機材	外扉等の目張り用資機材	外扉等の目張り用資機材	B	各1式	計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長				
							建物、設備損傷時の養生用資機材	建物、設備損傷時の養生用資機材	建物、設備損傷時の養生用資機材	B	各1式	計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長				
							飛散ウラン回収用資機材	飛散ウラン回収用資機材	飛散ウラン回収用資機材	B	各1式	計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	燃料製造部長				

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p style="text-align: center;">添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧(つづき) (加工事業変更許可申請書 p7-28)</p> <p>※資機材数量の考え方 A: 使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例: 汚染防護服 B: 使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例: 可搬消防ポンプ、衛星電話 C: 要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの 例: 排気筒モニタ(可搬式ダスト測定関連機器(可搬式ダストサンプラ、汚染密度測定用サーベイメータ)で代替可能) (*1): 外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵する構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	<p>別表2-1 非常時用資機材(第85条関係)(続き)</p> <p>(注1) 資機材数量の考え方 A: 使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例: 汚染防護服 B: 使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例: 可搬消防ポンプ、衛星電話 C: 要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの 例: 排気筒モニタ(可搬式ダスト測定関連機器(可搬式ダストサンプラ、汚染密度測定用サーベイメータ)で代替可能) (注2) 外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵する構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 (注3) 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))に付属する所内携帯電話機(PHS)は、事務棟(緊急対策本部)に設置する。所内携帯電話機(PHS)は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台に接続した所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。 (注4) 所内通信連絡設備(固定電話機)は、事務棟に1台、保安棟に1台、第2加工棟に23台設置する。所内通信連絡設備(固定電話機)は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。 (注5) 所内通信連絡設備(無線機)は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。 (注6) 所外通信連絡設備 一般回線は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介して外部と通信連絡を行う。 (注7) 所外通信連絡設備 携帯電話は、緊急対策本部員が1台以上保持する。 (注8) 所外通信連絡設備 社内網の利用は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介し、社内他地区の電話交換機を使用して外部と通信連絡を行う。 (注9) 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクは、第1加工棟、第2加工棟、保安棟、事務棟(緊急対策本部)に設置する。いずれのマイクによっても、所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続した事業所内全域の所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))から事業所内建物における放送が可能とする。 (注10) 設計基準において想定される事象に対する設計(加工施設の技術基準に関する規則の要求事項)を踏まえた加工施設とする。</p>	<p>別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2285)



(第5次設工認申請書 p3009)

第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、屋外に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、第3次申請で申請済みの第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続する。発電機・ポンプ棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、第4次申請で申請済みの第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、マイクが付属する。第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、マイクが付属すると共に、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置するマイクを付属させる。第1加工棟及び第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するいずれのマイクによっても、所内全域の通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))から事業所内建物における放送が可能とする。

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材(第85条関係)(非常用通信機器を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
非常用通信機器(注2)	緊急時優先電話(専用電話回線)	所外通信連絡設備 緊急時優先電話(専用電話回線)(注10)	C	1台	保安棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	ファクシミリ	所外通信連絡設備 ファクシミリ(注10)	B	各1台 計3台	事務棟、保安棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	携帯電話等	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)に付属する所内携帯電話機(PHS)(注3)(注10))	C	7台	事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所内通信連絡設備(固定電話機)(注4)(注10))	C	25台	事務棟、保安棟、第2加工棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所内通信連絡設備(無線機)(注5)(注10))	C	12台	事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備(一般回線)(注6)(注10))	C	1式	事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備(携帯電話)(注7)(注10))	C	1式	緊急対策本部長	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備(IP電話)(注8)(注10))	C	3台	事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	衛星電話	所外通信連絡設備(衛星携帯電話)(注10))	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
		携帯型無線(消防専用回線)	所外通信連絡設備(携帯型無線(消防専用回線)(注10))	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月
	緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
	事業所内放送設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイク(注9)(注10))	C	1式	保安棟、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長

(注9) 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクは、第1加工棟、第2加工棟、保安棟、事務棟(緊急対策本部)に設置する。いずれのマイクによっても、所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続した事業所内全域の所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))から事業所内建物における放送が可能とする。

(注10) 設計基準において想定される事象に対する設計(加工施設の技術基準に関する規則の要求事項)を踏まえた加工施設とする。

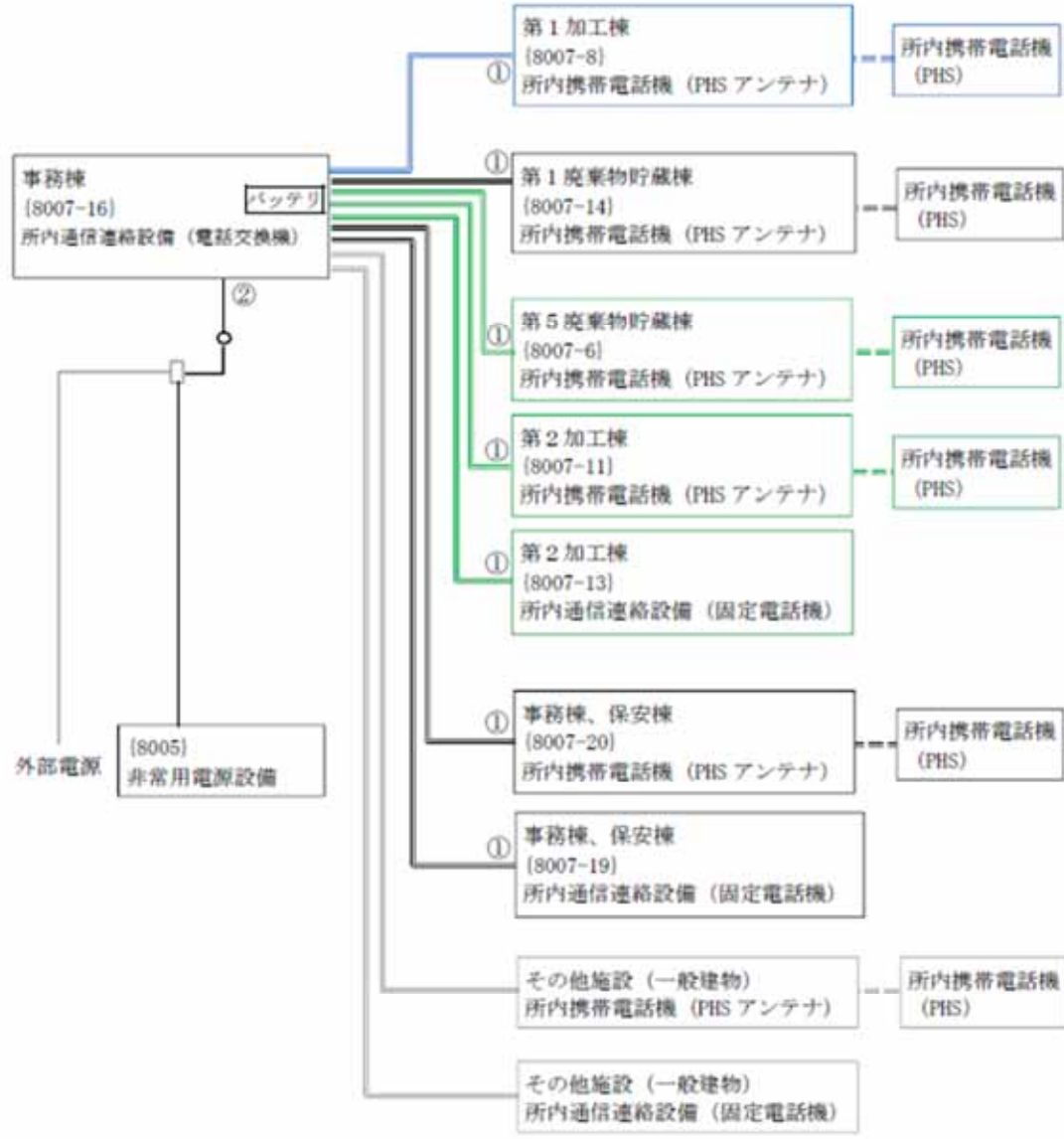
対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

非常用通信機器の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2286)



凡例
 ① : 3次申請
 ② : 4次申請
 ③ : 5次申請 (本申請)
 ○ : 申請対象外の設備

— : 信号通信ライン (有線)
 - - - : 信号通信ライン (無線)
 — : 電源ライン
 ○ : 配線用遮断器
 □ : 切替機
 () 付き番号は管理番号

(注) PHS アンテナ、固定電話機は、電話交換機から信号通信ライン(有線)を通じて給電される。
 ① 所内通信連絡設備 (電話交換機) - 所内携帯電話機 (PHS アンテナ)、所内通信連絡設備 (固定電話機) 間の信号通信ラインケーブルは、所内携帯電話機 (PHS アンテナ)、所内通信連絡設備 (固定電話機) に含む。
 ② 電源ラインケーブルは、直近の配線用遮断器以降が所内通信連絡設備 (電話交換機) に含む。

図リ一他一 1 2 (2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、所内通信連絡設備 (固定電話機) 系統図

保安規定変更申請 変更後の図表

対応状況の説明

別表 2 1 非常時資機材 (第 85 条関係) (非常用通信機器を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
非常用通信機器 (注2)	緊急時優先電話 (専用電話回線)	所外通信連絡設備 緊急時優先電話 (専用電話回線) (注10)	C	1台	保安棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	ファクシミリ	所外通信連絡設備 ファクシミリ (注10)	B	各1台 計3台	事務棟、保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	携帯電話等	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) に付属する所内携帯電話機 (PHS) (注3) (注10)	C	7台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所内通信連絡設備 (固定電話機) (注4) (注10)	C	25台	事務棟、保安棟、第2加工棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所内通信連絡設備 (無線機) (注5) (注10)	C	12台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 一般回線 (注6) (注10)	C	1式	事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 携帯電話 (注7) (注10)	C	1式	緊急対策本部長	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	衛星電話	所外通信連絡設備 IP電話 (注10)	C	3台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 社内網の利用 (注8) (注10)	C	1式	事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	携帯型無線 (消防専用回線)	所外通信連絡設備 携帯型無線 (消防専用回線) (注10)	C	1台	保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長	
事業所内放送設備	所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイク (注9) (注10)	C	1式	保安棟、第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	

(注3) 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) に付属する所内携帯電話機 (PHS) は、事務棟 (緊急対策本部) に設置する。所内携帯電話機 (PHS) は、所内通信連絡設備 (電話交換機) 1台に接続した所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
 (注4) 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、事務棟に1台、保安棟に1台、第2加工棟に23台設置する。所内通信連絡設備 (固定電話機) は、所内通信連絡設備 (電話交換機) 1台を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
 (注5) 所内通信連絡設備 (無線機) は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。
 (注10) 設計基準において想定される事象に対する設計 (加工施設の技術基準に関する規則の要求事項) を踏まえた加工施設とする。

別表 2 1 では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。
 非常用通信機器の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(続き)

(第5次設工認申請書 p228)

追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	通信連絡設備	[25.1-F1] {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)の配置を図リ-2-1-2-1~図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-10に示す。 ○設備の員数(通信連絡設備) ・{8007}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)):66台 ・{8007-12}所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)):1台 ・{8007-11}所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)):15台 ・{8007-13}所内通信連絡設備(固定電話機):23台
------------	--------	--

(第5次設工認申請書 p2065)

表リ-他-9 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機) 仕様

設備・機器名称	{8007-19}通信連絡設備
機器名	所内通信連絡設備(固定電話機)
設置場所	事務棟、保安棟
員数	1式(事務棟:1台、保安棟:1台)

(第5次設工認申請書 p2062)

表リ-他-7 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) 仕様

設備・機器名称	{8007-16}通信連絡設備
機器名	所内通信連絡設備(電話交換機)
設置場所	事務棟
員数	1式

(第5次設工認申請書 p2064)

表リ-他-8 通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線機) 仕様

設備・機器名称	{8007-17}通信連絡設備
機器名	所内通信連絡設備(無線機)
設置場所	事務棟(緊急対策本部)
員数	1式(12台)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材(第85条関係)(非常用通信機器を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
非常用通信機器(注2)	緊急時優先電話(専用電話回線)	所外通信連絡設備 緊急時優先電話(専用電話回線)(注10)	C	1台	保安棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	ファクシミリ	所外通信連絡設備 ファクシミリ(注10)	B	各1台 計3台	事務棟、保安棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	携帯電話等	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))に付属する所内携帯電話機(PHS)(注3)(注10)	C	7台	事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
			C	25台	事務棟、保安棟、第2加工棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
			C	12台	事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
			C	1式	事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
			C	1式	緊急対策本部長	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
			C	3台	事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
			C	1式	事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	衛星電話	所外通信連絡設備 衛星携帯電話(注10)	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
	携帯型無線(消防専用回線)	所外通信連絡設備 携帯型無線(消防専用回線)(注10)	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
	緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
	事業所内放送設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイク(注9)(注10)	C	1式	保安棟、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長

- (注3) 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))に付属する所内携帯電話機(PHS)は、事務棟(緊急対策本部)に設置する。所内携帯電話機(PHS)は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台に接続した所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
- (注4) 所内通信連絡設備(固定電話機)は、事務棟に1台、保安棟に1台、第2加工棟に23台設置する。所内通信連絡設備(固定電話機)は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
- (注5) 所内通信連絡設備(無線機)は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。
- (注10) 設計基準において想定される事象に対する設計(加工施設の技術基準に関する規則の要求事項)を踏まえた加工施設とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

非常用通信機器の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

(続き)

別表 2 1 非常時用資機材 (第 85 条関係) (非常用通信機器を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	
非常用通信機器 (注2)	緊急時優先電話 (専用電話回線)	所外通信連絡設備 (緊急時優先電話 (専用電話回線)) (注10)	C	1台	保安棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	ファクシミリ	所外通信連絡設備 (ファクシミリ) (注10)	B	各1台 計3台	事務棟、保安棟、第1加工棟 (緊急対策本部)	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	業務電話等	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ) に付属する所内携帯電話機 (PBS)) (注3) (注10)	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ) に付属する所内携帯電話機 (PBS)) (注3) (注10)	C	7台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所内通信連絡設備 (固定電話機) (注4) (注10)	所内通信連絡設備 (固定電話機) (注4) (注10)	C	25台	事務棟、保安棟、第2加工棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所内通信連絡設備 (無線機) (注5) (注10)	所内通信連絡設備 (無線機) (注5) (注10)	C	12台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 (一般回線) (注6) (注10)	所外通信連絡設備 (一般回線) (注6) (注10)	C	1式	事務所内無線	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 (携帯電話) (注7) (注10)	所外通信連絡設備 (携帯電話) (注7) (注10)	C	1式	緊急対策本部	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 (IP電話) (注8) (注10)	所外通信連絡設備 (IP電話) (注8) (注10)	C	3台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
		所外通信連絡設備 (社内網の利用) (注9) (注10)	所外通信連絡設備 (社内網の利用) (注9) (注10)	C	1式	事務所内無線	員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	衛星電話	所外通信連絡設備 (衛星携帯電話) (注10)	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長	
	携帯型無線 (消防専用回線)	所外通信連絡設備 (携帯型無線 (消防専用回線)) (注10)	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長	
	緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1台	保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長	
事業所内放送設備	所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ) に付属するマイク) (注4) (注10)	C	1式	保安棟、第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長		

別表 2 1 では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

非常用通信機器の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

(第5次設工認申請書 p3009、p3010)

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ)) には、所内携帯電話機 (PBS) が付属する。所内携帯電話機 (PBS) は、事故時の活動の拠点として機能する事務棟 (緊急対策本部) に設置する。
 第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ)) 及び事務棟、保安棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、事務棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。所内携帯電話機 (PBS) 及び事務棟、保安棟、第4次申請で申請済みの第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) 及び第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟、第3次申請で申請済みの第1加工棟、第4次申請で申請済みの第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ)) を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機) は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。

(注3) 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ)) に付属する所内携帯電話機 (PBS) は、事務棟 (緊急対策本部) に設置する。所内携帯電話機 (PBS) は、所内通信連絡設備 (電話交換機) 1台に接続した所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PBアンテナ)) と介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
 (注4) 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、事務棟に1台、保安棟に1台、第2加工棟に2台設置する。所内通信連絡設備 (固定電話機) は、所内通信連絡設備 (電話交換機) 1台を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。
 (注5) 所内通信連絡設備 (無線機) は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。
 (注10) 設工認基準において規定される事象に対する数値 (加工施設の技術基準に関する規則の要求事項) を踏まえて加工施設とする。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2061)

表リ一他一6 (別表) 通信連絡設備 所外通信連絡設備 設備一覧

	ファクシミリ	一般回線	携帯電話	衛星携帯電話	I P 電話	社内網の利用	携帯型無線 (消防専用回線)	緊急時優先電話 (専用電話回線)
配備数	3台	一式	一式	4台	3台	一式	1台	1台
配置場所	緊急対策本部:1台 事務棟:1台 保安棟:1台	事業所内 全域	緊急対策 本部員	緊急対策本部: 2台 保安棟:2台	緊急対策本 部:3台	事業所内 全域	保安棟	保安棟

(第5次設工認申請書 p2273)

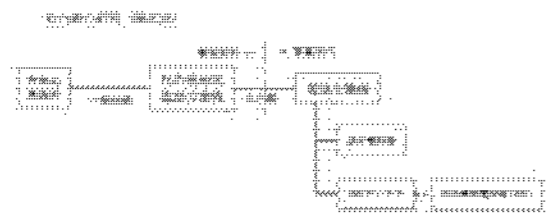


(第5次設工認申請書 p2352)

(21) 携帯電話は、1台以上あることを確認する。一般回線、社内網の利用は、所内通信連絡設備（電話交換機）が1台以上あることを確認する。

(第5次設工認申請書 p3010、p3011)

一般回線の利用は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部と通信連絡を行う。
社内網の利用は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介し、社内他地区の電話交換機を使用して外部と通信連絡を行う。



保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (非常用通信機器を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の 考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	
非常用通信機器 (注2)	緊急時優先電話(専用電話回線)	所外通信連絡設備 緊急時優先電話(専用電話回線)(注10)	C	1台		保安棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	ファクシミリ	所外通信連絡設備 ファクシミリ(注10)	B	各1台	計3台	事務棟、保安棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	携帯電話等	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)に付属する所内携帯電話機(PHS)(注3)(注10))	C	7台		事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		所内通信連絡設備(固定電話機)(注4)(注10)	C	26台		事務棟、保安棟、第1加工棟	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		所内通信連絡設備(無線機)(注5)(注10)	C	12台		事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 一般回線(注6)(注10)	C	1式		事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 携帯電話(注7)(注10)	C	1式		緊急対策本部員	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 I P 電話(注10)	C	3台		事務棟(緊急対策本部)	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 社内網の利用(注8)(注10)	C	1式		事業所内全域	員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
		衛星電話	所外通信連絡設備 衛星携帯電話(注10)	B	各2台	計4台	保安棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
		携帯型無線(消防専用回線)	所外通信連絡設備 携帯型無線(消防専用回線)(注10)	C	1台		保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
		緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1台		保安棟	外観・動作 1回/6月	環境安全部長
		事業所内放送設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)に付属するマイク(注9)(注10))	C	1式		保安棟、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)	外観・動作 1回/6月	設備管理部長

- (注6) 所外通信連絡設備 一般回線は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介して外部と通信連絡を行う。
- (注7) 所外通信連絡設備 携帯電話は、緊急対策本部員が1台以上保持する。
- (注8) 所外通信連絡設備 社内網の利用は、所内通信連絡設備(電話交換機)1台を介し、社内他地区の電話交換機を使用して外部と通信連絡を行う。
- (注10) 設計基準において想定される事象に対する設計(加工施設の技術基準に関する規則の要求事項)を踏まえた加工施設とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

非常用通信機器の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p1858)

表チ-設-6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

設備・機器名称 機器名	{7024} ダストモニタ (排気用モニタ) —
設置場所	第2加工棟 第2フィルタ室
員数	1式 (1台)

(第5次設工認申請書 p1862)

表チ-設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

設備・機器名称 機器名	{7025} ダストモニタ (排気用モニタ) —
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室
員数	1式 (1台)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (計測器等を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の 考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	
計測器等 (注2)	排気筒モニタリング設備 その他の排気モニタ 固定式測定器	ダストモニタ (排気用モニタ) (注10)	C	2台	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	動作 1回/6月	環境安全部長	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	ガンマ線測定用サーベイメータ	B	各2台 計4台	事務棟、保安棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定用サーベイメータ	B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	空間放射線積算線量計	熱蛍光線量計 (TLD)	C	4個	事務棟	員数 1回/年	環境安全部長	
	同上リーダー	熱蛍光線量計 (TLD) リーダ	C	1台	第1加工棟	動作 1回/6月	環境安全部長	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	2台	保安棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	可搬式ダスト測定 関連機器	サンブラ 測定器	可搬式ダストサンブラ 表面汚染密度測定用サーベイメータ	B	各2台 計4台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンブラ(可搬式ダスト測定 関連機器のサンブラ兼用) 測定器	可搬式ヨウ素サンブラ 表面汚染密度測定用サーベイメータ	B	各1台 計2台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
	個人用外部被ばく線量測定器	測定器	個人線量計 (電子式線量計)	C	1台	事務棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長
				A	各10個以上 計40個以上	事務棟、第2加工棟、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長

(注10) 設計基準において想定される事象に対する設計 (加工施設の技術基準に関する規則の要求事項) を踏まえた加工施設とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

計測器等の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2082)

追第3次 表リ-4-1 非常用設備

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による 損傷の防止	1式 (ABC 粉末消火器 10 型:20 本 ABC 粉末消火器 20 型:13 本 ABC 粉末消火器 50 型:2 本)	増設 (1 本撤去、 3 本増設)	図リ-4-1-4

(第5次設工認申請書 p2084、p2085)

追第4次 表リ-2-1 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業 用工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号)
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、 追加)	1式 (ABC 粉末消火器 10 型:102 本 ABC 粉末消火器 50 型:17 本 BC 粉末消火器 20 型:19 本 金属火災用消火器:3 本 二酸化炭素消火器:1 本 乾燥砂 (消火用):2 個)	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8010-4} 消火設備 消火器	新設	1式 (ABC 粉末消火器 50 型:2 本 ABC 粉末消火器 10 型:1 本)	消火器	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)

(第5次設工認申請書 p2040、p2041、p2042)

表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更 内容	員数	技術基準に対 する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号)
第1廃棄物貯蔵棟	{8010-2} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC 粉末消火器 10 型:21 本 二酸化炭素消火器:1 本)	火災等による 損傷の防止	図リ-他-1(5) 図リ-他-1(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8010-3} 消火設備 消火器	変更 なし	1式 (ABC 粉末消火器 10 型:6 本)	火災等による 損傷の防止	図リ-他-2(5) 図リ-他-2(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
発電機・ ポンプ棟	{8010-7} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC 粉末消火器 10 型:4 本)	火災等による 損傷の防止	図リ-他-3	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (続き) (消火用資機材を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類		資機材の名称	数量の 考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
	消火用 資機材 (注2)	防火衣	簡易防火衣	簡易防火衣	B	各6式	計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年
耐熱防護服			耐熱防護服	B	各2式	計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
粉末消火器		粉末消火器		C	1式		敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
		消火設備	消火器 (注10)	C	1式		第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
屋外消火栓		屋外消火栓		C	3台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火設備	屋外消火栓 (注10)	C	6台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
屋内消火栓		消火設備	屋内消火栓 (注10)	C	13台		第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
可搬消防ポンプ		消火設備	可搬消防ポンプ (注10)	B	各1台	計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
消火栓ポンプ		消火栓ポンプ		C	1台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火設備	屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注10)	C	1台		発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
消火栓水槽	消火設備	屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
	消火設備	可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
貯水槽	消火設備	可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注10)	C	2基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	

(注10) 設計基準において想定される事象に対する設計 (加工施設の技術基準に関する規則の要求事項) を踏まえた加工施設とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

消火用資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2047、p2049)

表リ-他-2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

設備・機器名称 機器名	{8012} 消火設備 屋内消火栓 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓
設置場所	第2加工棟(屋上、外壁含む)({8012} 消火設備 屋内消火栓) 屋外及び発電機・ポンプ棟(第1加工棟外壁及び第1廃棄物貯蔵棟外壁含む)({8012-2} 消火設備 屋外消火栓)
員数	{8012} 消火設備 屋内消火栓: 1式 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓: 1式
一般仕様	その他の構成機器 屋内消火栓(消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 屋外消火栓(消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 消火栓ポンプ、高置水槽、消火栓水槽、消防用ホース箱、泡消火薬剤(可搬式)
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止 [11.1-F1] 第1加工棟(追第3次 表へ-2-1)には{8012-2} 消火設備 屋外消火栓を、第2加工棟(追第4次 表へ-2-1)には{8012} 消火設備 屋内消火栓を設ける。 □設備の員数({8012-2} 消火設備 屋外消火栓) ・屋外消火栓: 全6台 ・屋外消火栓に設置するホース: 20m ホース2本 □設備の員数({8012} 消火設備 屋内消火栓) ・屋内消火栓: 全13台 (1階: 4台、中2階: 1台、2階: 3台、3階: 4台、4階: 1台) ・屋内消火栓に設置するホース: 15m ホース2本 ・延長ホース(15m): 3本(1階: 1本、2階: 1本、3階: 1本) ・泡消火薬剤(可搬式): 1式 消火栓の消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、消防法施行令第十一条(屋内消火栓)及び消防法施行令第十九条(屋外消火栓)の設置基準に基づき設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、{8012} 消火設備 屋内消火栓、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の共用となるが、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の設備とする。 □設備の員数({8012-2} 消火設備 屋外消火栓) ・消火栓水槽: 1基(約25m³) ・消火栓ポンプ: 1台(非常用電源設備に接続)

(第5次設工認申請書 p2222)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材(第85条関係)(続き)(消火用資機材を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
消火用資機材(注2)	防火衣	簡易防火衣	B	各6式 計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	B	各2式 計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
	粉末消火器	粉末消火器	C	1式	敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
		消火設備 消火器(注1.0)	C	1式	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
	屋外消火栓	屋外消火栓	C	3台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火設備 屋外消火栓(注1.0)	C	6台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	屋内消火栓	消火設備 屋内消火栓(注1.0)	C	13台	第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	可搬消防ポンプ	消火設備 可搬消防ポンプ(注1.0)	B	各1台 計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	C	1台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ(注1.0)	C	1台	発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓水槽	消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓水槽(注1.0)	C	1基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長
		消火設備 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽(注1.0)	C	1基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長
貯水槽	消火設備 可搬消防ポンプに付属する貯水槽(注1.0)	C	2基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	

(注1.0) 設計基準において規定される事象に対する設計(加工部数の見積基準に関する炭素の還元等)を勘定した加工部数とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

消火用資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

(続き)

(第5次設工認申請書 p2223)

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (続き) (消火用資機材を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類		資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
	防火衣	簡易防火衣			各6式	計12式			
消火用資機材 (注2)		簡易防火衣	簡易防火衣	B	各6式	計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	耐熱防護服	B	各2式	計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
		粉末消火器	粉末消火器	C	1式		敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
			消火器 消火器 (注10)	C	1式		第1加工棟、第2加工棟、第1配管分時棟、第3配管分時棟、第5配管分時棟、第6配管分時棟、第7配管分時棟、第8配管分時棟、第9配管分時棟、第10配管分時棟	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
		屋外消火栓	屋外消火栓	C	2台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
			消火器 屋外消火栓 (注10)	C	6台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		屋内消火栓	消火器 屋内消火栓 (注10)	C	1台		第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		可搬消防ポンプ	消火器 可搬消防ポンプ (注10)	B	各1台	計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	C	1台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
			消火器 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注10)	C	1台		発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓水槽	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
		消火器 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
	貯水槽	消火器 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注10)	C	2基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	

(注10) 設計基準において想定される事象に対する設計(加工室等の技術基準に拠る規則の例外事項)を認められた加工部数とする。

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

消火用資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

(第5次設工認申請書 p2224)

(続き)

(第5次設工認申請書 p2225)

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (続き) (消火用資機材を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	
				各6式	計12式				
消火用資機材 (注2)	防火衣	簡易防火衣	簡易防火衣	B	各6式	計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	耐熱防護服	B	各2式	計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
	粉末消火器	粉末消火器	粉末消火器	C	1式		敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
		消火器 消火器 (注10)	消火器 消火器 (注10)	C	1式		第1加工棟、第2加工棟、第1配管の貯蔵庫、第2配管の貯蔵庫、第3配管の貯蔵庫、第4配管の貯蔵庫、第5配管の貯蔵庫、第6配管の貯蔵庫、第7配管の貯蔵庫、第8配管の貯蔵庫、第9配管の貯蔵庫、第10配管の貯蔵庫	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
	屋外消火栓	屋外消火栓	屋外消火栓	C	5台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火器 屋外消火栓 (注10)	消火器 屋外消火栓 (注10)	C	5台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	屋内消火栓	消火器 屋内消火栓 (注10)	消火器 屋内消火栓 (注10)	C	12台		第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	可搬消防ポンプ	消火器 可搬消防ポンプ (注10)	消火器 可搬消防ポンプ (注10)	B	各1台	計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	C	1台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火器 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注10)	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注10)	C	1台		発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
消火栓水槽	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注10)	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
	消火器 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注10)	消火器 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
貯水槽	消火器 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注10)	消火器 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注10)	C	2基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

消火用資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

(第5次設工認申請書 p2226)

(注10) 設計基準において規定される事故に対する設計(加工施設の設計基準に定める規則の要求事項)を踏まえた加工施設とする。

(続き)
(第5次設工認申請書 p2227)

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (続き) (消火用資機材を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類		資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
消火用資機材 (注2)	防火衣	簡易防火衣	簡易防火衣	B	各6式	計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	耐熱防護服	B	各2式	計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
	粉末消火器	粉消火器	粉消火器	C	1式		敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
		消火器 消火器 (注10)	消火器 消火器 (注10)	C	1式		第1加工棟、第2加工棟、第1配管の貯蔵庫、第2配管の貯蔵庫、第3配管の貯蔵庫、第4配管の貯蔵庫、第5配管の貯蔵庫、第6配管の貯蔵庫、第7配管の貯蔵庫、第8配管の貯蔵庫、第9配管の貯蔵庫、第10配管の貯蔵庫	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
	屋外消火栓	屋外消火栓	屋外消火栓	C	5台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火器 屋外消火栓 (注10)	消火器 屋外消火栓 (注10)	C	5台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	屋内消火栓	消火器 屋内消火栓 (注10)	消火器 屋内消火栓 (注10)	C	12台		第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	可搬消防ポンプ	消火器 可搬消防ポンプ (注10)	消火器 可搬消防ポンプ (注10)	B	各1台	計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	C	1台		敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火器 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注10)	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注10)	C	1台		発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓水槽	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注10)	消火器 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長
		消火器 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注10)	消火器 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注10)	C	1基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長
貯水槽	消火器 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注10)	消火器 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注10)	C	2基		敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

消火用資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

(加工事業変更許可申請書 p 添7 別ロ-12)

(注10) 敷針基準において使用される事故に対する設計 (加工施設の技術基準に定める規則の要求事項) を踏まえた加工施設とする。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2052)

表リー他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

設備・機器名称 機器名	(8012-8) 消火設備 可搬消防ポンプ
設置場所	屋外 (第2加工棟出荷ヤード (貯水槽①近傍) 及び貯水槽②近傍)
員数	1式 (2台)
一 般 仕 様	その他の構成機器 消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズル 貯水槽①：約240 m ³ 貯水槽②：約200 m ³ (設置位置は消防法施行令第二十条第4項第一号に、水量は消防法施行令第二十条第4項第三号に準拠) 消火栓水槽 (高台用)：約14 m ³
技 術 基 準 に 基 づく 仕 様	火災等による損傷の防止 [11.1-F1] (8012-8) 消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条第4項第四号に準拠した上で、屋外に設置する。 □設備の員数 ((8012-8) 消火設備 可搬消防ポンプ) ・可搬消防ポンプ：2台 (8012-8) 消火設備 可搬消防ポンプの配置を、図リー他-5 (11) に示す。

(第5次設工認申請書 p2232)

--

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (続き) (消火用資機材を抜粋して再掲)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
消火用資機材 (注2)	防火衣	簡易防火衣	B	各6式 計12式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	B	各2式 計4式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	環境安全部長
	粉末消火器	粉末消火器	C	1式	敷地内	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
		消火設備 消火器 (注1.0)	C	1式	第1加工棟、第2加工棟、第1配管係貯水槽、第3配管係貯水槽、第5配管係貯水槽、発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/6月	設備管理部長
	屋外消火栓	屋外消火栓	C	2台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火設備 屋外消火栓 (注1.0)	C	6台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	屋内消火栓	消火設備 屋内消火栓 (注1.0)	C	13台	第2加工棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	可搬消防ポンプ	消火設備 可搬消防ポンプ (注1.0)	B	各1台 計2台	第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
	消火栓ポンプ	消火栓ポンプ	C	1台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
		消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注1.0)	C	1台	発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1回/6月	設備管理部長
消火栓水槽	消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注1.0)	C	1基	発電機・ポンプ棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
	消火設備 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注1.0)	C	1基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
貯水槽	消火設備 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注1.0)	C	2基	敷地内	外観・員数 1回/年	設備管理部長	

(注1.0) 設計基準において想定される事象に対する数計 (加工部数の技術基準に関する取組の要水等) を勘定した加工部数とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

消火用資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載

(第5次設工認申請書 p2059)

表リ-他-5 (別表) 緊急設備 可搬型照明 設備一覧

	可搬型エンジン駆動照明	ヘッドライト	手動発電ライト	可搬型ライト	懐中電灯	可搬式2800 V8ガソリン発電機
電源	エンジン駆動発電機	乾電池	手動発電+太陽光発電	充電式乾電池	乾電池	エンジン駆動発電機
設置場所	第2加工棟、保安棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	事業所内各所	保安棟、事務棟、第1加工棟
保管個数	2台	20個	2個	10個	20個	3台

(第5次設工認申請書 p2271)

保安規定変更申請 変更後の図表

別表2-1 非常時用資機材 (第85条関係) (続き) (その他資機材を抜粋して再掲)


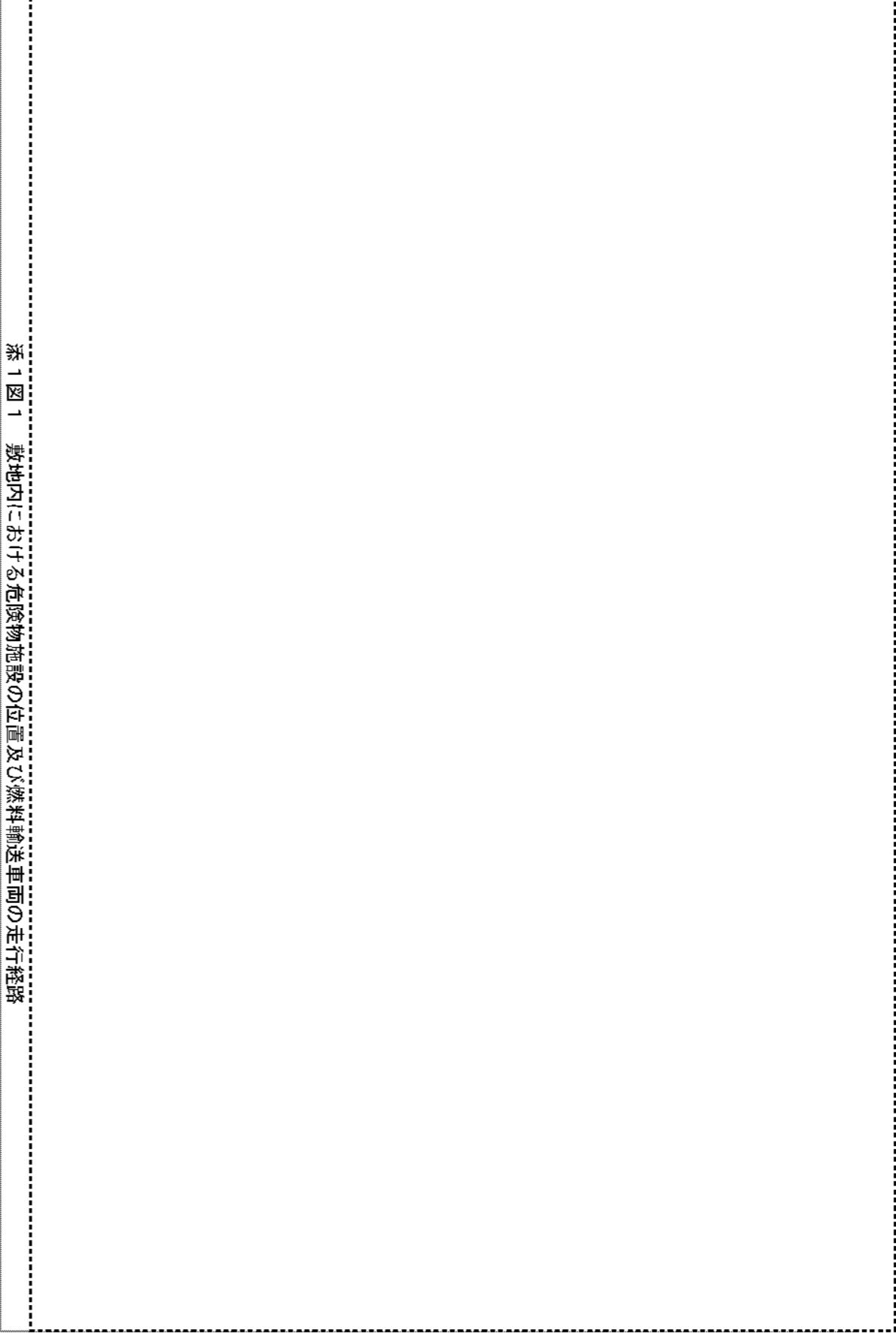
分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	
その他資機材	ヨウ化カリウム製剤	ヨウ化カリウム製剤	A	1,000錠	事務棟、保安棟	員数 1回/年	環境安全部長	
	担架	担架	B	各1台 計5台	保安棟、第2加工棟、第1加工棟、発電機・ポンプ棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長	
	除染用具	除染用具	B	各1式 計3式	事務棟、第2加工棟	員数 1回/年	環境安全部長	
	物づく者輸送のために使用可能な車両	物づく者輸送のために使用可能な車両	C	1台	敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	環境安全部長	
	可搬式発電機		可搬型エンジン駆動照明に付属するエンジン駆動発電機 (注10)	B	各1台 計2台	保安棟、第2加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
			可搬式2800 V8ガソリン発電機 (注10)	E	各1台 計2台	事務棟、保安棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
	照明器具 (注2)	投光器 携帯用照明	可搬型照明 可搬型エンジン駆動照明 (注10)	B	各1台 計2台	保安棟、第2加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
			緊急用照明	A	30台以上	事務棟、保安棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
			可搬型照明 ヘッドライト (注10)	ム	20個	部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
			可搬型照明 手動発電ライト (注10)	ム	2個	部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
			可搬型照明 可搬型ライト (注10)	A	10個	部品検査設備棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
		可搬型照明 懐中電灯 (注10)	A	20個	事業所内各所(保安棟、保安棟、第1加工棟、第2加工棟、第1倉庫(非常時用))	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	
	外扉等の目張り用資機材	外扉等の目張り用資機材	B	各1式 計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長	
建物、設備損傷時の養生用資機材	建物、設備損傷時の養生用資機材	B	各1式 計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	設備管理部長		
飛散ウラン回収用資機材	飛散ウラン回収用資機材	B	各1式 計2式	保安棟、第2加工棟	外観・員数 1回/年	燃料製造部長		




(注10) 設計基準において想定される事象に対する設計(加工施設の技術基準に関する規則の要求事項)に基づいた加工個数とする。

対応状況の説明

別表2-1では、加工事業変更許可申請書に基づき、非常時において使用する資機材の数量、保管場所等を定めている。

その他資機材の一部については、加工施設の技術基準に関する規則の要求事項を踏まえて設工認申請書において詳細化したものとしている。

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>(第5次設工認申請書 p1563)</p> 	<p>添1 図1</p>  <p>添1 図1 敷地内における危険物施設の位置及び燃料輸送車両の走行経路</p>	<p>設工認申請書に基づき、火災源である施設内の危険物施設の位置を明確化するため、補正申請にて赤枠のとおり、燃料輸送車両の走行経路を示す添1 図1を追加する。</p> <p>また、火災源である燃料又は爆発源である高圧ガスを輸送する燃料輸送車両について、加工施設の建物・構築物との距離が危険距離及び危険限界距離以上となるよう走行経路を定めて管理するため、補正申請にて赤枠のとおり添1 図1には輸送車両の停車位置を含めた走行経路を示す。</p>

加工事業変更許可申請書又は設工認申請書の記載	保安規定変更申請 変更後の図表	対応状況の説明
<p>(第5次設工認申請書 p1565)</p> 	<p>添1 図1 (再掲)</p> 	<p>設工認申請書に基づき、火災源である施設内の危険物施設の位置を明確化するため、補正申請にて赤枠のとおり、燃料輸送車両の走行経路を示す添1 図1を追加する。</p> <p>また、火災源である燃料又は爆発源である高圧ガスを輸送する燃料輸送車両について、加工施設の建物・構築物との距離が危険距離及び危険限界距離以上となるよう走行経路を定めて管理するため、補正申請にて赤枠のとおり添1 図1には輸送車両の停車位置を含めた走行経路を示す。</p>
<p>(第5次設工認申請書 p1566)</p> 	<p>添1 図1 敷地内における危険物施設の位置及び燃料輸送車両の走行経路</p> 